



53
96



始





越

佐

史

新

大正

15. 10. 11

内交

534-96

越佐史料

卷二 目次

後深草天皇

寛元四年丙午

百紀元千九百六年

六月 十三日 幕府執權北條時頼、越後守北條光時ノ專恣ヲ怒リテ伊豆ニ流シ、

其越後國務及ビ諸職ヲ沒收ス、……………一

寶治元年丁未

百紀元千九百七年

是 歲 幕府、越後佐橋莊南條等ノ地ヲ毛利經光ニ安堵セシム、……………四

後深草天皇

建長元年己酉

百紀元千九百九年

十二月十日 佐渡八幡宮別當國包姓、闕ヲ同宮權神主職ニ補ス、尋テ若宮權殿

内職ト爲ス、……………六

二年庚戌

百紀元千九百十年

目次 寛元四年 寶治元年 建長元年 二年

十一月是月 九條道家越後白河莊等ノ地ヲ其女ニ讓ル、……………八

六年甲寅 紀元千九百十四年

五月 十三日 紀伊權介菅原在章ヲ越後介ト爲ス、尋テ復タ重任セシム、……………一

七年乙卯 紀元千九百十五年

三月 廿七日 幕府色部公長ニ越後小泉莊加納ノ内色部牛屋粟島並ニ讚岐ノ

地等ノ地頭職ヲ安堵セシム、……………一

十二月十三日 掃部助金澤實時ヲ越後守ト爲ス、……………二

正嘉元年丁巳 紀元千九百十七年

正月 七日 幕府陸奥守北條政村ヲシテ越後ノ國務ニ任ゼシム、……………四

正元元年己未 紀元千九百十九年

正月 是月 佐渡八幡宮神主田植ノ歌ヲ録ス、……………四

龜山天皇

文應元年庚申 紀元千九百二十年

六月 七日 成功ヲ越後伊賀兩國ニ募リテ京都祇園社ノ神輿ヲ改造ス、……………七

弘長二年壬戌 紀元千九百二十二年

六月 是月 佐渡常樂院ノ梵鐘鑄造成ル、……………一八

文永七年庚午 紀元千九百三十年

七月 十五日 毛利經光越後佐橋莊南條安藝吉田莊等ノ地頭職ヲ其子時親ニ

讓ル、……………一八

八月 廿五日 色部公長其子忠長ニ越後小泉莊色部條地頭職ヲ孫長信ニ同粟

島ノ地頭職ヲ讓ル幕府尋テ之ヲ安堵セシム、……………二〇

八年辛未 紀元千九百十一年

三月 是月 幕府佐渡長安寺々内ニ殺生禁斷ノ制札ヲ掲グ、……………二二

阿彌陀如來木像並ニ朝鮮鐘寫眞、……………二二

九月 十二日 幕府僧日蓮ヲ佐渡ニ流ス、後四年ニシテ之ヲ赦ス、……………二四

寫眞、……………二四

九年壬申 紀元千九百一十二年

十月 廿五日 幕府平賴資若鶴丸ニ越後白河莊安田條地頭職ヲ安堵セシム、……………九八

十年癸酉 紀元千九百一十三年

二月 三日 沙彌最信命ヲ奉ジテ佐渡長安寺谷塚山寺等ニ於テ土民等ノ狩

後宇多天皇

建治元年乙亥 紀元千九百三十五年

八月 八日 佐渡長安寺僧長圓院主職ヲ法弟淨聖ニ讓ル、……………一〇〇

九月 廿二日 某、佐渡長安寺僧徒ヲシテ佛法ヲ興シ、專ラ學ヲ修メシム、尋デ、土

地ヲ寄進シテ、佛供及ビ修理ノ料ニ宛テシメ、寺法ヲ定ム、……………一〇一

三年丁丑 紀元千九百三十七年

五月 十八日 彈正少弼北條業時ヲ越後守ト爲ス、……………一〇四

弘安元年戊寅 紀元千九百三十八年

十一月廿三日 某、越後池上大明神ニ鏡ヲ納ム、……………一〇五

二年己卯 紀元千九百三十九年

正月 廿四日 權兵部少輔萬里小路宣房ヲシテ、越後介ヲ兼ネシム、……………一〇六

三年庚辰 紀元千九百四十年

十月 十七日 越後華報寺聖禪、無傳、京都ニ至リテ、東福寺辨圓爾ノ病ヲ訪ヒ、其示

寂ニ會ス、……………一〇六

十一月是月 幕府、越後守北條業時ヲ駿河守ト爲シ、左近大夫將監金澤顯時ヲ

越後守ニ任ズ、尋デ、事ニヨリテ、顯時ヲ流ニ處シ、後召還ス、……………一〇七

五年壬午 紀元千九百四十二年

八月 七日 龜山上皇ノ院宣ニ依リテ、賴重姓、關ヲ越後ニ流ス、……………一〇七

六年癸未 紀元千九百四十三年

四月 五日 幕府、越後白河莊猿田等ノ地ヲ、眞珠姓、關ニ安堵シテ、殺生ヲ禁斷

セシム、……………一〇八

七年甲申 紀元千九百四十四年

八月 是月 幕府、陰謀發覺ニ依リテ、北條時光ヲ佐渡ニ流ス、……………一〇九

八年乙酉 紀元千九百四十五年

六月 一日 佐渡ノ本間重久、兄宣定ト領地ヲ爭フ、是日、幕府、之ヲ裁決ス、……………一一〇

九年 紀元千九百四十六年

八月 十四日 國宣ヲ佐渡ニ下シ、宣旨院宣關東下知狀等ヲ帶セザル地ハ、前々

司ノ新儀和與、請所ヲ停メ、一國平均ニ國檢ヲ遂ゲテ、東寺ノ造營ニ宛テシ

ム、……………一一二

伏見天皇

弘安十年丁亥

紀元千九百四十七年

十二月十一日 幕府河村余一ニ亡父道阿ノ例ヲ守リテ越後荒河保引網ノ事ヲ

沙汰セシム

一一三

正應元年戊子

紀元千九百四十八年

三月 十二日 小除目六波羅探題北條兼時ヲ越後守ト爲ス

十一月九日 燈油佛聖料田トシテ越後佐味莊等ノ地ヲ西大寺四王院ニ施入

ス

一一五

四年辛卯

紀元千九百五十年

十一月廿七日 池頼章弟頼定ト越後福雄莊八王寺神田ノ地ヲ争フ是日幕府之

ヲ裁決ス尋テ幕府新開地トシテ之ヲ收公シ藥師堂守護禪朝ニ付ス

十二月廿一日 幕府尼某ニ越後波多岐莊八馬深見等ノ地ヲ安堵セシム

五年壬辰

紀元千九百五十二年

十月 二十日 幕府平長直ニ越後小泉莊牛屋條内作道以東地頭職等ヲ安堵セ

シム

一一二

十月 廿二日 沙彌道願其所領地ノ地頭職ヲ其女ニ讓ル

永仁元年癸巳

紀元千九百五十三年

四月 廿二日 北條貞時内官領左衛門尉平頼綱及ビ其子資宗ノ驕僭ヲ怒リテ

之ヲ鎌倉ニ誅ス長子宗綱連坐シテ佐渡ニ流サル

十二月七日 佐渡八幡宮別當任精聰七元主ヲ同若宮權代神主ト爲ス

二年甲午

紀元千九百五十四年

七月 廿一日 越後守北條兼時越後ニ下向ス

三年乙未

紀元千九百五十五年

九月 十八日 幕府評定衆越後守北條兼時卒ス

是月 陸奥守北條宣時祈禱ノ爲メニ鐘一口ヲ佐渡正光寺ニ寄進ス

十二月廿九日 小除目刑部少輔北條久時ヲ越後守ト爲ス

四年丙申

紀元千九百五十六年

五月 廿四日 幕府源助光ニ越後赤澤村竝ニ出雲三刀屋郷ノ地ヲ安堵セシ

ム

一一〇

五年丁酉

紀元千九百五十七年

六月 廿三日 僧一實越後華報寺ニ經筒ヲ納ム、……………一三一

六年戊戌 紀元千九百五十八年

三月 十六日 前權中納言冷泉爲兼ヲ佐渡ニ流ス、後五年之ヲ召還ス、……………一三二

四月 八日 僧日印、越後本成寺本尊釋迦牟尼佛、又ビ脇士四菩薩ヲ造立供養ス、……………一五四

五月 十一日 沙彌阿忍、所領越後小泉莊牛屋條ノ地ヲ其女ニ讓ル、……………一五五

後伏見天皇

正安元年己亥 紀元千九百五十九年

五月 十二日 幕府、色部長綱ニ、越後小泉莊ノ内色部條地頭職ヲ安堵セシム、……………一五六

二年庚子 紀元千九百六十年

三月 九日 右大辨藤原爲行ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、……………一五六

九月 是月 妙心、越後正圓寺ニ供養塔ヲ建ツ、……………一五七

後二條天皇

正安三年辛丑 紀元千九百六十一年

十一月十一日 幕府、平壽命ニ、越後奥山莊高野條内水無ノ地ヲ安堵セシム、……………一五八

乾元元年壬寅 紀元千九百六十二年

十月 九日 某、小笠原助房ヲ、越後浦佐天王堂院主職ト爲ス、……………一五九

嘉元元年癸卯 紀元千九百六十三年

六月 廿九日 越後平賴資、其領地目錄ヲ記シテ、處分ヲ定ム、……………一五九

十一月廿六日 茂木知盛、越後田島等ノ所領地ヲ、嫡子知氏ニ讓ル、尋デ幕府之ヲ安堵セシム、……………一六一

二年甲辰 紀元千九百六十四年

三月 是月 西大寺領越後佐味莊赤澤村地頭等、其貢米ヲ注進ス、……………一六三

六月 六日 六波羅探題金澤貞顯ヲ越後守ト爲ス、……………一六四

七月 廿六日 龜山上皇、後二條天皇ニ、越後佐橋莊等ノ地ヲ讓リ給フ、……………一六四

花園天皇

延慶元年戊申 紀元千九百六十八年

正月 十八日 越後華報寺僧素詰寂ス、……………一六六

五月 是月 本間泰宣、佐渡國分寺ニ、領地ヲ還付ス、……………一六六

八月 十三日 和田兼連、其所領越後奥山莊北條ノ地ヲ、其子茂實、章連ニ讓ル、……………一六七

三年庚戌

紀元千九百七十年

六月 十日 平資行、兄資家ト、越後白河莊上條安田條ノ地頭職ヲ爭ヒ、是日和

與ス、尋テ幕府之ヲ裁可ス、
一六八

八月 五日 伏見上皇ノ院宣ニ依リ、權中納言中御門宗冬ヲシテ、舊ノ如ク、越

後小泉莊ヲ安堵セシム、
一七〇

十三日 幕府引付衆北條時敦ヲ越後守ト爲ス、
一七〇

應長元年辛亥

紀元千九百七十一年

三月 三十日 參議花山院兼信ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、
一七一

八月 廿二日 毛利時光、越後佐橋莊ニ專稱寺ヲ建テ、北條下村ノ内金丸名ノ

地ヲ寄附ス、
一七一

十月 二日 某、越後長徳寺ニ供養碑ヲ建ツ、
一七七

正和二年癸丑

紀元千九百七十三年

十一月十四日 石河光廣、道圓ト、父光蓮ノ遺領、越後刈羽郷ノ地ヲ爭ヒ、是日和與

ス、
一七八

四年乙卯

紀元千九百七十五年

八月 十三日 色部長綱、越後小泉莊粟屋地頭職ヲ母性空ニ讓ル、尋テ其所領同

莊色部條ノ地、竝ニ同地頭職ヲ其子長倫ニ讓ル、幕府之ヲ安堵ス、
一八〇

文保元年丁巳

紀元千九百七十七年

正月 廿五日 沙彌善忍、越後牛屋內名田屋敷地頭職ヲ其子染童丸ニ讓ル、
一八一

十月 廿八日 尼色部誓佛、越後小泉莊色部牛屋條ノ地ヲ孫長倫ニ讓ル、
一八二

後醍醐天皇

元應元年己未

紀元千九百七十九年

三月 九日 參議園基成ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、尋テ基成之ヲ辭ス、
一八三

十月 是月 近江日吉神社、其社領ヲ注進ス、中ニ佐渡新穗莊アリ、
一八三

二年庚申

紀元千九百八十年

五月 廿四日 六波羅北方越後守北條時敦卒ス、
一八四

元亨元年辛酉

紀元千九百八十一年

六月 廿日 幕府、河村秀久ニ亡父秀綱ノ遺領、越後荒河保ノ地ヲ安堵セシ

ム、
一八六

七月 廿一日 幕府、加治有綱ヲシテ、越後奥山莊草水條ノ内、持倉、栖卷、長谷、坪穴

等ノ地ヲ和田章連ニ渡付セシム、……………一八七
是 歲 八郎姓名誓阿、越後如法寺ニ供養塔ヲ建ツ、……………一八八

二年壬戌 紀元千九百八十二年

三月 七日 平連資、所領越後白河莊上條分ノ伊勢神宮役夫工米ノ所課ヲ配分ス、……………一八八

七月 七日 幕府、和田章連ニ其伯母平氏ノ冒占ヲ斥ケテ、越後奥山莊草水條ノ地ヲ安堵セシム、……………一八九

十一月 十日 越後普光寺、其所管天王堂神田ヲ注ス、……………一九一

三年癸亥 紀元千九百八十三年

八月 七日 河村秀久、相傳ノ所領越後荒河保惣領職ヲ嫡子政秀等ニ讓ル、……………一九一

十月 廿一日 幕府、本間資貞及ビ泰宣ヲシテ、佐渡十社ノ神事ヲ沙汰セシム、……………一九五

是 月 和田章連、其所領越後奥山莊草水等ノ地ヲ、同茂實ニ冒サル、仍テ、之ヲ幕府ニ訴フ、……………一九六

十二月 十六日 北條維貞、本間有綱ヲシテ、佐渡波多郷ノ内本間入道忍蓮女子跡、次郎兵衛尉女子跡、竝ニ孫太郎入道跡代官職ヲ安堵セシム、……………一九七

是 月 沙彌寶明、佐渡代官齋藤名長安寺佛供田ヲ堪落セルニ依リ、舊ノ如ク之ヲ寄進セシム、……………一九八

正中元年甲子 紀元千九百八十四年

正月 十三日 記錄所寄人唐橋公時ヲシテ、越後權介ヲ兼ネシム、……………一九九

是 歲 金澤貞將ヲ越後守ト爲ス、……………二〇〇

二年乙丑 紀元千九百八十五年

正月 二十日 越後和田茂長女子平氏、姉ト亡母ノ遺領武藏坂戸郷、竝ニ下總金町郷ノ田畠ヲ爭ヒ、是日和興ス、尋テ幕府、之ヲ裁シテ違亂ナカラシム、……………二〇一

二月 八日 平資家、越後白河莊安田條等ノ地頭職ヲ、其子資宗ニ讓ル、……………二〇二

七月 七日 大津重胤、和田茂長女子平氏ト、越後奥山莊鍛柄村ノ地ヲ爭フ、是日、幕府、之ヲ裁決ス、……………二〇三

八月 五日 沙彌圓光、佐渡長安寺ニ佛生會田、鎮守白山神社祭田ヲ寄進ス、……………二〇四

是 月 前權中納言日野資朝、隱謀アルヲ罪シテ、佐渡ニ流ス、……………二〇五

十一月 廿六日 僧禪願、越後大面莊石地條、蓋天菴ニ於テ、古註論語十卷ヲ寫ス、……………二〇六

嘉曆元年丙辰

紀元千九百八十六年

四月 十六日 沙彌行光、佐渡武井保ノ地ヲ妻某ニ讓ル、
九月 五日 越後ノ人孝基、姓關鐵鉢ヲ彌彦神社ニ奉納ス、(彌彦神社鐵鉢寫真)

三年戊辰

紀元千九百八十八年

九月 廿四日 幕府池七郎大夫ヲシテ、海老名忠領、竝ニ和田茂長ノ女士用若ニ、
越後奥山莊ノ内、荒居江波多等ノ諸村ヲ渡付セシム、
十二月二十日 越後本成寺日印寂ス、(日印置文寫真)

元德元年己巳

紀元千九百八十九年

七月 十六日 前佐渡守佐々木宗氏卒ス、
二年庚午 紀元千九百九十年

六月 廿四日 是ヨリ先、後醍醐天皇、陰ニ北條高時ヲ滅サントシ、僧圓觀、忠圓及ビ文觀等ヲシテ、呪咀セシメ給フ、仍リテ、高時之ヲ捕ヘシメ、是日鎌倉ニ下ス、尋デ、忠圓ヲ越後ニ、圓觀ヲ陸奥ニ、文觀ヲ硫黃島ニ流ス、
元弘元年辛未 紀元千九百九十一年

正月 十三日 非參議高成房ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、
二月 十三日 沙彌貞阿等、觀世音菩薩像ヲ越後金仙寺ニ施入ス、
八月 是月 仙阿、越後黒川藏王權現ニ柴燈鉢ヲ寄進ス、
是歲 六波羅探題北條仲時ヲ越後守ト爲ス、

元弘二年壬申

紀元千九百九十二年

三月 十二日 參議左中將藤原忠兼ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、
六月 二日 幕府佐渡守護本間泰宣ヲシテ、前權中納言日野資朝ヲ佐渡ニ斬ラシム、資朝ノ子阿新丸、邦光佐渡ニ赴キテ、泰宣ノ子綱直ヲ殺ス、
八月 十五日 河村政秀、其所領越後荒河保ノ地ヲ二男瀧熊丸ニ讓ル、

三年癸酉

紀元千九百九十三年

三月 十一日 尼色部誓佛、越後小泉莊ノ地ヲ、其女彦鶴ニ讓リ、後之ヲ色部長倫ニ傳ヘシム、
五月 八日 新田義貞、護良親王ノ令旨ヲ奉ジテ、兵ヲ上野ニ起ス、越後ノ一族大井田里見、鳥山羽川、大島等ノ諸氏之ニ應ズ、義貞進ンデ鎌倉ヲ攻メ、北條高時ヲ滅ス、佐渡ノ本間泰宣、北條氏ニ從ヒテ自盡ス、

十六日 京畿ニ兵亂起リ、越後ノ色部長行、京都ニ上リ、尋デ、同長倫モ亦入京シ、足利尊氏ノ軍ニ從フ、(色部長行著到狀寫真)……………二九九

七月 廿三日 諸國ニ詔シテ、士庶業ヲ捨テ、闕下ニ愁訴スルヲ停メ、北條氏ノ餘黨ヲ除クノ外、所領ノ地ハ、舊ノ如クナラシメ給フ、……………三〇〇

八月 五日 左馬助新田義貞ヲ越後守ト爲ス、……………三〇一

九月 十五日 寬祐、越後今熊野山ニ鰐口ヲ納ム、……………三〇三

十月 十一日 越後ノ色部長綱ノ寡婦性空ニ、所領ヲ安堵セシム、……………三〇四

十二月十日 越後守新田義貞、和田茂長女子ニ、越後奥山莊、楸柄、堰澤、鹽谷三箇村等ノ地頭職ヲ安堵セシム、……………三〇四

十四日 越後守新田義貞、色部長倫ニ、小泉莊ノ内色部條惣領職、並ニ粟島地頭職ヲ安堵セシム、(新田義貞越後國宣寫真)……………三〇五

是 歲 諸國流人ノ罪ヲ赦シテ、京都ニ召還ス、僧正忠圓、越後ヨリ還ル、……………三〇六

建武元年甲戌 紀元千九百九十四年……………三〇七

二月 五日 越後守新田義貞、目代ニ令シテ、守護代ト共ニ、附近ノ地頭等ヲ催促シテ、和田義成等一族家人等ヲ、金山郷ニ治罰セシム、……………三〇七

十四日 越後守新田義貞、和田茂泰寡婦教意ニ、奥山莊、高野郷ノ地ヲ、和田義成ニ、同莊羽黑、鷹栖等ノ地ヲ安堵セシム、……………三〇八

十八日 色部長倫、其所領越後小泉莊、色部條ノ地ヲ、女子千歲ニ讓ル、……………三二〇

四月 十二日 藏人所、牒ヲ越後佐渡等北陸道七國ニ移シテ、舊規ニ遵ヒ、貢蘇ヲ備進セシム、……………三二一

五月 十八日 恩賞方四番ヲ定メ、北陸道ヲ第二番トス、……………三二四

七月 十二日 越後ノ小泉持長、大河將長等、瀬波郡ニ叛ス、守護代屋藏與一、色部長倫等ヲ催シテ之ヲ撃チ、是日、持長ヲ誅シ、尋デ、又將長ヲ大河樺澤城ニ攻メテ之ヲ破ル、……………三二五

八月 廿三日 村山隆義ノ戦功ヲ賞シテ、越後蘭田保地頭職ヲ賜フ、……………三二七

是 月 雜訴決斷所ニ所員ヲ増シテ八番ト爲シ、北陸道ヲ第四番ト爲ス、……………三二八

九月 廿九日 雜訴決斷所、和田茂長ノ女ニ、越後奥山莊ノ内、楸柄、鹽谷、堰澤三村ノ地ヲ安堵セシム、……………三二〇

是 歲 毛利貞親、越後ニ於テ、大覺寺統ノ阿曾宮ヲ奉ジテ兵ヲ舉グ、仍テ、

貞親、惣領長井高冬ニ預ケラル、尋デ、貞親ノ子親衡、佐渡國司千種某ニ從ヒ、
 越後ニ下向ス、
 和田茂實ノ所領越後奥山莊ヲ收メ、同莊ノ内中條、金山ノ地ヲ、左大臣近衛
 基嗣ニ賜フ、

二年乙亥

紀元千九百九十五年

三月 十二日 越後凶徒蜂起ス、是日、藤原某、名闕色部長倫等ニ令シテ、堀口貞政
 ニ從ヒ、之ヲ討タシム、

廿九日 雜訴決斷所、牒ヲ越後國衙ニ移シテ、嚮ニ和田茂實ノ同國奥山莊
 黒河條地頭職ヲ押領スルヲ停メテ、是日、之ヲ本主齋藤實利代ニ渡付セシ
 ム、尋デ、實利之ヲ養子重貞ニ讓ル、

八月 廿六日 越後ノ村山隆義ヲシテ、北條時行ニ黨セル信濃ノ凶徒ヲ討タシ
 ム、隆義、遺書ヲ認メテ出陣ス、

十月 三日 和田茂實、足利尊氏ノ命ニ依リテ、相模三浦長澤等ニ、北條氏ノ殘
 黨ヲ伐チ、尋デ、尊氏ノ第ヲ守ル、
 十日 越後國衙、奥山莊荒居以下村々ノコトニ就キ、海老名忠文ノ訴ニ

依リテ、和田又四郎ヲ召喚ス、

十一月十日 足利直義、越後守畠山貞康ノ勳功ヲ賞シテ、信濃市村八郎左衛門
名闕ノ舊領ヲ充行フ、

十九日 足利尊氏、同直義、鎌倉ニ叛ス、是日、新田義貞等、尊良親王ヲ奉ジテ
 之ヲ征ス、既ニシテ官軍敗レ、義貞等歸京ス、

十二月十八日 源某、軍勢等ノ、越後千屋郡田崎村百姓ヲ違亂スルヲ停ム、
 十九日 足利氏ノ黨色部高長、加治景綱ニ應ジ、是日、新田氏ニ屬セル河村

秀義等ヲ越後瀬波郡ニ邀撃シ、追ウテ其居城ヲ燒ク、
 廿三日 小國政光並ニ萩風間池等ノ諸氏、越後蒲原津ニ城ヲ構フ、加治景
 綱之ヲ攻メントス、是日、政光之ヲ松崎ニ、翌日、沼垂ニ邀ヘ戰フ、又政光ノ黨
 白河爲氏、豊田、鴻巣ニ、景綱及ビ加治岡政光等ト戰フ、

南朝後醍醐天皇 北朝光明天皇

延元元年丙子

紀元千九百九十六年 北朝建武三年

二月 七日 足利尊氏、越後奥山莊ノ地ヲ左大臣近衛基嗣ヨリ收メテ、和田茂
 實ニ還付ス、

廿四日 南朝原一族ニ敕シテ、尊氏及ビ直義與黨ノ越後ニ在ル者ヲ討タシム、……………三五九

四月 是月 南朝武者所ノ結番ヲ定ム、越後守新田義顯等一番ニ當ル、……………三五九

五月 十七日 加治景綱新田氏ノ兵ト越後佐崎原ニ戰ヒ、尋テ、佐々河山、青橋條、黑金津保等ニ戰フ、……………三六〇

十八日 是ヨリ先、尊氏直義ト共ニ西國ノ兵ヲ率キテ東上ス、義貞ノ將大井田氏經、備後福山城ヲ守リ、直義ノ軍ト戰ヒテ破ラル、……………三六一

廿五日 新田義貞、大井田氏經等ヲ率キテ、楠木正成ト共ニ、尊氏直義ヲ攝津兵庫湊川ニ禦グ、正成戰死シ、義貞京都ニ退ク、……………三六五

七月 五日 尊氏、和田茂實ヲシテ、京都速成就院ヲ警固セシム、……………三七一

八月 三十日 光嚴上皇、越後紙屋莊等ヲ山城實相院ニ安堵セシメ給フ、……………三七二

十月 十日 義貞竝ニ其子義顯等、皇太子恒良親王皇子尊良親王ヲ奉ジテ、越前ニ下向シ、金崎城ニ據ル、直義、越後ノ兵ヲシテ、之ヲ要撃セシム、……………三七三

十二日 小笠原兼經、村上信貞等、信濃ノ諸氏、義貞ノ兵ヲ越後ニ撃チ、其目代等ヲ追フ、……………三八八

是

月 尊氏、毛利元春ヲシテ、父親衡ノ越後ニ在ルヲ誘降セシム、親衡一

族ト共ニ之ニ應ズ、……………三九〇

十二月十八日 光嚴上皇、院宣ヲ下シテ、上乘院宮益性法親王ニ、崇徳院御影堂領

越後大槻莊等ノ地ヲ安堵セシメラル、……………三九〇

二年丁丑 紀元千九百九十七年
北朝建武四年

二月 是月 恒明親王ノ御子明光宮、越後ニ下ラレ、村山氏一族ノ兵ヲ徵シ給

フ、村山信義等、之ニ應ジテ沼河ニ到ル、……………三九一

三月 六日 高師泰、新田義貞等ヲ金崎城ニ攻ム、義貞等、柚山ニ赴キテ救援ヲ

圖ル、城中糧竭キ、是日遂ニ陥リ、新田義顯堀口貞政里見時成等之ニ死シ、尊

良親王亦自盡セラル、……………三九四

十四日 南朝、佐々木忠枝ヲ越後守護代ニ補セラル、義貞、南保重貞ニ令シ

テ、之ヲ援ケシム、……………四〇四

四月 十六日 南軍池風間諸氏兵ヲ舉ゲ、是日、信濃ノ高梨經賴等ト水科水吉ニ

戰フ、……………四〇五

越後妙法寺日成寂ス、……………四〇六

廿一日 尊氏、仁木義有ノ勳功ヲ賞シテ、越後松山保及ビ攝津、加賀等ノ地ノ地頭職ヲ宛行フ、……………四〇八

五月 二十日 南軍小國政光、河内爲氏、池、風間等、越後岩船ニ迫ル、北軍加治宗敦、

色部高長等之ヲ邀ヘ撃ツ、……………四〇九

廿二日 尊氏、大友氏泰ニ、越後紙屋莊ヲ與ヘテ、其勳功ヲ賞ス、……………四一〇

八月 十一日 權中納言中御門冬定、越後小泉莊等ノ所領及ビ相傳文書ヲ、其子

右近衛少將宗重ニ讓ル、……………四一一

十二月廿四日 尊氏、佐々木頼宗ノ勳功ヲ賞シテ、越後佐味莊參拾貳分一、越中田

中保半分ノ地頭職ヲ宛行フ、……………四一三

是 歲、直義、上杉憲顯ヲ越後守護ト爲シ、守護代ト共ニ、國內ヲ鎮セシ

ム、……………四一四

三年戊寅

紀元千九百九十八年
北朝曆應元年

三月 十日 左兵衛尉大井田義隆、和泉守護大塚惟正ニ令シ、後醍醐天皇繪旨

等ノ旨ニ任セ、同國久米田寺ヲシテ、山直郷内包近名等ノ濫妨ヲ停メ、知行

ヲ全ウセシム、……………四一四

閏七月二日 是ヨリ先、大井田氏經等、越前ニ赴キテ南軍ヲ援ク、是日、義貞、斯波

高經ト藤島ニ戰ヒテ、之ニ死ス、……………四一五

十日 尊氏、信濃守護高八郎ヲ越後ニ遣シ、新田氏ノ餘黨ヲ撃タシム、……………四二五

四年己卯

紀元千九百九十九年
北朝曆應二年

正月 十三日 北朝、文章博士藤原房範ヲ越後介ト爲ス、……………四二五

六月 廿八日 尊氏、長井貞頼ノ勳功ヲ賞シテ、越後社莊等ノ地頭職ヲ宛行フ、……………四二六

南朝後村上天皇 北朝光明天皇

興國元年庚辰

紀元二千三年
北朝曆應三年

二月 十八日 南保重貞、越後奥山莊、黑河條ノ地頭職ヲ養子土代一丸ニ讓ル、……………四二七

六月 廿七日 新田義宗、南保重貞ヲシテ、養父齋藤實利ノ遺領、越後奥山莊内、黑

河條地頭職ヲ安堵セシム、……………四二七

八月 二十日 新田義宗、兵ヲ越後ニ起シテ、信濃ニ入り、志久見山ヲ攻メ、長峯ニ

陣ス、守護代吉良時衡等拒ギ戰ヒテ、之ヲ却ク、……………四二八

是 歲、幕府、上杉憲顯、高師冬ヲ執事ト爲ス、……………四二九

二年辛巳

紀元二千一年
北朝曆應四年

正月 十日 上杉朝定、色部高長ヲシテ、越後ニ於ケル南軍ヲ討タシム、……………四二九

三月 六日 越後ノ僧日傳、上總本土寺ニ寂ス、……………四三〇

是 春 中務卿宗良親王、越後寺泊ニ駐リ給フ、……………四三一

四月 十三日 上杉朝定、越後鵜河莊ノ内安田條ノ地ヲ、丹波光福寺ニ寄進ス、……………四三四

五月 廿八日 北軍上杉朝定等、新田一族ヲ信濃志久見河ニ攻メテ之ヲ破ル、
尋デ、越後赤澤南山ヲ攻メテ、新田右馬助等ノ館ヲ燒ク、……………四三五

六月 一日 和田茂實、色部高長等、南軍小國政光等ヲ越後蒲原津ニ攻メ、其城
ヲ燒ク、……………四三六

五日 南朝、南保土代一丸ニ、越後奥山莊内黒河條地頭職ヲ安堵セシ
ム、……………四三七

七日 上杉憲顯、越後ノ南軍ヲ撃チテ、諸城ヲ陷シイル、是日、捷報鎌倉ニ
至ル、……………四三七

九月 十四日 直義、南軍河内氏、越後ニ蜂起スルニ依リ、和田茂實ニ命ジ、上杉憲
顯ニ屬シテ之ヲ討タシム、尋デ、河内藤倉城陥ル、……………四三八

是 月 南朝花山院長賢ヲ從五位上ニ敍シ、越後權介ト爲ス、……………四三九

三年壬午

紀元二千二年
北朝康永元年

三月 三十日 北朝、縣召除目、參議庭田重資ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシメ、文章博
士菅原在嗣ヲ越後權介ト爲ス、……………四三九

是 月 和田茂實、其一族茂長ノ女尼玄法ノ所領越後奥山莊ノ地ヲ押領
ス、玄法、仍テ之ヲ幕府ニ訴フ、……………四四〇

七月 廿四日 北朝源尚村ヲ佐渡守ト爲ス、……………四四一

八月 二日 上杉憲顯ノ宰長尾景忠、書ヲ和田茂實ニ與ヘテ、不虞ニ備ヘシム、
是日、憲顯、越後板賀井腋川ノ諸士ヲ岩船驛ニ召致ス、……………四四二

四年癸未 紀元二千三年
北朝康永二年

正月 廿七日 上杉憲顯ノ叔母清子足利尊
氏生母薨ズ、憲顯、越後ヲ鎮撫シテ喪ニ赴ク
能ハズ、仍テ、是日、長子憲將ヲシテ、代リテ西上セシム、尋デ、和田茂實ヲシテ、
越後出羽ノ南軍ニ備ヘシム、……………四四三

二月 廿一日 北軍藤原公房、出羽藤島城ノ南軍ヲ撃タントシテ、越後奥山莊北
條總領地頭ヲシテ、小泉莊大川ヲ成ラシム、……………四四六

三月 四日 幕府、上杉憲顯ニ命ジテ、越後小泉莊ノ内城入道、後藤信濃入道等

跡關所分ヲ本莊左衛門次郎等ノ違亂スルヲ停メ、青木武房ニ交付セシム、……………四四六

四月 三日 僧教印、佐渡長安寺ニ佛供田ヲ寄進ス、……………四四七

八月 十五日 佐渡妙宣寺日滿寂ス、……………四四七

十二月十六日 出羽藤島城ノ南軍越後ニ入りテ、大河將長ノ館ヲ陷シイル、是日、藤原公房急ヲ和田茂實ニ告ゲテ、岩船ニ出兵セシム、……………四五二

廿六日 尊氏三浦貞宗ノ戦功ヲ賞シテ、越後奥山莊ノ地、及ビ越前粟田島ヲ宛行フ、……………四五二

是 歲 幕府、上杉憲顯ヲ越後、並ニ伊豆、上野ノ守護職ト爲ス、……………四五三

五年甲申 紀元二千四年 北朝 康永三年

正月 廿四日 北朝除目、藤原懷治ヲ佐渡守ト爲ス、……………四五四

閏二月四日 幕府、和田茂長ノ女尼玄法ノ訴ニ依リテ、長尾景忠ノ越後奥山莊内、鍛柄、鹽谷、堰澤三箇村ヲ押妨スルヲ停メ、之ヲ玄法ニ交付セシム、……………四五五

四月 五日 色部長倫、其所領越後小泉莊内色部、松澤、粟島ノ地ヲ其妻阿妙ニ讓ル、……………四五六

是 月 貞泰姓 國等、佐渡石田、長木二宮三箇郷年貢結解狀等ヲ勘定注進ス、……………四五六

十月 二十日 直義、上杉憲顯ニ、越後上田莊關所地ヲ與ヘテ、守護領ノ不足ニ充テシム、……………四五九

十一月一日 尊氏、上杉憲顯ニ、相模河匂莊常陸佐都東郡半分ノ替地トシテ、井上俊清ノ舊領越後大面莊地頭職ヲ知行セシム、……………四六〇

十六日 尊氏、近江園城寺ニ、飛驒高原小八賀南方ノ替地トシテ、佐渡青木賀茂、梅津津浦、浦河、大野保地頭職ヲ寄進ス、……………四六〇

六年乙酉 紀元二千五年 北朝 貞和元年

二月 六日 幕府、每國建ツル所ノ寺ヲ安國寺ト名ケ、塔婆ヲ利生塔ト稱ス、……………四六一

二十日 越後ノ南軍禰智清、政仁、科景治等兵ヲ沼川ニ起ス、是日、村山高直北軍長尾清景ニ屬シテ之ヲ撃ツ、……………四六三

三月 十九日 北朝菅原在嗣ヲ越後權守ト爲ス、……………四六五

五月 廿六日 尊氏、和田茂實ノ勳功ヲ賞シテ、海老名忠文妻女ノ舊領越後奥山莊北條内ノ地頭職ヲ宛行フ、……………四六五

七月 七日 沙彌道昭、佐渡竹井保ヲ本間源八郎ノ子某ニ讓ル、……………四六七
十一月十九日 尊氏、上杉憲顯ニ越後五十公郷内闕所ノ地ヲ預ク、……………四六七

正平元年丙戌 紀元二千六年 北朝貞和二年

三月 十四日 越後小泉莊加納方色部條地頭色部長倫後家阿妙尼、年貢米惣領

分ヲ領家ニ納ム、……………四六八

五月 十八日 本間泰秀、佐渡高家村ヲ養子六郎ニ讓ル、……………四六八

六月 九日 しゃうにん姓、關佐渡石田郷、竝ニ同竹井保三分二ノ地ヲ、本間季

直ノ子虎松ニ讓ル、……………四六九

七月 十九日 三浦貞宗、武藏金澤稱名寺雜掌持圓ト越後奥山莊ノ内金山郷ノ

地ヲ爭フ、是日、幕府之ヲ裁決シテ、貞宗ニ附ス、……………四七〇

十二月二日 越後ノ僧友梅雪村、京都建仁寺ニ寂ス、(友梅筆田山釋迦畫賛寫真)、……………四七三

二年丁亥 紀元二千七年 北朝貞和三年

三月 十一日 色部長倫、其所領越後小泉莊色部條ノ地頭職ヲ孫福童丸等ニ讓

ル、……………五一三

廿九日 北朝縣召除目、菅原在益ヲ越後大掾ト爲ス、……………五一五

十一月十六日 幕府、越後居多神社神主花崎盛光ヲシテ、頸城郡田井保三分二ヲ

知行セシメ、社殿ヲ修造セシム、……………五一五

三年戊子 紀元二千八年 北朝貞和四年

五月 十七日 直義、越後和田茂實ノ子福一丸ニ、奥山莊北條竝ニ高野條水無村

等ノ地頭職ヲ安堵セシム、……………五一七

七月 八日 尊氏、佐渡本間有直ニ令シ、足利直冬ニ屬シテ、紀伊ノ南軍ヲ撃タ

シム、……………五一七

八月 六日 山城賀茂社上棟ニツキテ、其社領越後石河莊等ヨリ酒ヲ進メシ

ム、……………五一八

南朝後村上天皇 北朝崇光天皇

四年己丑 紀元二千九年 北朝貞和五年

正月 五日 北朝叙位、越後權守大炊御門家信ヲ正三位ニ敍ス、……………五一九

二月 十五日 北朝除目、文章生惟宗光宅ヲ越後掾ト爲ス、……………五一九

三月 是月 佐渡本間季有、同有直ノ知行分年貢ヲ幕府ニ注進ス、……………五二〇

八月 十六日 北朝、延曆寺衆徒山門兒童ノ殺害ヲ怒リテ之ヲ訴フ、是日、其關係

者大江景實ヲ佐渡ニ流ス、其他流差アリ、……………五二一

五年庚寅 紀元二千十年
北朝觀應元年

二月 廿五日 和田茂長、遺領ニ就キテ幕府ニ訴訟ス、是日、茂長長女玄法ト、明宗

義ト和與シテ落着ス、……………五二二

三月 廿九日 北朝除目、少目藤原爲孝ヲ越後介ト爲ス、……………五二三

九月 三日 南軍、越後、信濃、常陸ノ諸國ニ蜂起ス、仍テ、上杉憲將、越後如法寺、佐

藤ノ南軍ヲ撃タントシ、田口三郎ヲシテ、一族ヲ率キ、山園ヨリ後援セシ

ム、……………五二四

十一月廿八日 加治四郎代左衛門尉貞朝、姓開越後奥山莊荒居村地頭職ヲ、和田

茂實ニ交付ス、……………五二四

六年辛卯 紀元二千十一年
北朝觀應二年

二月 十三日 尊氏、細川頼和ノ勳功ヲ賞シテ、越後白河莊上下莊、及ビ遠江ノ地

ヲ宛行フ、……………五二五

六月 廿七日 光明上皇ノ院宣ヲ奉ジ、筑後守某、佐渡本間季忠ヲシテ、足利直冬

ニ屬シ、紀伊ノ南軍ヲ撃タシム、……………五二六

本間貞忠ノ訴ニ依リ、筑後守某、旨ヲ奉ジ、本間季忠ヲシテ、佐渡泉保新宮等

ノ地ヲ、貞忠代ニ安堵セシム、……………五二六

無量壽院談議所憲空ノ訴ニ依リ、筑後守某、旨ヲ奉ジ、佐渡録職ヲ憲空代ニ

安堵セシム、……………五二七

八月 十日 尊氏、弟直義ト不和ト爲リ、直義ノ北陸ニ逃亡シ、越後ヨリ上野ニ

入ルヲ懼レ、信濃守護小笠原政長ニ命ジテ之ニ備ヘシム、……………五二八

八月 十三日 上杉憲顯、越後頸城郡荒蒔保保司分ヲ、居多神社ニ寄進ス、……………(上

杉憲顯寄進狀寫眞)……………五二九

本間貞泰、佐渡長安寺ニ舞樂料トシテ、田地ヲ寄進シ、且國內ヲ勸進セシ

ム、……………五三〇

九月 二十日 河村秀繼、其所領越後荒河保ノ地ヲ弟瀧鶴丸ニ讓ル、……………五三〇

十一月二十日 尊氏ノ黨宇都宮公綱ノ兵、越後柏崎ニ戰フ、……………五三二

南朝後村上天皇 北朝後光嚴天皇

正平七年壬辰 紀元二千十二年
北朝文和元年

二月 廿九日 侍從中院貞平、越後ノ村山信義等ノ南軍ヲ率キテ、北軍ヲ國府ニ

擊ツ、尋デ、恒明親王之ヲ褒シ給フ、……………五三四

是 月 本間頼秀、佐渡長安寺ノ條規ヲ定ム、……………五三六

閏二月十六日 尊氏ノ黨和田茂實、越後黒川城ニ據リテ、南軍上杉憲顯ノ黨ヲ拒
グ、尋デ、茂實マタ小國等ノ南軍ヲ撃タントシテ、濱中ニ進ム、……………五三八

廿八日 是ヨリ先、新田義宗等兵ヲ上野ニ起シテ、尊氏ノ軍ト戰フ、尋デ、征
夷大將軍宗良親王、武藏ニ入りテ、兵ヲ督シ給フ、是日、尊氏ノ軍ト小手指原
ニ戰ヒテ、敗レ、義宗越後ニ退ク、……………五三八

八月 三日 越後ノ南軍、風間越後守同長頼等、村山義盛、代方切光義等ヲ率キ、
同國ノ尊氏黨池多劫、石坂諸氏等ト藏王堂ニ戰ヒテ之ヲ破リ、進ンデ大面
莊ニ戰フ、……………五六七

九月 三日 足利義詮、上杉憲顯ニ令シ、丹波安國寺雜掌ニ、越後鷓河莊安田條
ノ地ヲ沙汰付セシム、……………五六七

八年癸巳 紀元二千十三年
北朝文和二年

十月 六日 南朝折橋兵庫助名、關ノ功ヲ賞シテ、越後頸城郡本郷ノ内、西時員
跡ヲ賜フ、……………五六八

十一月八日 越後ノ北軍和田義成、景茂父子、阿賀川ヲ越エテ、南軍ヲ河内城ニ
撃チ、進ミテ小國ノ南軍ト新堀宿ニ戰フ、是日、又、宗良親王、新田義宗竝ニ脇
屋義治等ト乙面ニ戰ヒテ、之ヲ走ラス、……………五六九

九年甲午

紀元二千十四年
北朝文和三年

二月 八日 尊氏、宇都宮氏綱ヲシテ、和田茂資ニ、越後豊田莊、竝ニ奥山莊金山
郷ノ地ヲ沙汰付セシム、……………五七二

三月 廿八日 北朝除目ヲ追行ス、參議葉室長顯ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、……………五七三

八月 廿二日 和田茂資、越後奥山莊中條ノ内、鼓岡ノ地ヲ大輪寺ニ寄進ス、……………五七三

九月 廿三日 宗良親王、新田義宗、脇屋義治等ト越後宇加地城ヲ攻メラル、是日、
和田茂資之ヲ援フ、……………五七四

十月 六日 沙彌宗長、越後小泉莊牛屋條ノ地、竝ニ在家ヲ姉色部氏ニ讓ル、……………五七五

十二月廿七日 尊氏、常陸ノ佐竹義春ヲシテ、北陸ノ南軍ヲ撃タシム、……………五七六

十年乙未

紀元二千十五年
北朝文和四年

三月 四日 上杉憲將、宇佐美一族等、兵ヲ起シテ、越後顯法寺城ニ據ル、北軍風
間長頼之ヲ攻メテ、陥ル、尋デ、憲將等更ニ柿崎城ニ據ル、長頼マタ攻メテ之

ヲ陥ル、……………五七六

四月 二日 北軍和田茂資、河内城ノ南軍ト越後青海莊賀茂口陣峰ニ戰ヒテ

之ヲ破ル、尋デ又宗良親王脇屋義治等ト志都乃岐莊木野島大島莊平方原

等ニ戰フ、……………五七八

十六日 上杉憲將信濃禰津孫次郎等ト共ニ、足利義詮ニ屬セル小笠原長

基ト戰フ、……………五七九

六月 廿九日 駿河守某、氏名ヲ闕ク和田茂資ニ、越後小泉莊ノ内二分方ヲ渡付セシ

ム、……………五七九

七月 三日 藤原頼文、阿闍梨祐安ニ越後浦佐天王堂院主職ヲ安堵セシム、……………五八〇

八月 廿五日 和田茂資、其所領越後奥山莊中條等ヲ牛法師等ニ讓ル、……………五八一

十二月廿二日 越後稱念寺遊行一鎮寂ス、……………五八二

十一年丙申 紀元二千十六年 北朝延文元年……………五八五

三月 廿二日 僧白木、越後應稱寺ニ時宗ノ念佛ヲ弘傳ス、……………五八五

八月 六日 駿河守某、和田茂實ノ所領越後奥山莊鹽谷堰澤歙江荒居等ノ地

ヲ、誤リテ給人ニ渡付セルニ依リ、更ニ之ヲ茂實ニ安堵セシム、……………五八五

十月 廿三日 上杉憲將、長尾景友市河經高等諸氏ヲ率キテ、信濃小菅要害ヲ攻

メ、尋デ平林ニ戰フ、……………五八六

十二月九日 駿河守某、幕府ノ命ヲ承ケテ、越後ノ村山隆直ヲ誘招ス、……………五八八

十一年丁酉 紀元二千十七年 北朝延文二年……………五八八

正月 廿五日 左衛門尉某、氏名ヲ闕ク舊ニ仍リ、鎌倉覺園寺ニ其所領越後埴生保ヲ渡

付ス、……………五八八

六月 十一日 幕府、越後小泉莊ノ内二階堂行貞跡、城介入道跡、後藤信濃入道跡

等ノ地ヲ、兵糧料トシテ色部長忠ニ預置キ、軍功ニ從ヒテ一族ニ分配セシ

ム、……………五八九

九月 十五日 淨阿、越後長松ニ供養塔ヲ建ツ、……………五八九

十三年戊戌 紀元二千十八年 北朝延文三年……………五九五

三月 三十日 北朝除目、非參議從三位大炊御門宗實ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシ

ム、……………五九五

十四年己亥 紀元二千十九年 北朝延文四年……………五九六

三月 廿五日 北朝除目、中原師香ヲシテ越後介ヲ兼ネシム、……………五九六

目次 正平十二年 十三年 十四年……………三五

十月 廿二日 足利義詮、佐々木彌童子丸ヲシテ、養父秀氏ノ讓狀ニ任セ、越後白河莊、近江長岡郷等ノ地頭職ヲ安堵セシム、……………五九六

十五年庚子

北朝延文二十年

十二月 九日 北朝除目、藤原頼英ヲ佐渡守ト爲ス、……………五九七

四月 三日 越後ノ尼教淨、京都ニ上リ、本願寺ノ僧光玄存ニ請ウテ、本尊及ビ歷世祖師ノ畫像ヲ附與セラル、尼淨圓モ亦本尊ヲ附與セラル、……………五九七

十七年壬寅

北朝貞治元年

二月 九日 藤原爲顯、父爲幸ノ素志ニ依リテ、越後刈羽郡原田保ノ地ヲ同地正壽寺ニ寄進ス、……………六〇〇

六月 廿七日 上杉憲顯、越後保倉保ノ地ヲ山城天龍寺ニ寄進ス、……………六〇二

十一月 六日 義詮、大友氏時ノ戦功ヲ褒シテ、越後風間入道某名闕及ビ河内攝津等ノ地ヲ宛行フ、……………六〇二

十三日 藤原隆重、其所領佐渡物部莊惣案主職ヲ香宗我部甲斐次郎名闕ク、……………

ノ母ニ賣渡ス、……………六〇四

十八年癸卯

北朝貞治二年

三月 廿四日 足利基氏、上杉憲顯ヲ越後ニ徵シテ、鎌倉管領ト爲ス、尋デ憲顯越後ヲ發シテ鎌倉ニ赴ク、……………六〇四

四月 廿一日 義詮、上杉憲顯ヲシテ越後赤澤、武直二村ヲ西大寺雜掌ニ交付セシム、……………六〇六

八月 十八日 宇都宮氏綱、上杉憲顯ノ關東ニ赴クヲ要撃セントス、足利基氏之ヲ聞キ、出デ、氏綱ヲ撃ツ、氏綱ノ族芳賀禪可之ヲ拒ギテ敗レ、尋デ氏綱、基氏ニ降ル、……………六〇六

十月 二日 越後西生寺養智院弘智寂ス、……………六〇九

十九年甲辰

北朝貞治三年

六月 十八日 越後ノ尼妙蓮、道實姓闕ノ遺言ニ依リ、京都本願寺ノ僧光玄存ニ請ヒテ、本尊阿彌陀佛畫像ヲ附與セラル、……………六一二

七月 八日 義詮、大友氏時ノ讓狀ニ任セテ、其子氏繼ニ、豊後筑後兩國守護職、及ビ越後紙屋莊等諸國ノ所領ヲ安堵セシム、……………六一三

廿五日 越後守護上杉憲顯幕府ノ命ヲ嫡子守護代憲將ニ傳ヘ、越後佐味
莊内赤澤武直ノ二村ヲ西大寺雜掌ニ交付セシム、
是 歲 秀海、越後岩谷藥師如來ノ寶印ヲ造ル、
二十年乙巳 紀元二千二十五年
北朝貞治四年

二月 五日 北朝春日神社ヲ造營スルヲ以テ、越後佐渡ニモマタ棟別錢ヲ課
ス、
十月 十四日 足利基氏、上杉憲顯ニ命ジ、鹽澤孫次郎ノ越後奥山莊金山郷鹽澤
條ヲ濫妨スルヲ停メ、和田行連ニ還付セシム、
二十一年丙午 紀元二千二十六年
北朝貞治五年

三月 十日 佐渡本間有直、其所領ヲ子季有ニ讓ル、
六月 廿六日 上杉憲將京都ニ卒ス、
七月 廿三日 左兵衛尉某、佐渡國分寺別當職但馬房ニ、別當職分ヲ宛行ハシ
ム、
二十二年丁未 紀元二千二十七年
北朝貞治六年

是 歲 越後守護上杉憲榮遁世ス、復足利義滿ニ起用セラレ、尋デ遁世
ス、
二十三年戊申 紀元二千二十八年
北朝應安元年

南朝長慶天皇 北朝後光嚴天皇

二月 廿五日 和田政義、舊ニ仍リ、越後奥山莊石曾禰ノ地ヲ大輪寺ニ寄附ス、
四月 十五日 色部長忠、越後加納方色部岩船、粟島等ノ地頭職ヲ、嫡子氏長ニ讓
ル、
七月 是 月 新田義宗、義治、兵ヲ越後上野ノ間ニ舉ゲ、上杉憲顯、其子能憲、憲春
ヲシテ千葉、宇都宮、結城、小山等ノ諸族ヲ將キテ之ヲ擊タシム、義宗、戰ニ敗
レテ陣歿シ、義治、出羽ニ逃ル、
十九日 鎌倉管領安房守上杉憲顯卒ス、次男能憲家ヲ嗣ギ、管領ニ補セラ
ル、
十一月廿四日 幕府、越後守護上杉憲榮ニ令シテ、鹽澤孫次郎、及ビ武藏稱名寺雜
掌等ノ奥山莊内金山郷鹽澤條ヲ濫妨スルヲ停メ、之ヲ和田道誠ニ還付セ
シム、

二十四年己酉 紀元二千二十九年

是 歲 覺山、越後龍澤寺ニ達摩像ヲ造リテ安置ス、……………六二七

建徳元年庚戌 紀元二千三十年

三月 廿七日 北朝參議土御門保光ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、……………六二七

南朝長慶天皇 北朝後圓融天皇

文中元年壬子 紀元二千三十二年

正月 廿二日 禪光院覺成奈良興福寺僧徒ノ訴ニ依リ、譴ヲ北朝ニ受ケテ佐渡

ニ流サル、……………六二七

七月 十日 沙彌秀和、名關和田政義ト一族和樂ノ爲ニ、地ヲ越後大輪寺塔頭

圓融庵ニ寄進ス、……………六三〇

十月 是月 本間有泰、佐渡長安寺ニ田地ヲ寄進シテ、父有泰ノ病氣平癒ヲ祈

ラシム、……………六三一

三年甲寅 紀元二千三十四年

四月 廿七日 毛利憲廣、其所領越後鶴川莊ノ内安田條地頭職ヲ其子憲朝ニ讓

ル、……………六三一

五月 廿六日 北朝奈良興福寺ノ訴訟ニ依リテ、赤松範顯ヲ越後ニ、同入道性準

ヲ上總ニ流ス、是日、共ニ京都ヲ發ス、……………六三四

八月 十七日 幕府、越後守護上杉憲榮ニ令シテ、宇佐辨中務丞等ノ西大寺領同

國佐味莊内武直村ヲ押妨スルヲ停メ、之ヲ寺家雜掌ニ交付セシム、……………六三四

天授元年乙卯 紀元二千三十五年

九月 六日 足利義滿、越後鶴河莊内安田條上方ヲ丹波安國寺ニ寄附ス、……………六三六

二年丙辰 紀元二千三十六年

六月 十八日 越後加治四郎名關、援ヲ陸奥會津熊野新宮社人ニ請ヒテ、兵ヲ舉

グ、北黨和田茂實之ヲ禦グ、是日、守護代長尾高景之ヲ犒フ、……………六三七

閏七月 十日 越後守護上杉憲榮、長尾彈正左衛門尉名關ニ令シテ、加治時秀法

師跡ヲ相模圓覺寺雜掌ニ渡付セシム、……………六三九

九月 二日 憲榮、長尾景春ニ令シテ、鶴川莊内安田條上方ヲ丹波安國寺雜掌

ニ渡付セシム、尋デ、幕府、憲榮ヲシテ、毛利憲廣ノ是地ヲ支障スルヲ停メ、更

ニ寺家雜掌ニ渡付セシム、……………六四〇

三年丁巳 紀元二千三十七年

是 歲 越後清泉寺鐘ヲ鑄造シ、相模鎌倉報恩寺住持周信義堂、銘ヲ作ル、六四二

四年戊午

北朝永和三十八年

四月 廿一日 幕府、相模圓覺寺領越後加地莊地頭職ノ諸役ヲ免除ス、六四三

七月 二日 幕府、憲榮ヲシテ毛利憲廣ノ所領鶴川莊ヲ上杉滿朝ニ給セシム、六四四

八月 一日 金藏月山、勸化ニ應ジテ、越後浦佐毘沙門天王ニ米錢ヲ施入ス、六四四

六年庚申

北朝康暦二十年

四月 八日 幕府、越後守護上杉房方ヲシテ、越後妻有莊ヲ上杉憲方ニ渡付セシム、六四五

六月 二日 幕府、本間直泰ヲシテ、亡父有泰ノ讓狀ニ任セ、佐渡宮浦保新宮保等ノ地頭職ヲ安堵セシム、六四七

廿八日 義滿、越後安田條地頭職ヲ毛利憲朝ニ安堵セシム、六四八

十一月十五日 資明姓、關、隨心院門跡領越後白鳥莊上野郷預所職ト爲リテ、請文ヲ捧グ、六四九

弘和元年辛酉

北朝永德十一年

四月 是月 本間季綱、佐渡蓋見半分地頭職ヲ安堵セラレンコトヲ幕府ニ請フ、六四九

十一月廿一日 幕府、本間勘解由左衛門名、關ヲシテ、佐渡久知郷三分一、柄積伊豆保浦雜太郷等ノ地ヲ安堵セシム、六五〇

十二月十四日 幕府、畠山播磨入道名、關ニ命ジテ、本間泰直ニ佐渡梅津保地頭職ヲ渡付セシム、六五一

廿四日 義滿、本間左衛門四郎ヲシテ、佐渡雜太郡賀茂郡ノ領邑ヲ安堵セシム、六五二

二年壬戌

北朝永德十二年

正月 十七日 幕府、越後守護上杉憲方ニ令シ、諸課役專ラ公平ヲ以テ事ニ從ハシム、六五三

南朝長慶天皇 北朝後小松天皇

弘和二年壬戌

北朝永德十二年

六月 廿五日 憲方、越後安田條地頭毛利憲朝ヲシテ、小加禮井保ノ地ヲ氷室直興ニ渡付セシム、六五四

十一月十三日 藤原清信源光家等越後浦佐天王堂造營料トシテ浦佐保南方内

田ヲ寄進ス、……………六五五

三年癸亥 紀元二千四十四年 北朝永徳三年

十月 七日 義滿大友親世ヲシテ相傳ニ任セ越後紙屋莊等諸國散在ノ所領

所職ヲ安堵セシム、……………六五六

南朝後龜山天皇 北朝後小松天皇

元中元年甲子 紀元二千四十四年 北朝至徳元年

八月 十七日 幕府上杉左馬助ニ命ジ武藏稱名寺領越後奥山莊金山郷ヲ寺家

雜掌ニ渡付スルコトヲ遵行セシム、……………六五八

十二月 是月 越後善應寺宗雄大般若經ヲ書寫ス、……………六五九

三年丙寅 紀元二千四十五年 北朝至徳三年

七月 一日 上杉憲方所帶所職ヲ三子憲定ニ讓リ嗣子ナクバ之ヲ其兄房方

ニ讓ラシム、……………六五九

十月 十二日 和田寒資等兩觀菩提子孫繁榮ノ爲ニ田地ヲ越後大輪寺塔頭法

應庵ニ寄進ス、……………六六〇

四年丁卯 紀元二千四十七年 北朝嘉慶元年

四月 廿五日 色部氏長越後悟了庵ノ所領色部條ノ地ヲ讓受ク、……………六六一

廿九日 和田秀和兩親菩提ノ爲ニ越後安養寺ニ田地ヲ寄進シ大輪寺末

寺ト爲ス、……………六六二

五月 廿一日 氷室榮音越後小賀禮井村ノ地ヲ毛利憲朝ニ讓ル、……………六六三

七月 廿九日 義滿上杉憲方ヲシテ憲春遺跡越後國衙内ノ事等ヲ領掌セシ

ム、……………六六三

九月 二十日 上杉憲方置文ヲ書シテ諸子ニ交付ス、……………六六五

是 歲 信濃ノ南軍村上中務大輔名闕等兵ヲ起ス北軍市川頼房二宮式

部ニ屬シ越後糸魚川ニ戰ヒテ之ヲ破ル、……………六六七

五年戊辰 紀元二千四十八年 北朝嘉慶二年

六月 三十日 北軍長尾高景黒川時實ヲシテ佐渡征討ノ軍ニ加ハラシム、……………六六八

十二月廿七日 上杉憲方諸職所帶ヲ顯房ニ讓與ス、……………六六九

六年己巳 紀元二千四十九年 北朝康應元年

二月 廿八日 上杉房方執事長尾高景佐渡ニ戰死ス、……………六七〇

六月 廿一日 義滿、毛利入道道依ニ、越後佐橋莊ノ地頭職ヲ安堵セシム、……………六七一

十月 廿二日 幕府、上杉左馬助ニ令シ、毛利憲廣ノ越後鶴河莊ヲ濫妨スルヲ停
メテ、丹波安國寺ニ還付セシム、……………六七一

七年庚午 紀元二千五十年
北朝明德元年

八月 三日 佐渡本間直泰、地ヲ同國國分寺ニ寄進ス、……………六七二

八年辛未 紀元二千五十一年
北朝明德二年

八月 九日 義滿、朝房ヲシテ、其被官人等ノ越後伊井保地頭職ヲ押領スルヲ
停メ、田村教政代ニ沙汰セシム、……………六七三

九年壬申 紀元二千五十二年
北朝明德三年

四月 廿二日 鎌倉管領上杉憲方罷ム、其子憲孝管領ト爲ル、……………六七四

十月 二日 幕府、越後國上寺ニ、其所領地ヲ安堵セシム、……………六七四

後小松天皇

明德四年癸酉 紀元二千五十二年

七月 十六日 幕府、朝房ニ令シテ、小國三河守白河兵部少輔ガ、越後國衙内蒲原
津五十嵐保ヲ押領スルヲ停メ、上杉憲方ノ代官ニ渡付セシム、……………六七五

十一月廿八日 上杉憲方、所領ノ安堵狀ヲ失フ、仍リテ、是日、幕府、更ニ越後上田莊
三分一、竝ニ千屋郡國衙職等ヲ安堵セシム、……………六七六

應永元年甲戌 紀元二千五十四年

二月 廿二日 足利義滿、上杉憲方ニ、父憲顯ノ遺領越後上田莊及ビ出羽小泉莊
ヲ安堵セシム、……………六七七

六月 廿二日 觀佛姓關、其所領佐渡釜屋保及ビ船代ノ地ヲ、其子彌二郎ニ讓
ル、……………六七八

十月 廿四日 前鎌倉管領安房守上杉憲方卒シ、其子憲定遺領ヲ嗣グ、……………六七八

二年乙亥 紀元二千五十五年

三月 十八日 和田寒資、越後大輪寺圓融庵ニ、赤川村ノ寄進地ヲ更ニ安堵セシ
ム、……………六八一

五月 是月 越後鶴川神社大宮司藤原弘宗、社殿ヲ再建ス、……………六八二

三年丙子 紀元二千五十六年

正月 七日 越後ノ僧心昭源、陸奥會津示現寺ニ寂ス、……………六八四

正月 廿三日 佐渡國分寺別當定意、所領ヲ松王丸ニ讓ル、……………六八八

七月 廿三日 幕府、越後守護上杉房方ヲシテ、叔父憲春ノ遺領越後國衙領半分、
 上田莊五十公野郷内關所分等ヲ、憲定ノ代官ニ渡付セシム、……………六八八

八月 十日 色部氏長、所領越後加納方色部岩船並ニ粟島ノ地頭職ヲ、其子朝
 長ニ讓ル、……………六九〇

十一月十五日 貞利姓關、越後正壽寺ノ寺領寄進狀紛失ニ依リ、更ニ安堵狀ヲ給
 ス、……………六九一

五年戊寅 紀元二千五百十八年

三月 五日 山浦家經所領越後白河莊ノ内山浦四ヶ條並ニ豐田莊ノ内西光
 寺牧目村地頭職ヲ、其養子初犬丸ニ讓ル、……………六九一

閏四月二十日 和田寒資、越後大輪寺ニ寺領ヲ安堵シ、一族ノ競望ヲ斥ケシム、……………六九三

八年辛巳 紀元二千六百一十一年

正月 十一日 幕府、房方ヲ評定衆ト爲ス、是日、評定始ニ列セシム、……………六九三

是 歲 京都ノ人清野鞞負、越後小川莊室屋村ヲ開キ、洞雲寺ヲ建ツ、……………六九四

九年壬午 紀元二千六百一十二年

是 歲 越後ニ彗星見ハレ、夏大旱、秋大水、冬地震ス、……………六九五

四月 七日 佐渡國分寺別當定意、同寺別當職及ビ所領等ヲ安堵房某ニ讓ル、……………六九五

六月 廿六日 足利義持、房方ノ京都第二遊ブ、……………六九六

十年癸未 紀元二千六百一十三年

八月 一日 細川頼氏、其養子佐々木長綱ニ、所領越後白河莊上下條等ヲ讓
 ル、……………六九六

十一年甲申 紀元二千六百一十四年

二月 廿二日 長尾景實、越後普光寺ニ佛供田ヲ寄進ス、……………六九七

六月 是 月 某、越後明口明神ニ鰐口ヲ寄進ス、……………六九八

十二年乙酉 紀元二千六百一十五年

十二月七日 和田寒資、越後大輪寺圓融庵ニ宅地ヲ寄進ス、……………六九八

十三年丙戌 紀元二千六百一十六年

四月 二十日 足利義滿、鷲尾隆右ノ讓狀ニ依リテ、其子權中納言隆敦ニ、越後佐
 味莊上下等ノ地ヲ安堵セシム、……………六九九

廿八日 牛屋長盛、所領越後小泉莊牛屋條ノ地ヲ、其嫡孫鶴童丸ニ讓ル、……………七〇〇

十一月二十日 房方、越後吉田保及ビ米宇津ノ地ヲ、山城等持院ニ寄進ス、……………七〇一

是月 本間高泰、佐渡長安寺ノ寺法ヲ定ム、……………七〇二

十四年丁亥 紀元二千六百七十七年

三月 是月 島田益直、長講堂領越後吉河莊等ノ目錄ヲ注進ス、……………七〇四

七月 二日 本間詮忠、所領佐渡長木保、參宮保等ノ地ヲ其子有泰ニ讓ル、……………七〇五

十二月廿三日 毛利憲朝、嫡子房朝ヲ廢シテ、越後鶴川莊安田條地頭職ヲ其二子

道元ニ讓ル、……………七〇六

十五年戊子 紀元二千六百七十八年

六月 一日 道德姓關、越後二田神社ニ、大乘經ヲ寄進ス、……………七一一

八月 十五日 和田時明、所領越後奥山、黒川兩莊内ノ地、及ビ相傳ノ文書等ヲ一

福ニ讓ル、……………七一二

十七年庚寅 紀元二千七百十年

三月 十五日 僧白崖寶生、越後關興庵ヲ建立ス、……………七一二

十八年辛卯 紀元二千七百十一年

七月 十日 管領畠山滿家、越後中條中浦曾村ノ地ヲ、越後普濟寺雲光院ニ寄

進ス、……………七一四

八月 十九日 越後居多神社社務花前盛保、頸城刈羽魚沼蒲原古志諸郡内ノ社

領檢注ヲ附注ヲ附與セラル、……………七一四

是歲 信濃ノ小田切駿河名關、越後小川莊細越ヲ領ス、……………七一八

十九年壬辰 紀元二千七百二十二年

二月 九日 和田寒資、子孫ノ爲ニ成敗ノ教訓ヲ遺ス、……………七一九

八月 五日 越後大輪寺ノ僧意春、所藏ノ書籍ヲ注記ス、……………七二〇

十二月十八日 前鎌倉管領安房守上杉憲定卒ス、……………七二一

稱光天皇

應永二十一年甲午 紀元二千七百二十四年

二月 廿八日 佐渡本間某名關、歿後所領ヲ其妻ニ讓ルコトヲ約ス、……………七二二

二十二年乙未 紀元二千七百五十五年

八月 廿一日 房方、越後大面莊吉野屋ヲ、毛利道元ニ宛行フ、……………七二三

二十三年丙申 紀元二千七百六十六年

十月 十日 上杉禪秀、兵ヲ鎌倉ニ舉ゲ、其主足利持氏ヲ追ヒ、之ヲ伊豆ニ攻ム、

是日、鎌倉管領上杉憲基、弟佐竹義憲ト共ニ越後ニ走ル、……………七二四

十一月八日 牛屋長俊所領越後牛屋條ノ地ヲ圓明丸ニ讓ル、……………七二七
十二月十五日 憲基、義憲ト共ニ、越後ヲ發シ、尋デ、上野及ビ武藏ニ於テ、禪秀ト戰
ヒ、終ニ之ヲ滅ス、……………七二七

二十四年丁酉

紀元二千七百十七年

正月 廿六日 越後至德寺僧可應、寂ス、後、佛印大光禪師ト勅謚セララル、……………七三〇
七月 是月 長賢、越後蒲澤山滿願寺ニ鰐口ヲ寄進ス、……………七三五
十一月九日 越後吉河莊中條地頭職本郷持泰、所領ヲ被官人ニ押領セラレ、幕
府ニ訴フ、是日、幕府、房方ニ命ジテ、之ヲ持泰代ニ沙汰付セシム、……………七三六

二十五年戊戌

紀元二千七百十八年

正月 四日 鎌倉管領安房守上杉憲基卒シ、其養子憲實嗣グ、……………七三六
四月 十九日 伏見宮貞成親王、田村盛兼ヲ以テ、室町院領越後加治菅名兩莊ノ
代官職ト爲ス、……………七三八

二十六年己亥

紀元二千七百十九年

正月 八日 上杉憲實、鎌倉管領ト爲ル、……………七三九
五月 廿一日 越後本成寺僧日陣寂ス、……………七四〇

六月 廿九日 陸奥ノ蘆名新宮兩氏相鬪フ、越後小川城主某、蘆名氏ニ應ズ、是日、

新宮氏撃チテ、小川城ヲ陷ル、……………七四四

二十七年庚子

紀元二千八百十年

四月 十七日 幕府、房方ニ命ジテ、山城天龍寺領越後保倉保并ニ富川保ノ課役
ヲ免ジ、寺家ノ所務ヲ全ウセシム、……………七四五
六月 二日 新宮盛俊、蘆名盛政ニ破ラレテ、越後ニ走リ、五十公野ニ居ル、……………七四五
是歲 上杉憲實、越後雲洞庵ヲ再興ス、……………七四六

二十八年辛丑

紀元二千八百十一年

六月 廿三日 本間時直ヲ佐渡守ト爲ス、……………七四七
十一月十日 越後守護民部大輔上杉房方卒ス、其子朝方嗣ギ、越後守護ト爲
ル、……………七四八

二十九年壬寅

紀元二千八百十二年

六月 廿六日 足利義持、朝方ノ京都第二遊ブ、……………七五一
是月 常陸小栗滿重、足利持氏ニ叛ク、持氏、憲實ノ弟重方ヲシテ之ヲ伐
タシム、……………七五一

十月 十四日 越後守護民部大輔上杉朝方卒ス、其子房朝嗣ギ、越後守護ト爲

ル、.....七五二

廿三日 長講堂領越後吉河莊等ノ貢租ヲ以テ、京都六條院修理ノ費ニ充

ツ、.....七五三

廿六日 前越後守護左近大夫上杉憲榮卒ス、.....七五四

閏十月十三日 常陸佐竹與義、足利持氏ト相協ハズ、持氏、上杉淡路守ニ命ジテ、與

義ヲ鎌倉ニ誅セシム、.....七五六

十一月廿七日 房朝、山吉行盛ニ命ジ、黒川基實ノ所領ヲ管シテ、念珠關軒足ヲ定

メシム、.....七五九

十二月十二日 足利義持、本間末長ニ、其所領佐渡和泉保内ノ地ヲ安堵セシム、.....七五九

三十年 癸卯 紀元二千八百三十三年

三月 九日 足利義持、房朝ノ京都高倉第二遊ブ、.....七六〇

九月 五日 房朝、越後守護代長尾邦景ヲシテ、山城天龍寺雜掌ニ、寺領越後保

倉保ヲ渡付セシム、.....七六一

十一月十六日 足利持氏、下野長沼憲秀ニ命ジ、憲實ノ代宮ヲ援ケテ、越後上田莊

ヲ鎮撫セシム、.....七六二

是 歲 房朝ノ被官上杉頼藤、長尾朝景、和田房資等、邦景及ビ其子實景ト

争フ、是ニ於テ、越後分裂シ、黒河、加地、新發田、白河等、邦景ニ屬シテ、黒河城ニ

據ル、頼藤等、援ヲ陸奥伊達持宗ニ請ヒ、之ヲ圍ミテ、陷レ、尋デ城主黒川基實

ヲ殺ス、.....七六二

三十一年 甲辰 紀元二千八百三十四年

三月 廿六日 足利義持、復、房朝ノ京都第二遊ブ、.....七六四

九月 十六日 金山某等、越後奥山莊ノ神祇官段饑ヲ納ム、.....七六四

十月 廿六日 太田某、山城隨心院門跡、越後白鳥莊ノ代官ト爲リ、請文ヲ捧ゲテ、

所務懈怠セザルヲ約ス、.....七六四

十一月廿六日 房朝、京都ヲ遁ル、.....七六六

十二月二十日 邦景、山城北野神社領、越後大積ノ地ヲ、八島伊賀入道ニ渡付ス、.....七六六

三十二年 乙巳 紀元二千八百三十五年

二月 九日 房朝、邦景ヲシテ、越後居多神社ノ神事ヲ沙汰セシム、.....(長尾邦

景居多神社神事沙汰狀寫眞).....七六八

六月 一日 長尾朝景、越後加地莊ノ地ヲ和田房資ニ安堵セシム、……………七六八
 八月 三日 朝景、越後奥山莊内高野郷ヲ和田房資ニ安堵セシム、……………七六九
 十六日 足利持氏、上杉淡路守ヲシテ、武田信長ヲ甲斐ニ撃タシム、……………七六九
 廿五日 朝景、戦功ヲ賞シテ、和田房資ニ越後奥山莊ノ地ヲ、羽黒性秀ニ同
 加地莊ヲ安堵セシム、尋デ復、房資ニ同國大面莊ノ地ヲ安堵セシム、……………七七一
 十一月九日 足利義持、復、房朝ノ京都第二遊ブ、……………七七三

三十三年丙午

紀元二千八百十六年

三月 二十日 沙彌道意、邦景ニ命ジ、栗田替地トシテ、越後彌彦莊内下條、船越兩
 條ノ地ヲ毛利道元ニ渡付セシム、……………七七三
 十月 是月 和田房資、加地新發田等幕府ノ命ヲ奉ジテ、邦景ヲ撃タントシ、其
 黨山吉久盛ヲ、越後三條島城ニ攻ム、加地新發田等俄ニ志ヲ翻シ、却テ房資
 ヲ攻ム、房資退還シ、邦景ノ弟長尾定景子實景ニ攻メラレテ、河間城ニ遁去
 ス、尋デ、幕府、邦景ヲ赦シ、越後ノ諸氏ヲ諭シテ、争鬭ヲ止メシム、……………七七四
 三十四年丁未 紀元二千八百十七年
 二月 三日 長尾宗景、越後東古志ノ地ヲ、其孫四郎左衛門ニ讓ル、尋デ、房朝之

ヲ安堵ス、……………七七五

十八日 幕府、信濃守護小笠原政康ニ命ジ、越後ノ動亂ヲ鎮定シテ上洛セシム、……(足利義持自筆内書寫眞)……………七七七

五月 六日 佐渡國分寺別當明賢、職ヲ尾悵ニ讓リ、其成人ニ至ルマデ、眞性ヲシテ代理セシム、……………七七八

六月 十五日 色部朝長、所領越後加納莊惣領職ヲ、其子重長ニ讓ル、……………七七九

八月 七日 越後耕雲寺僧、能勝傑、寂ス、……………七八〇

十月 十一日 朝景、越後荒河保内坂市堀内兩所ヲ、中島與次郎ニ知行セシム、……………七八五

正長元年戊申

紀元二千八百十八年

六月 九日 幕府、黒川基實ノ子氏實ニ、其所領越後奥山莊北條、桂關等ノ地ヲ安堵セシム、……………七八六
 十月 十六日 邦景、足利持氏ノ、越後諸氏ヲ誘ヒテ、幕府ニ抗爭セントスルヲ注進ス、仍テ足利義教、邦景及ビ其國人ヲシテ、忠節ヲ幕府ニ勵マシム、……………七八八
 十一月廿八日 足利義教、邦景ノ忠節ヲ賞シテ、太刀ヲ與フ、……………七八九

後花園天皇

永享元年己酉

紀元二千八百九十九年

二月 廿三日 幕府邦景ノ請ニ依リ、上杉清方ヲ諭シテ忠節ヲ勵マシム、……………七九〇
 八月 十八日 陸奥篠河ノ足利滿貞、同持氏ノ陸奥白河氏朝、下野那須氏資ヲ滅
 サントスルコトヲ注進シテ、幕府ノ援助ヲ請フ、是日、幕府、房朝ヲシテ、越後
 信濃ノ兵ヲ率キ、出デテ之ヲ援ハシム、……………七九一

二年庚戌

紀元二千九百年

二月 廿七日 足利義教、山城、石清水八幡宮、酬恩寺法印了尊ヲシテ、其所領越後
 乙面保内山俣、及ビ竹屋内免金鉢名等ノ地ヲ安堵シ、神役ヲ勤メシム、……………七九三
 三月 十五日 色部朝長、先規ニ依リテ、越後耕雲寺ニ寺領ヲ寄進ス、尋デ、色部重
 長又之ヲ安堵セシム、……………七九三
 四月 廿一日 邦景、諏訪部孫五郎ヲシテ、越後垣澤四郎知行分神田ヲ、毛利道元
 ノ代官ニ渡付セシム、……………七九四
 八月 六日 邦景、越後關下ノ地ヲ、黒川氏實ニ返付ス、……………七九五
 是月 足利持氏、下野那須氏資ヲ攻メントス、幕府、復、房朝ヲシテ、氏資ヲ
 援ハシム、……………七九五

三年辛亥

紀元二千九百一十一年

二月 三日 邦景、關助義ヲシテ、黒川氏實ノ庶子關某及ビ篠澤次郎五郎ニ其
 所領ヲ渡付セシム、……………七九六
 三月 五日 幕府、山城實相院門跡領越後紙屋莊ヲ、陸奥篠河ノ足利滿貞ニ知
 行セシム、……………七九七
 四月 廿二日 本庄顯長、保管ノ文書ヲ、黒川氏實ニ返付ス、……………七九八

四年壬子

紀元二千九百一十二年

二月 三日 沙彌妙仙、知行預狀ヲ、黒川氏實ニ納ル、……………七九八
 九月 九日 道淨安景等、越後天津神社神宮寺ニ、梵鐘一口ヲ寄進ス、……………七九九

五年癸丑

紀元二千九百一十三年

正月 廿二日 越後慈光寺僧顯窓、字、寂ス、……………八〇一
 六月 十一日 幕府、上杉持房ヲシテ、所領越後紙屋、鶉河ノ二莊ヲ襲領セシム、邦
 景命ヲ奉ゼズ、是日、幕府、邦景ヲ諭シテ、先ヅ鶉河莊ヲ持房ニ渡付セシム、……………八〇三
 九月 廿二日 房朝、代長尾實景、長尾六郎左衛門尉ニ、越後宇賀地ヲ知行シ、守護
 料所、繼、脱莊内接待屋ヲ管掌セシム、……………八〇四

十月 廿三日 新宮盛俊弟某ト共ニ、越後小川莊ニ於テ自殺ス、……………八〇五

十二月三日 實景、越後水吉ノ地ヲ、同國鞍馬寺ニ寄進ス、……………八〇七

六年甲寅 紀元二千九百四十四年

五月 四日 幕府、觀世元清、彌阿ヲ佐渡ニ流ス、是日、元清、京都ヲ發ス、……………八〇七

六月 五日 陸奥蘆名盛政、所領越後小河莊等ヲ、其子盛久ニ讓ル、……………八一九

是 歲 越後耕雲寺ノ僧仲珊、明ニ渡航ス、……………八二一

七年乙卯 紀元二千九百四十五年

正月 廿三日 足利義教、邦景ヲ召シ、三寶院滿濟ト會シテ、足利持氏ニ對スル策ヲ議セシム、……………八二二

二月 廿九日 信濃大井蘆田兩氏相爭フ、是日、足利義教、小笠原政康ニ命ジテ、之ヲ調停セシム、兩氏肯ゼザレバ、邦景ヲシテ、兵ヲ出シテ之ヲ鎮定セシメントス、……………八二三

是 三十日 足利義教、佐渡和泉保等ノ地ヲ、本間頼長ニ安堵セシム、……………八二四

藏 越後白牛ヲ獻ズ、……………八二五

八年丙辰 紀元二千九百四十六年

三月 是 月 黑川氏實、越後金光山如意輪權現ニ、鰯口ヲ寄進ス、……………(黑川氏實)

寄進鰯口寫真……………八二五

九年丁巳 紀元二千九百四十七年

三月 六日 本間源厚、所領佐渡金丸三宮、長木中興保等ヲ、其子淳泰ニ讓ル、……………八二六

九月 廿一日 足利義教、僧中矩ヲ、越後米山寺住持ト爲ス、……………八二七

十一月十五日 西片光行、越後吉谷彌彥神社ニ、鰯口ヲ寄進ス、……………八二七

十年戊午 紀元二千九百四十八年

二月 廿二日 足利義教、本間季直ニ、其所領佐渡石田郷金丸、長宇禰、長池、關浦等ノ地ヲ安堵セシム、……………八二八

四月 十六日 尼妙義、所領ヲ喝食清雲ニ讓ル、……………八二九

七月 十九日 西片光行、越後藪川宇都宮ニ、鰯口ヲ寄進ス、……………八三〇

十月 廿一日 是ヨリ先、憲實其主、足利持氏ニ抗シ、援ヲ足利義教ニ請フ、義教關東隣境ノ諸將ニ命ジテ出兵セシム、仍リテ、實景、越後ノ兵ヲ率キテ關東ニ赴キ、憲實ニ從フ、是日、義教、實景ノ出陣ヲ褒シ、尋テ、戰功ヲ勵マシム、……………八三一

十一年己未 紀元二千九百四十九年

目次 永享九年、十年、十一年……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

……………六一

二月 二日 長松院祖杲羽黑某ニ其所領越後中村ノ地ヲ安堵セシム、……………八三八

十月 十日 幕府房朝ニ命ジテ越後蒲原津ヲ白河氏朝ノ代官ニ渡付セシム、……………八三八

十一月 七日 房朝越後居多神社ニ社領ヲ寄進ス、……………八三九

十二月 是月 是ヨリ先足利持氏憲實ト鎌倉ニ戦ヒ敗レテ永安寺ニ自殺ス、憲實剃髮シテ伊豆國清寺ニ隱レ弟清方ヲシテ關東ノ政務ヲ沙汰セシム、……………八四〇

十一年庚申

紀元二千百年

正月 十六日 僧暉幽越後專稱寺ニ至リテ時宗ヲ弘傳ス、……………八四三

四月 六日 幕府憲實ヲ起シテ再ビ鎌倉管領ト爲サントス、是日憲實命ニ依リテ鎌倉ニ復歸ス、……………八四四

十九日 是ヨリ先結城氏朝足利持氏ノ遺孤春王安王ヲ擁シテ下總結城ニ據リ兵ヲ擧グ幕府上杉清方ヲシテ之ヲ討タシム、是日清方越後信濃等ノ兵ヲ率キテ鎌倉ヲ發ス、……………八四四

八月 一日 某越後氣比神社ニ鰐口ヲ掛ク、……………八四八

九日 是ヨリ先憲實鎌倉ヲ發シテ下總結城城攻圍ニ向ヒ、是日下野小山城ニ入ル、……………八四九

黑川氏實地ヲ某寺ニ寄進シ越後中條ニ於テ戰死セル落合澤田諸氏ノ靈ヲ弔ハシム、……………八四九

是月 信濃大井持光兵ヲ起シテ結城氏ニ應ズ、憲實弟上杉重方ヲシテ上野國分ニ陣シ之ヲ防ガシム、……………八五〇

九月 廿六日 下總結城城ニ於テ實景越後ノ兵ヲ率キテ戰フ、是日足利義教之ヲ褒ス、……………八五〇

嘉吉元年辛酉

紀元二千百一年

正月 一日 實景色部重長等下總結城城ニ戰フ、……………八五一

四月 十六日 下總結城城陥リ春王安王實景ノ爲ニ捕ハル尋デ實景足利義教ノ命ヲ受ケテ之ヲ京都ニ護送スルノ途次美濃垂井ニ於テ害ス、……………八五二

五月 二日 幕府常陸佐竹義憲ヲ討タントシテ實景ニ命ジ常陸下野ニ備ヘシム、……………八六一

十五日 越後東光寺某雲版ヲ鑄造ス、……………八六二

六月 十三日 憲實隱退シテ次子房顯ニ越後ノ所領ヲ讓リ且ツ幕府ニ祇候セ

シメント請ヒ、幕府之ヲ聽ス、憲實又、房顯ヲシテ、房朝ト協心事ニ當ラシム、…八六三

七月 九日 是ヨリ先、足利義教、赤松滿祐ニ弑セラル、清方之ヲ聞キ、是日、書ヲ
武藏一揆、安保宗繁ニ送リ、滿祐討伐ノ爲ニ出陣センコトヲ促ス、…八六七

十二月廿九日 幕府實景ノ戰功ヲ賞シ、相模河入郷ヲ宛行フ、…八六九

二年壬戌 紀元二千
百二年

八月 是月 僧日朝、佐渡ニ至リ、僧日蓮配流ノ遺跡ヲ訪フ、…八七〇

十一月六日 道吉右近五郎、越後藤井卒塔婆領八幡宮ニ、鰐口ヲ寄進ス、…八七〇

三年癸亥 紀元二千
百三年

二月 三十日 房朝、山村彈正左衛門尉ヲシテ、春日部某ニ地ヲ渡付セシム、…八七一

九月 廿六日 和田朝資、同房資、羽黑五郎ノ所領買得地ヲ、同四郎ニ返付セシム、…八七一

地圖目次

南北朝時代越佐兩國要地圖

目次終

越佐史料卷二

高橋義彥編

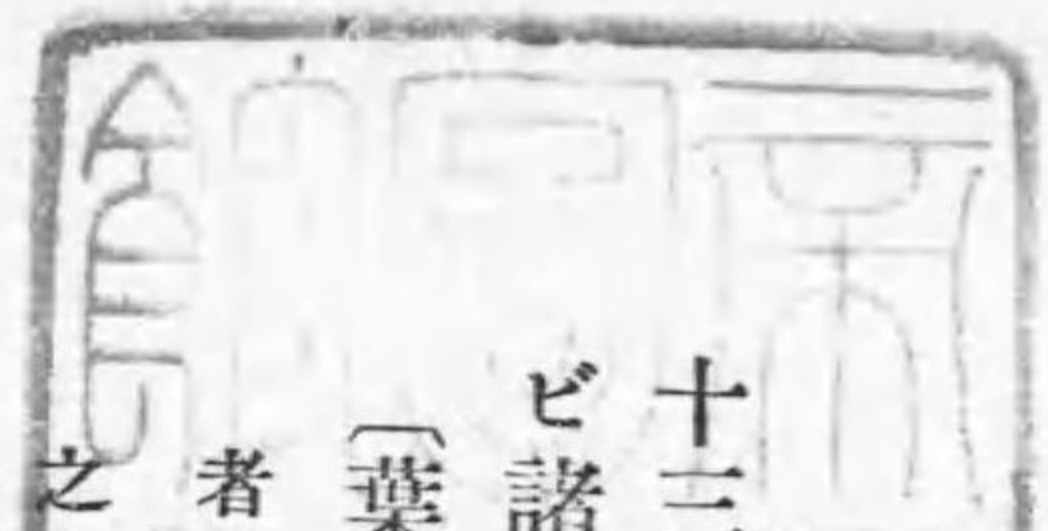
後深草天皇

寛元四年丙午

紀元千九
百六年

六月 戊子朔

十三日、庚子北條時頼、越後守北條光時ノ專恣ヲ怒リテ伊豆ニ流シ、其越後國務及
ビ諸職ヲ沒收ス、



〔葉黃記〕寛元四年六月六日癸巳、晴、今日關東飛脚到來、入道、將軍御所警固之後、近習
者定被召籠、越後守光時出家、配伊豆國、其舍弟修理亮自害、（時幸）又季種追遣本國、其外請降
之輩、或召籠云々、是等時頼沙汰歟、衆口嗷々、天下紛々、

〔本條 吾妻鏡〕七十

寛元四年五月廿四日、辛巳、鎌倉中民不靜、資財雜具運隱東西云々、

已被固辻々、澁谷一族等請、（北條時頼）左親衛、令警固中下馬橋、而太宰少貳爲參御所、欲融之處、彼
輩於參御所者、不可聽之、令參北條殿御方者、稱不可及、抑留之由、此間頗有喧嘩、彌物忿、

寛元四年六月十三日

鎌倉物念
時頼ノ第
ヲ警固ス

寛元四年六月十三日

二

光時ノ逆心發覺ス

夜半皆著甲冑揚旗、面任雅意、或馳參幕府、或群集左親衛邊云々、巷說縱橫故遠江入道生西子息、(光時)逆心、絳發覺之由云々、

光時落飾シテ陳謝ス

廿五日、壬午、天晴、世上物念、左親衛宿館、固敢不緩、甲冑軍士圍繞四面、卯一點、但馬前司定員稱御使、參左親衛第、而不可入于殿中之旨、依令下知于諏訪兵衛入道、尾藤太平三郎左衛門尉等給、忽退出云々、越後守光時令侍宿御所中之處、今曉家人參喚出之程、白地即退出訖、無歸參之儀、落飾獻其髮於左親衛、是可追討左親衛之由、成一味同心、不可改變之趣、相互書連署起請文、其張本者在名越一流之由、風聞之間、及此儀、舍弟尾張守時章備前守時長、右近衛大夫將監時兼等者、無野心之旨、兼以依令陳謝、無殊事云云、其後但馬前司定員(依脫カ)右事出家、秋田城介義景預守護之、子息兵衛大夫定範被處緣坐云々、午以後群參之士又揚旗、

光時法名蓮智

光時執權タラント望ム

六月十三日、庚子、入道越後守光時法名蓮智、配流、赴伊豆國、越後國務以下所帶之職收公之、又上總權介秀胤被追下上總國、有相度事之由、依令露顯也、
〔保曆間記〕(寛元四年)同四月十九日、武藏守經時死去ス、舍弟時賴(子時左)、同閏四月、江馬越後守光時相模守朝子、將軍ノ近習ノ御氣色吉リケルガ、驕心有テ、我ハ義時ガ孫也、時賴ハ義時ガ彦也、光時將軍ノ權ヲ執ラセント企ケル程ニ、將軍モ光時ニ心ヲ被寄ケルニ

武士蜂起

ヤ、此事顯テ、同七月八日、光時遠流セララル、

光時執權ヲ争フ

〔歷代皇記〕四後深草天皇(寛元四年)五月廿日、關東叛逆事露顯、自廿五日、武士蜂起云々、(千葉)廿四日、又軍兵蜂起、是北條時賴勢云々、是時配光時法師於伊豆國、又歸遣秀胤於上總國本館、先日歸陣了、

系圖

〔鎌倉將軍家譜〕頼朝 寛元四年五月、北條光時義時孫、朝時子、與時賴欲爭執權、不能成而祝髮六月、流之於伊豆、乃沒收其所領越後國、

泰時

朝時

江馬 光時 遠江式部大夫、從五位下、右馬頭、越後守、鎮西探題、
寛元四年六月十三日、坐事流、伊豆、遇赦、正安二年六月十三日、入道、號蓮智、

時通 遠江二耶、

時章 名越、

時長 遠江三耶、

時幸 遠江四耶、
周防修理亮、從五位下、寛元四年六月一卒、

寛元四年六月十三日

三

寶治元年是歲

時兼 遠江五郎

時親 周防右馬助

〔參考〕

〔豆州志稿〕十三流竄

越後守光時 寬元四年六月配流伊豆國越後國務以下所帶之職

收公之按光時平義時次子遠江守朝時之子老號連智

〔大日本史〕二百三列傳百三十

北條朝時

越後守ヨリ遠江守ニ轉ズル條ニ收ム、光時爲越

後守系爲將軍藤原賴經所親幸以故驕心漸萌及北條時賴執權光時不悅以爲時賴於

吾祖義時爲曾孫族屬疏遠不宜居勢任因陰圖除之保曆間記而事發覺時賴遣兵將誅之光

時在幕府度不免剪髮遺時賴謝罪遂流伊豆東鑑保曆間記

寶治元年丁未

紀元千九百七年

是歲幕府越後佐橋莊南條等ノ地ヲ毛利經光ニ安堵セシム、

〔江氏家譜〕中

(大江) 廣元

毛利

季光 四郎左近大夫藏人大夫從五位下、入道西阿關東評定衆

御系圖事書曰始稱毛利廣元朝臣以來領相模國愛甲郡毛利庄也、

初メテ毛利氏ヲ稱ス

三浦泰村ノ亂ニ越後ニアリテ興ラズ

毛利

經光 藏人右近將監從五位下、入道寂佛

御系圖事書曰泰村一亂之時在國越後不與謀反之事因不及一味與黨之沙汰

經光一分所領越後國佐橋庄南條安藝國吉田庄等所安堵無相違文永七年七月十五日寂佛公經光公御法名ヨリ時親公へ御讓狀有之、

時親

〔京城萬壽禪寺記〕

略○上至德三年大內義弘梅窓居士歸附長門厚東郡吉部郷爲浴

僧之資鹿苑大相國(足利義滿)頒下鈞帖爲季世證此外有莊產田園被他剽略者勢州木造庄日置

庄三賀野庄小倭庄內並八知山兩郷三箇庄三箇者庄名伊賀河合庄柘植庄長田庄院田山田庄院田越

後佐橋庄信州仁科庄若州垣拔庄丹波豐富庄備前長田庄江州羽田庄也又五條堀川

六條坊門油小路姉小路油小路左女牛堀川甲斐河五段寺門西面楊梅路此本志都聞

冥福之地一々契券代々官符昭々焉略○下

○幕府經光ニ佐橋莊南條ノ地ヲ安堵セル年詳カナラズ今假ニ三浦泰村舉兵

ノ歲ヲ以テ茲ニ掲グ毛利氏ノ南條ノ地ヲ領セルコト其起原ヲ知ラズ佐橋莊

ノ六條院御領ニシテ一條院女房右衛門佐局ノ沙汰タルコト文治二年二月是

寶治元年是歲

萬壽寺領佐橋莊

建長元年十二月十日

六

月ノ條ニ見ユ、又佐橋莊ハ京都萬壽寺領ニシテ、其下司職ハ大江廣元ノ孫經光ノ家ニ傳ヘ、謂ユル毛利北條石田安田ノ諸氏等、皆毛利氏ノ裔孫ニ出ヅ、經光、更ニ是等ノ地ノ地頭職ヲ、子時親ニ讓ルコト、文永七年七月十五日ノ條ニ見ユ、

後深草天皇

建長元年己酉

紀元千九百九年

十二月

戊戌朔

十日、丁未佐渡八幡宮別當、國包姓關ヲ同宮權神主職ニ補ス、尋デ、若宮權殿内職ト爲ス、

〔八幡宮古事來歴帳〕

○佐渡

一八幡宮補任權神主職事

國包

右以人補任彼職、仍莊内神人百姓等宜承知、敢勿違失、故補任之狀如件、

建長元年十二月十日

別當(花押)

地頭 (花押)

補任

(此所ニ朱印ヲ押セリ)

八幡宮若宮權殿内職事

國包

右以(此所ニ朱印ヲ押セリ)彼人補任職畢、庄内神人等宜承知、可存其之旨也、

仍任補之狀如件、

正嘉二年十二月十二日

別當僧(花押)

○國包ヲ若宮權殿内職ト爲スコト、別ニ正應二年十二月二十二日ノ文書アレドモ、疑ハシキヲ以テ探ラズ、

〔參考〕

〔佐渡志〕

神祠

八幡宮 地三段歩、米拾石三斗六升八合、田八段二畝貳拾歩、野三段歩、

雜太郡八幡村ニ在リ、此邊往古ハ砂濱ニテ、鹽風荒ク、往來ノ人面ヲ向ケ難ク有シヲ、明曆高治ノ頃ヨリ、松苗ヲ植テ砂垣ト云フ者ヲ作り、數十年ヲ經テ、民ノ棲家モ稍開

建長元年十二月十日

七

若宮權殿内職ト爲ス

八幡宮

ケシナル可シ、正徳享保ノ頃迄、小松ノミ生ゼシト言傳ヘタリ、後人八幡ノ皇居跡ナ
ド云フコハ、皆臆説ナルベシ、此社修造ノ時、官林ノ材ヲ賜ハル古例ナリ、

建長二年庚戌

紀元千九百十年

十一月

大 壬戌 別 盡

是月、九條道家、越後白河莊等ノ地ヲ其女ニ讓ル、

〔東福寺文書〕

一家地、文書、庄、蘭事

姫君

尾張國大懸社

件庄關東尼(政子)二品、承久大
亂之刻、所志給庄内也、

越後國白河庄

美作國大井殘庄

白河莊

道家重病ノ時ニ一
度處分狀
ヲ草ス

右件庄々所附屬、如件家領、自元不幾、彼是相分之間、雖乏少、只志之至也、尙侍殿奉同宿、
可蒙彼御扶持、一期後爲家長人、子孫中有志之人、相計可被讓與也、以前條々所注置如
右、但先年受重病時、楚忽令書處分、未加再治、自然送數年、爰前關白有不慮事、太略如違
背、向後之進退、推而可量、家門之孤害、子孫之障難、不可疑殆、仍所改直先度之處分也、偏

道家死後
妨害ヲ爲
ス者ハ子
孫タルベ
カラズ

守此狀、不可違犯於彼狀者、破却投火中既畢、情思先規、清慎公家領文書、三條關白不傳
之、順孫實資傳之、法興院殿領中、關白、粟田關白不傳之、御堂多傳領之、法性寺殿御領六
條攝政一向傳領之、菩提院入道不傳之、故禪閣以皇嘉門院御讓次第相傳、今以之思之、
洞院攝政者家嫡也、右府既爲嫡孫、前攝政亦爲寵愛、器量尤足、傳領之仁、仍所分與也、何
況前關白於有不義哉、兼又宣仁門院、田中禪尼、尙侍殿所讓與庄々一期之後、可爲次第
附屬、子細委載于右、於攝政並右府子孫、遂前途、爲家長者、相傳領掌、勿論、若不登大位、
混俗塵者、專不足其仁、歟、早返付家長者可令惣領、但於別相傳之地者、非其限、日記文書
子細又同前、小僧萬歲後、若成妨碍者、專不可爲子孫、永可謂不孝、若我生九品之淨刹者、
以天眼照見、可加冥罰、若雖廻三有之故郷、以肉眼照見、可爲治罰者也、抑此家領内、自關
東有傳領地、附屬子孫、尤可請被處分歟、仍所請證判也、先規不可求於外、鎌倉故右大將
頼朝卿、以沒官領廿箇所、傳與姉妹二位入道、能保卿妻室、其後中下宣旨、附屬諸子高能
卿並嫡女、小僧母儀、華山院右府室、故西蘭寺入道室、傳領于今知行、入遣大納言、以彼因
緣、下向關東、繼其跡、件庄々茂尼二品、義時朝臣、泰時朝臣等相計、所志與也、何可有窄籠
哉、近則故太政入道、同有關東傳領庄々、悉以處分諸子、尤足准據歟、爲後鑒、粗勒子細而
已、

建長二年十一月是月

予依手振假他筆寫此狀努力々々不可違犯

建長二年十一月 日

(道家) 愚老 判在御

此御記下給一條圓明寺殿より可存知之由、以本智房被仰下之間、爲後日書留之、御本以王
佐前司被返進了、本智房請取了、

于時弘安三年五月六日書之、

○兼實、白河莊等ノ領地ヲ道家ニ讓ルコト、補遺元久元年四月二十三日ノ條ニ
見ユ、

〔參考〕

〔尊卑分脈〕 藤原 兼實 攝政、關白、從一位、九條殿

良經 攝政、太政大臣、氏長者、

道家 攝政、關白、氏長者、

九條殿

教實

良實

一條殿

實經

賴經

女子 增子、國母、中宮、後堀河院后、四條院母、

女子 藻壁門院、

女子 仁子、關白兼經公北政所局、

女子 全子、四條院侍、

建長六年甲寅 紀元千九百十四年

五月 壬申朔

十三日、申、紀伊權介菅原在章ヲ越後介ト爲ス、尋テ、復重任セシム、

〔公卿補任〕 元應 從三位菅原在章(菅原) 五月 九月八日叙、元文章博士、○中

貞應三四十六給穀倉院學問料、元仁二正廿補文章得業生、嘉祿二正廿三兼越後權少

掾、○中 同四正十三紀伊權介、同十二月四正四下、同五正十三文章博士、同六五十三越

後介、八二廿六復任、正嘉三正廿一兼越中、

建長七年乙卯 紀元千九百十五年

三月 戊戌朔

二十七日、甲、幕府、色部公長二、越後小泉莊加納ノ内色部牛屋・粟島、並ニ讚岐ノ
地等ノ地頭職ヲ安堵セシム、

建長六年五月十三日 七年三月二十七日

越後權少

建長八年
二月廿六
日復任

建長七年十二月十三日

〔色部文書〕○羽

將軍家政所下

右衛門尉（色部）平公長

可令早領越後國小泉庄（岩船郡）加納内色部牛屋（除人等並）栗島並讚岐國木德庄等地頭職事、右任亡父爲長法師（法名善阿）去年十一月八日讓狀（勝長壽院三重御塔佛聖、爲彼職守先例、狀狀ニ依ル）可致其沙汰所仍如件以下、

建長七年三月廿七日

案主清原

知家事清原

令左衛門尉藤原（北條重時）

別當陸奥守平朝臣判形（北條時頼）

相模守平朝臣判形

十二月甲子朔盡

十三日、丙子掃部助金澤實時ヲ越後守ト爲ス、

〔關東評定傳〕 建長七年乙卯 評定衆

陸奥（金澤）掃部助平實時 十二月任越後守、

建治二年丙子 評定衆

越後守平實時 一番引付頭 十月卒、

右京權大夫義時朝臣孫陸奥五郎實泰法師男母天野和泉前司政景女曆仁元年三月十八日任掃部助宣陽門院藏人建長七年十二月十三日任越後守同日叙爵文永

二年六月廿七日叙從五位上建治二年十月廿三日於六浦別業卒年五十三、

〔右文故事附録〕三 金澤略譜（近藤） 守重曰、○中實時カ爲人史載ナケレハ其嘉言懿行

得テ詳ニ知ヘカラス然レトモ今其事業ト心畫ト又影像ヲ以テ其德容ヲ審ニスルニ實時ノ爲人ヤ意フニ温厚慎密忠正謙讓文武兼備亓事ニ練達シ將相ノ器ニシテ長者ノ風アリ然モ又榮位ヲ屑トセス文史ニ耽リ山水ヲ樂ミ卓爾トシテ更フヘカラサルモノ有ラン、○中其引付衆同頭評定衆越訴奉行ニ累遷スルニ及テ師儒ヲ崇ヒ文籍ニ耽ケリ門地權勢ヲ以テ能ク同僚ニ下リ教隆ヲ師禮ス、○中加之内外ノ重職ニ居テ厚ク文籍ヲ好ミ連年ノカヲ用ヒテ罕翻ノ書籍ヲ繕寫校訂シ同祿後又再寫繕竣シ身自ラ校合加點スルニ至ル是ソノ實ニ學ヲ好ムノ厚ヲ見ルニ足ル金澤ニ籠居ノ後所勞ノ中ト雖モ手自ラ題跋比譬ス今ソノ親筆ヲ見テ病ト雖モ學ヲ好テ倦マス老ニ至テ志愈々壯大ナルヲ見ル、○下

正嘉元年丁巳 紀元千九百十七年

建長七年十二月十三日 正嘉元年正月七日

六浦ノ別第ニ卒ス實時ノ人物

榮位ヲ屑トセズ文史ニ耽ル

金澤文庫ノ鑑

正嘉元年正月七日 正元元年正月是月

正月大朔

七日巳陸奥守北條政村ヲシテ、越後ノ國務ニ任ゼシム、

〔關東評定傳〕北條 文永十年 執權

左京權大夫平政村朝臣

略上 寛元二年六月二十二日、叙從四位下、康元々々年三月連署、年五十二、同四月五日任陸奥守、正嘉元年正月七日、賜越後國々務、同六月十二日任相模守、略下

正元元年己未 紀元千九百十九年

正月大朔

是月、佐渡八幡宮神主、田植ノ歌ヲ録ス、

〔八幡宮古事來歴帳〕佐 〔朱書〕 明治八亥五月十八日、國史編輯課高野文樹殿へ書上之

一明春〔例八幡カ〕御宮御田植〔歌脱カ〕

三反是をうた〔ふカ〕

〔此一節行カ〕 春來れは山田の路雪れの、みちは乎とけて 春來れは山田の路は雪とけて、我か取なへはみつはさいたりや殿は、朝はかに勢い柴ひろふしてわせ植て、よわひに田をかそ植て見るへけれ、一けふの田のかの子の數はいくら蒔、今年こそ年吉代吉こかい吉、いとゝたゝさかふる殿のみすの尾に、田をつくらは門田をつくれ、かと

てよし、田をつくらは柳のしたに田をつくれ、新敷年の始の年男、新敷年の始の門はやし、新敷年の始の空みれは、

正元々年正月吉日

主平神主

○天正十年二月ノ田遊歌、便宜左ニ合叙ス、

〔本間文書〕

○佐渡 本間濱世氏所藏

〔端裏書〕

八幡宮田あそひの哥

一あたらしき、年ののはしめの、としをとこ、

一あたらしき、年の初の、かとはやし、
もちてまいらう、ゆづりはの御せん、

一あたらしき、としの初の、空みれは、
きみ見〔マ〕したるときとせよ、

一あたらしき、としの初の、空みれは、
くもりそまさるとひふ〔マ〕うよ、

一春くれは、山田のこほり、雪とけて、二度
なわしろ水を、まかせてそやるよ、

正元元年正月是月

田遊歌
年男
ゆづりは
ノ御飯
かとはや
し

朝苗

正元元年正月是月

一朝なへとるや、てこそしらたまや、
一我とるなへは、みつばさいたりや、

四つはになれは、たうのははさかゆる、

一朝はかに、せい(殿)はひろふして、わ(早稻)せうへて、

まずかりいれて、藏のしたつみ、

一(祝)よわひには、田こそうへて、見るへけれ、

一もとうへて、ちもとこのいね、

一けふの田の、かの子は、いねはいくらかる、

まんく千束、百藏にあまるほど、

一今年こそ、年吉代吉、こかいよし、

(晚稻)おくてにみなり、わせますとりかる、

一いと、たに、さかふる殿の、みすのをに、

さきこたへたる、い(ま)つくねはな、

一田をつくらは、かと田をつくれ、かとしてよし、

一田をつくらは、柳の下に、田をつくれ、

晚稻

柳やうに、ほ(穂)なみゆらせて、

此舍本永正二年正月ト有之候へ共、蟲とち番され候故、寫替畢、

天正十年みまのし(えか)二月吉日

平神主

龜山天皇

文應元年庚申

紀元千九百二十年

六月

丁酉朔

七日、癸卯成功ヲ越後伊賀兩國ニ募リテ、京都祇園社ノ神輿ヲ改造ス、

〔華頂要略〕天台座主記 第八十二無品尊助親王青蓮院、二品、治山五年、

正元二年六月七日、祇園神輿造替三基、是伊賀越後兩國各一基成功、院廳一基云々、

〔續史愚抄〕正元二年六月七日、癸卯、祇園御輿迎如例、是日乞當社神輿三基新造、一基

一院廳、二基伊賀越前兩國功云、座主秘記

弘長二年壬戌

紀元千九百二十二年

六月

乙酉朔

文應元年六月七日 弘長二年六月是月

神輿三基ノ中院廳一基ヲ造進ス

弘長二年六月是月 文永七年七月十五日

是月、佐渡常樂院ノ梵鐘鑄造成ル、

〔扶桑鐘銘集〕^四

山城國西岡來迎院○此鐘今所
在ヲ失フ、

奉鑄造梵鐘

大日本國佐州羽茂郡常樂院常住

諸行無常 是生滅法 生滅滅已 寂滅爲樂

經曰 器世間中有十七 清淨量性形種種

色觸三種水地空 兩妙妙聲主眷屬

祝曰 皇風永扇 帝道遐昌 天長地久 國土安全

弘長^(二年)壬戌林鐘日 冶大工 藤原某

文永七年庚午 紀元千九
百三十年

七月 己亥朔
盡

十五日、^{癸丑}毛利經光、越後佐橋莊南條、安藝吉田莊等ノ地頭職ヲ、其子時親ニ讓ル、

〔毛利家文書〕^一

沙彌 在判

讓狀

ゆつりわたす所りやうの事、あきの國(吉田)よしたの庄、ちこのくに(佐橋)(刈羽郡)さはしのしやう南

條の地とふしき等は、^(經光)寂佛さうてんの所りやう也、しかるを四郎時親にゆつりわたす所也、この狀にまかせて、永代ちきやうすへし、仍ゆつり狀如件、

文永七年七月十五日

時親

〔江氏家譜〕^中

毛利 四郎、修理亮、刑部少輔、從五位下、
時親 入道了禪、六波羅評定衆、

御系圖書書曰、爲六波羅評定衆沙汰法務、爲在京料所、賜河內國加賀田郷、元弘之比、在國越後、建武之初、子息等並一族多以參宮方、^(是利)時親ノ子貞親、阿曾宮ヲ奉ジ、兵ヲ越後、時親在京志深武家、將軍尊氏、卿九州下向之時、老躰不及供奉、暫隱南都、同三年將軍歸洛、最前以曾孫師親、^{後改元春}爲代官進武家、致無二忠節、山門合戰、武家利運之後、以老躰行步難叶、蒙御免、下向藝州高田郡吉田、^{○中略、次ニ經光ノ}讓狀ヲ載セタリ、

按、河內國加賀田郷、從北條家了禪公之時、爲在京料賜地也、故此御讓狀無之、

所領、越後國佐橋莊南條、地頭職貳千貫、藝州吉田、庄地頭職千貫、河內國加賀田郷、地頭職貳百貫、以上參千貳百貫之地也、

佐橋莊南條

佐橋莊南條、當時其名目有之、何郡ノ内タルカト、元文四年、於江戶、越後國御領主方

へ、御留守居中ヨリ相尋處ニ、高田御領主松平越中守殿賢定、衆ヨリ申越候ハ、刈羽郡ノ内、鯖石南條ト申所有之、此兩條、古來ヨリ百姓ノ長役人罷在候所ニテ、大肝煎ト

文永七年七月十五日

一九

文永七年八月二十五日

二〇

申候、依之一組支配仕候、村々共ニ鯖石組南條組ト唱候、成程鯖石庄南條庄ト、古來唱申事モ有之、今以申傳ノ由申候、佐橋トハ鯖石ノ事ニテ可有之候哉、

鯖石ハ佐橋ノ轉訛トノ説

按、佐橋庄南條地頭職ト有之ユヘ、佐橋庄ノ内ノ南條村タルヘシ、年序隔リ、今ハ兩庄ニ分リタル乎、昔ノ佐橋ハ、今ノ鯖石タルヘキトノ儀、文字替リタルニテ可有之乎、越後國御領主不殘相尋、此外無據ユヘ、先決之源順和名抄、越後國七郡所謂、頸城古志三嶋魚沼蒲原沼垂石船也、刈羽郡ト云郡名ナシ、七郡ノ内、孰ノ郡名乎未考、

加賀田

加賀田者、河内國錦部郡也、于今加賀田ト唱フ、

○幕府、經光ニ南條等ノ地ヲ安堵セシムルコト、寶治元年是歲ノ條ニ見ユ、
八月大辰盡

二十五日辰壬、色部公長其子忠長ニ、越後小泉莊色部條地頭職ヲ、孫長信ニ、同粟島ノ地頭職ヲ讓ル、幕府尋デ、之ヲ安堵セシム、

〔色部文書〕○羽前

讓渡

越後國(岩船郡)小泉庄内、色部條地頭職事、

手繼證文

右以子息三郎平忠長(色部)爲惣領、相副次第手繼證文等、所讓與也、仍無他妨、任先例、可令致其沙汰之狀如件、

文永七年八月廿五日

(色部公長)沙彌行忍(花押)

〔色部文書〕○櫻井市作氏所藏

色部條地頭職安堵狀

可令早平忠長領知越後國小泉庄内色部條地頭職事、
右任親父行忍去八月廿五日讓狀、可令領知之狀、依仰下知如件、

文永七年十二月十四日

相模守平(北條時宗)朝臣(花押)
左京權大夫平朝臣(花押)

(附箋)

可令早平長信領知越後國小泉庄内粟嶋地頭職事、

右任祖父行忍去八月廿五日讓狀、爲被職守先例、可致沙汰之狀、依仰下知如件、

文永七年十二月十四日

相模守平(北條時宗)朝臣(花押)
左京權大夫平朝臣(花押)

〔參考〕

文永七年八月二十五日

粟嶋地頭職安堵狀

文永八年三月是月

〔色部系圖〕

平光長童名千代松丸、後號三郎

弘長

季長

爲長

公長

從五位、內舍人、右衛門尉、法名行忍

清長

彌三郎

忠長

童名三郎、後左衛門尉、法名淨忍

氏長

長茂

文永八年辛未

紀元千九百三十一年

三月大甲子朔

是月幕府、佐渡長安寺々内ニ殺生禁斷ノ制札ヲ掲ゲ、

〔長安寺文書〕○佐渡

久知郷長安寺々中事、

合四至限東中尾道、限西久知大道、限南白土尾、限北二王道

阿彌陀如來木像寶國

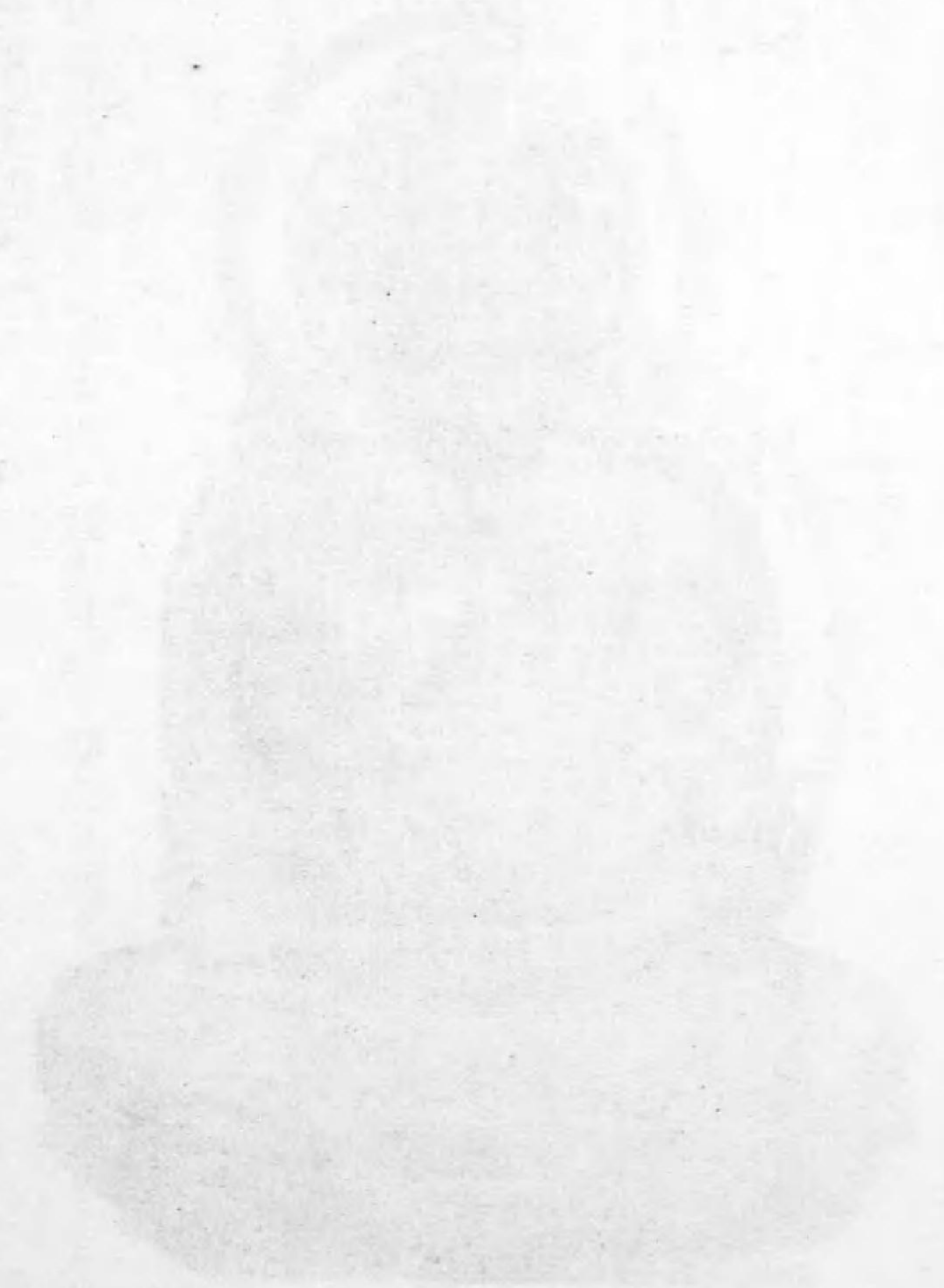


佐渡 長安寺所藏

朝鮮鐘寶國



佐渡
長安寺所藏



右於寺中者、可禁斷殺生之狀如件、

文永八年三月日

御使 右兵衛尉藤原花押

長安寺

〔佐渡志〕
佛寺

長安寺 真言宗清水寺ノ末寺

地八段壹畝拾八步 田六段五畝拾九步 租稅三分ノ一ヲ免サル、

初メ天長寺ト云フ

加茂郡久知河内村ニ在リ、傳テ云フ、天長八年辛亥、基ヒヲ開キ、初ハ天長寺ト云ヒ、八宗兼學ノ寺ニテ有シト云リ、觀應年中、蘭ノ中將ト聞エシ人此國ニ下リ、世ノ亂レヲ避テ、コヽニテ舞學ヲ起シ（樂）時ノ古文書、其餘古ク傳ハリタル文書數多アリ、○下略、舞ハ、觀應二年八月十三日ノ條ニ見ユ、

○長安寺寶物ノ中國寶ニ指定セラレシモノヲ便宜次ニ録ス、

〔國寶目錄〕

長安寺寶物

阿彌陀如來座像

銅鐘

九月壬戌朔盡

文永八年三月是月 九月十二日

佐渡河崎村

長安寺

佐渡河崎村

長安寺

日蓮書狀御書泊尾

山全依五國不取在中之
百亦身言唯取取取取
物志如不為之也此下
物從因密士瑪也 係是
早之不離之江流

十廿二日
自

某

下總 法華經寺所藏

十月十日
出發セン
トス
日期ニ別
ナ告グ

土籠御書

日蓮は明日佐渡國へまかるなり、今夜のさむきに付ても、ろうのうちのありさま、思
やられて、いたはしくこそ候へ、あはれ殿は、法華經一部色心二法共にあそばしたる
御身なれば、父母六親一切衆生をもたすけ給べき御身也、法華經を餘人のよみ候は、
口ばかり、ことばばかりはよめども、心はよまず、心はよめども、身によまず、色心二法
共にあそばされたるこそ貴く候へ、天諸童子以爲給、使刀杖不加毒、不能害と説れて
候へば、別事はあるべからず、籠をばし出させ給候はば、とくとくきたり給へ、見たて
まつり、見えたてまつらん、恐恐謹言、

文永八年辛未十月九日

日蓮花押

(日期)
筑後殿

寺泊御書

鷺目一結給候畢、心ざしあらん諸人は、一處にあつまりて御聽聞あるべし、
今月十月也、十日、起相州愛京郡依智郷、付武藏國久目河宿、經于十二日、付越後國寺泊
津、自此互大海、欲至佐渡國、順風不定、不知其期、道間事、心莫及、又不及筆、但暗可推度、又
自本存知之上、始非可歎止之、法華經第四云、而此經者、如來現在猶多怨嫉、況滅度後、第

十月十日
出發
相模依智
ヨリ越後
寺泊ニ至
ル

文永八年九月十二日

五卷云、一切世間多恐難信、涅槃經三十八云、爾時一切外道衆、咸作是言、大王今者、唯有一大惡人、瞿曇沙門、一切世間惡人爲利養故、往集其所、而爲眷屬、不能修善、呪術力故、調伏迦葉及舍利弗目犍連等云云、此涅槃經文、一切外道、我本師二天三仙所說經典、被毀佛陀所出惡言也、法華經文、佛非爲怨、經文天臺意云、一切聲聞緣覺、竝樂近成菩薩等云云、不欲聞、不欲信、不當其機、出言莫謗、皆定怨嫉者了、以在世推滅後、一切諸宗學者等、皆如外道、彼等云、一大惡人者、當日蓮、一切惡人集之者、日蓮弟子等是也、彼外道、先佛說教流傳之後、謬之後佛爲怨、今諸宗學者等、亦復如是、所詮依佛教起、邪見轉目者、欲轉大山、今八宗十宗等多門故、至諍論涅槃經第十八、贖命重寶と申法門あり、天台大師料簡云、命者、法華經也、重寶者、涅槃經所說前三教也、但涅槃經所說圓教如何、此法華經所說佛性常住重說之、令歸本、以涅槃經圓當攝法華經、涅槃經得分、但限前三教、天台玄義三云、涅槃贖命重寶、重抵掌耳也云云、籤三云、今家引意指大經部、以爲重寶等云云、天台大師四念處、申文、法華經引雖示種種道之文、先四味又定重寶了、若爾者、法華經前後諸經、爲法華經重寶也、世間學者想云、此天台一宗義也、諸宗不用之等云云、日蓮案之云、八宗十宗等、皆自佛滅後起之論、師人師立之、以滅後宗、不可計現在經、天台所判、依叶一切經、屬於一宗、不可弃之、諸宗學者等、執自師誤故、或事寄機、或讓前師、或語賢王、結句最後惡

心強盛起、鬪諍、無失者、損之爲樂、諸宗之中、真言宗殊至僻案、善無畏金剛智等想云、一念三千、天台極理、一代肝心也、顯密二道、可爲詮之心地、三千且置之、此外印與真言、佛教最要等云云、其後真言師等、事寄此義、無印真言、經經下之、如外道法、或義云、大日經釋迦如來之外說、或義云、教主釋尊第一說、或義現釋尊、說顯經、現大日、說密經、不得道理、無盡僻見起之、譬如不辨乳色者、作種種邪推、不當本色、又如象譬、今汝等可知、大日經等、法華經已前、如華嚴經等、已後如涅槃經等、又天竺法華經有印真言、譯者略之、羅什名妙法經、加印真言、善無畏名大日經、歟、譬如正法華添品法華三昧薩云分陀利等也、佛滅後於天竺、得此詮、龍樹菩薩於漢土始得之、天台智者大師也、真言宗善無畏等、華嚴宗澄觀等、三論宗嘉祥等、法相宗慈恩等、名依自宗、其心落天台宗、其門弟等不知此事、如何免謗法失乎、或人難日蓮云、不知機、立龜義、值難、或人云、如勸持品者、深位菩薩義也、違安樂行品、或人云、我存此義、不言云云、或人云、唯教門計也、雖具我存之、(和氣清磨)下和切足、清丸給于穢丸云、名、欲及死罪時人、唉之、雖然、其人未流善名、汝等邪難、亦可爾、勸持品云、有諸無智人、惡口罵詈等云云、日蓮當此經文、汝等何不入此經文、及加刀杖者等云云、日蓮讀此經文、汝等何不讀此經文、常在大衆中、欲毀我等過等云云、向國王大臣婆羅門居士等云云、惡口而擧、數數見擧出、數數者、度度也、日蓮擧出度度、流罪二度也、法華經三世說法儀式也、過去不

文永八年九月十二日

輕品今勸持品、今勸持品過去不輕品也、今勸持品未來可爲不輕品、其時日蓮即可爲不
 輕菩薩、一部八卷二十八品、天竺御經布一由旬、承定可有數品、今漢土日本二十八品略
 之中要也、正宗置之、至流通寶塔品三箇、敕宣令被靈山虛空大衆、勸持品二萬八萬八十
 萬億等、大菩薩御誓言不及日蓮淺智、但恐怖惡世中經文、指末法始也、此恐怖惡世中次
 下安樂行品等云、於末世等云云、同本異譯正法華經云、然後末世、又云、然後來末世、添品
 法華經云、恐怖惡世中等云云、當時當世三類敵人有之、但八十萬億那由陀諸菩薩不見
 一人、如乾潮不滿、月虧不滿、清水浮月、植木棲鳥、日蓮八十萬億那由陀諸菩薩爲代官申
 之、彼諸菩薩請加被者也、此入道佐渡國可爲御供之由承申之、可然用途云、かたがた有
 煩之故還之、御志始不及申候、人人如是申給、但囹僧等懸心候、便宜之時早早可聽之、穴
 賢穴賢、

從者ヲ還
ス

十月二十二日辰(イ酉)時

(富木胤繼)
土木殿

日蓮花押

佐渡御勘氣鈔

九月十二日に御勘氣を蒙て、今年十月十日佐渡國へまかり候也、本より學文し候し
 事は、佛教をきはめて、佛になり、恩ある人をもたすけんと思ふ、佛になる道は、必ず身

佐渡ニ下
着ス
下着後ノ
狀況

命をすつるほどの事ありてこそ、佛にはなり候らめと、をしはからる、既に經文のご
 とく、惡口罵詈、刀杖瓦礫、數數見擲出と説れて、かゝるめに値候こそ、法華經をよむに
 て候らめと、いよいよ信心もおこり、後生もたのもしく候、死して候はば、必ず各各を
 もたすけたてまつるべし、略中

十月 日

日蓮花押

富木入道殿御返事

此比は十一月下旬なれば、相州鎌倉に候し時の思には、四節の轉變は、萬國皆同かる
 べしと存候し處に、此北國佐渡國に下着候て後、二月は寒風頻に吹て、霜雪更に降ざ
 る時はあれども、日の光をば見ることなし、八寒を感現身、人の心は同禽獸、不知主師
 親、何況佛法の邪正、師の善惡は思もよらざるをや、此等は且置之、去十月十日に付ら
 れ候し入道、寺泊より還し候し時、書遣法門候き、推量候らむ、已に眼前也、佛滅後二千
 二百餘年に、月氏漢土日本一閻浮提の内に、天親龍樹内鑑冷然、外適時宜云々、天臺傳
 教は粗釋し給へども、弘殘之一大事の秘法を、此國に初て弘之、日蓮豈非其人乎、略中

文永八年十一月二十三日

日蓮花押

富木入道殿御返事

文永八年九月十二日

小僧等ヲ
歸國セシム

文永八年九月十二日

小僧達少少還候、此國爲體在所之有様、可有御問候、難載筆端候、

三〇

開目鈔下

日蓮といひし者は、(文永八年)去年九月十二日子丑の時に、頸はねられぬ、此は魂魄佐土(渡)の國に
いたりて、返年の二月雪中にしるして、有縁の弟子へをくれば、をそろしくてをそろ
しからず、みんないかにをぢぬらむ、此は釋迦多寶十方の諸佛の未來日本國當世を
うつし給明鏡なり、かたみともみるべし、○上 下略

佐渡御書

○上 今年正月十六日、十七日に、佐渡國の念佛者等數百人、印性房と申は、念佛者の棟
梁也、日蓮が許に來て云、法然上人は、法華經を抛よとか、せ給には非ず、一切衆生に
念佛を申させ給て候、此大功德に御往生疑なしと書付て候を、山僧等の流されたる
並に、寺法師等善哉善哉とほめ候を、いかがこれを破給と申き、鎌倉の念佛者よりも、
はるかにはかなく候ろ、無慚とも申計なし、いよいよ日蓮が先生今生、先日の謗法お
そろし、かゝりける者の弟子と成けん、かゝる國に生けん、いかになるべしとも覺え
ず、○中 略

文永九年壬申三月二十日

日蓮花押

佐渡ニ紙
ナシ

日蓮弟子擅那等御中

佐渡國は紙候はぬ上、面面に申せば煩あり、一人ももるれば恨ありぬべし、此文を心
ざしあらん人人は、寄合て御覽じ料簡候て、心なくさませ給へ、世間にまさる歎だに
も出來すれば、劣る歎は物ならず、當時の軍に死する人人、實不實は置く、幾か悲しか
るらん、いざはの入道、さかべの入道、いかになりぬらん、かはのべの山城得行寺殿等
の事、いかにと書付て給べし、外典書貞觀政要すべて外典の物語、八宗の相傳等、此等
がなくしては、消息もかゝれ候はぬに、かまへてかまへて給候べし、

一谷入道御書

○上 又文永八年辛未九月十二日、重て御勘氣を蒙りしが、忽に頸を刎らるべきにて
ありけるが、子細ありけるかの故に、しばらくのびて、北國佐渡の島を知行する武藏(北條)
宣時前司預りて、其内の者どもの沙汰として、彼島に行付てありしが、彼島の者ども、因果
の理をも辨へぬあらゑびすなれば、あらくあたりし事は申計なし、然れども一分も
恨る心なし、其故は日本國の主として、少も道理を知りぬべき相模殿だにも、國をた
すけんと云者を、子細も聞ほどかず、理不盡に死罪にあてがう事なれば、況や其末の
者どもの事は、よきもたのまれず、あしきもにくからず、此法門を申始しより、命を法

死罪ヲ覺
悟ス
北條宣時
ニ預ケラ
ル
佐渡ニ流
サレシ理
由

文永八年九月十二日

三一

文永八年九月十二日

三二

華經に奉り、名を十方世界の諸佛の淨土になかすべしと思儲けし也、略○中

五月八日

日蓮花押

一谷入道女房

千日尼御前御書

略○上 日蓮は父母兄弟師匠同法、上ニ一人下ニ萬民、一人ももれず、父母のかたきのごとく、謀反強盜にもすぐれて、人ごとにあだをなすなり、されば或時は數百人にのられ、或時は數千人に取りこめられて、刀杖の大難にあう所ををはれ、國を出さる、結局は國主より御勘氣二度、一度は伊豆國、今度は佐渡の嶋なり、されば身命をつぐべきかつてもなし、形體を隠べき藤の衣ももたず、北海の嶋にはなたれしかば、彼國の道俗は、相州の男女よりもあだをなしき、野中に捨られて、雪にはだへをまじえ、くさをつみて命をさゝえたりき、彼の蘇夫(武)が胡國に十九年、雪を食て世をわたりし、李呂(陵)が北海六ヶ年、がんくつにせめられし、我は身にてしられぬ、これはひとえに我が身には失なし、日本國をたすけんともひしゆへなり、しかるに尼(千日尼)ごせん、竝に入道殿は彼の國に有時は人めををそれて、夜中に食ををくり、或時は國のせめをもはばからず、身にもかわらんとせし人人なり、さればつらかりし國なれども、そりたるかみを

流罪二回ニ及ブ

困苦ノ状

千日尼ノ厚情

うしろへひかれ、すゝむあしもかへりぞかし、略○中

六月十六日

日蓮花押

さどの國のこのの尼御前

種種御振舞御書

略○上 去文永八年辛未九月十二日、御勘氣をかほる、其時の御勘氣のやうも常ならず、法にすぎてみゆ、了行が謀反ををこし、大夫律師が世をみたさんとせしをめしとられしにもこえたり、平左衛門尉大將として、數百人の兵者に(册丸)どうまろきせて、ゑぼうしかけて、眼をいからし、聲をあらうす、大體事の心を案ずるに、太政入道の世をとりながら、國をやぶらんとせしにいたり、ただ事ともみへず、日蓮これを見てをもうやう、日ごろ月ごろ、をもひまうけたりつる事はこれなり、さいわひなるかな、法華經のために身をすてん事よ、くささかうべをはなたれば、沙に金をかへ、石に珠をあきなへるがごとし、さて平左衛門尉が一の郎從少輔房と申者はしりよりて、日蓮が懐中せる法華經の第五卷を取出して、おもてを三度さいなみて、さんざんとうちちらす、又九卷の法華經を兵者ども打ちらして、あるいは足にふみ、あるいは身にまとい、あるいはいたじき、たゝみ等家の二三間にちらさぬ所もなし、日蓮大高聲を放て申、

捕吏ノ狼藉

文永八年九月十二日

三三

良觀ノ雨
ヲ祈リテ
驗ナキヲ
嘲ル

あらをもしろや、平左衛門尉がものにくるうを見よ、とのばら、但今ぞ日本國の柱を
 たをすとよばはりしかば、上下萬人あわてて見し、日蓮こそ御勘氣をかほれば、をく
 して見ゆべかりしに、さはなくして、これはひがことなりとやをもひけん、兵者ども
 のいろこそへんじて見へしが、十日竝十二日の間、眞言宗の失禪宗（證）念佛等、良觀が雨
 ふらさぬ事、つぶさに平左衛門尉にいゐきかせてありしに、或ははとわらひ、或はい
 かりなんどせし事どもは、しげければしるさず、せん（證）するところは、六月十八日より、
 七月四日まで、良觀が雨のいのりして、日蓮にかかれてふらしかね、あせをながし、な
 んだのみ下て、雨ふらざりし上、逆風ひまなくてありし事、三度までつかひをつかわ
 して、一丈のほりをこへぬもの、十丈二十丈のほりをこうべきか、いずみしきぶいろ
 このみの身にして、八齋戒にせいせるうたをよみて雨をふらし、能因法師が破戒の
 身として、うたをよみて天雨を下せしに、いかに二百五十戒の人人百千人あつまり
 て、七日二七日せめさせ給に、雨の下らざる上、大風は吹候ぞ、これをもつて存せさせ
 給へ、各各の往生は叶ましきぞとせめられて、良觀がなきし事、人人につきて讒せし
 事、一一に申せしかば、平左衛門尉等（方人）かたうどしかなへずして、つ（詰）まりふしし事ども
 は、しげければかかず、さては十二日の夜、武藏守殿（北條宣時）のあづかりにて、夜半に及頸を切、

八幡大菩薩
天照大神
ヲ屬ル

かために、鎌倉をいでしに、わかみやこうぢにうちつゝみて、四方に兵のうちつゝみ
 てありしかども、日蓮云、各各さわがせ給な、べちの事はなし、八幡大菩薩に最後に申
 べき事ありとて、馬よりさしをりて、高聲に申やう、いかに八幡大菩薩はまことの神
 か、和氣の清丸が頸を刎られんとせし時は、長一丈の月と顯れさせ給、傳教大師の法
 華經をかうぜさせ給し時は、むらさきの袈裟を御布施にさづけさせ給き、今日蓮は、
 日本第一の法華經の行者なり、其上身に一分のあやまちなし、日本國の一切衆生法
 華經を謗じて、無間大城におつべきをたすけんがために申法門なり、又大蒙古國よ
 り、この國をせむるならば、天照大神正八幡とても、安穩におはすべきか、其上釋迦佛
 法華經を説給しかば、多寶佛十方の諸佛菩薩あつまりて、日と日と、月と月と、星と星
 と、鏡と鏡とをならべたるがごとくなりし時、無量の諸天、竝に天竺、漢土、日本國等の
 善神聖人あつまりたりし時、各各法華經の行者にをろかなるまじき由の誓状まい
 らせよとせめられしかば、一一に御誓状を立られしぞかし、さるにては日蓮が申ま
 でもなし、いそぎいそぎこそ誓状の宿願をとげさせ給べきに、いかに此處にはをち
 あわせ給はぬぞと、たかだかと申、さて最後には、日蓮今夜頸切（切）て、靈山淨土へまいり
 てあらん時は、まづ天照太神正八幡こそ起請を用ぬかみにて候けれと、さしきりて

死罪ヲ覺悟ス

教主釋尊に申上候はんずるぞ、いたしとおほさば、いそぎいそぎ御計あるべしとて、又馬にのりぬ(由比)いのはまにうちいでて、御りやうのまへにいたりて、又云、しばしと(殿原)のばら、これにつぐべき人ありとて、中務三郎左衛門尉と申者のもとへ、熊王と申童子をつかわしたりしかば、いそぎいでぬ今夜頸切つれへまかるなり、この數年が間、願つる事これなり、此娑婆世界にして、きじとなりし時は、たかにつかまれ、ねずみとなりし時は、ねこにくらわれき、或は(妻)めに、(子)こに、かたきに、身を失し事、大地微塵より多し、法華經の御ためには、一度失ことなし、されば日蓮貧道の身と生て、父母の孝養心にたらず、國の恩を報すべき力なし、今度頸を法華經に奉て、其功德を父母に回向せん、其あまりは弟子檀那等には(配當)ふくべしと申せし事これなりと申せしかば、左衛門尉兄弟四人、馬の口にとりつきて、(腰越)こしごへたつの口にゆきぬ、此にてぞ有んずらんとをもうところに、案にたがはず兵士どもうちまはりさわぎしかば、左衛門尉申やう、只今なりとなく、(泣)日蓮申やう、不かくのとのばらかな、これほどの悦をばわらへかし、いかにやくそくをばたがへらるるぞと申せし時、江のしまのかたより、月のごとくひかりたる物、まりのやうにて、辰巳のかたより、戌亥のかたへひかりわたる、十二日の夜のあげぐれ、人の面もみへざりしが、物のひかり月よのやうにて、人人の面もみ

腰越龍ノ口ニ至ル

太刀取眩目シテ倒ル

なみゆ、太刀取目くらみたふれ臥し、兵共おぢ怖れ、けうさめて一町計はせのき、或は馬よりをりてかしてまり、或は馬上にてうずくまれるもあり、日蓮申やう、いかにとのばら、かゝる大に禍なる召人にはとをのくぞ、近、打よれや、打よれやと、たかたかによばわれども、いそぎよる人もなし、さてよあけば、いかにいかに頸切べくわ、いそぎ切べし、夜明なばみぐるしかりなんとす、めしかども、とかくのへんじもなし、はるか計りありて云く、さがみの(依智)えちと申ところへ入せ給へと申、此は道知る者なし、さきうちすべしと申せども、うつ人もなかりしかば、さてやすらうほどに、或兵士の云く、それこそその道にて候へと申せしかば、道にまかせてゆく、午の時計にえちと申ところへゆきつきたりしかば、本間の六郎左衛門がいへに入りぬ、さけとりよせて、ものゝふどもにのませてありしかば、各かへるとてかうべをうなたれ、手(又)をあさへて申やう、このほどはいかなる人にてやをはすらん、我等がたのみて候阿彌陀佛をそしらせ給とうけ給れば、にくみまいらせて候つるに、まのあたりをかみまいらせ候つる事どもを見て候へば、たうとさに、としごろ申つる念佛はすて候ぬとて、ひうちぶくろより(珠數)すずとりいだしてすつる者あり、今は念佛申さじとせ(誓狀)いじやうをたつる者もあり、六郎左衛門が郎從等番をばうけとりぬ、さえもんのじようもかへり

依智ノ本問六郎左衛門ノ家ニ至ル

本問六郎

文永八年九月十二日

ぬ、其日戌時計にかまくらより上の御使とて、たてぶみをもつて來ぬ、頸切というか
 さねたる御使かとも、ものゝふどもはをもひてありし程に、六郎左衛門が代、右馬じよ
 うと申す者、立ぶみもちてはしり來、ひざまづひて申、今夜にて候べし、あらあさまし
 やと存て候つるに、かゝる御悅の御ふみ來候、(北條宣時)武藏守殿は、今日卯時にあたみの御ゆ
 へにて候へば、いそぎあやなき事もやとまづこれへはしりまいりて候と申、かまく
 らより御つかひは、二時にはしりて候、今夜の内に、あたみの御ゆへははしりまいる
 べしとて、まかりいでぬ、追狀云、此人はとかなき人なり、今しばらくありてゆるさせ
 給べし、あやまちしては後悔あるべしと云云、自是以下古來號星下鈔、而出錄内十四卷
 初二五、記上三、四、拾
 三、二、九、扶九、一、九、其夜は十三日、兵士ども數十人坊の邊り、竝に大庭になみゐて候き、
 九月十三日の夜なれば、月大にはれてありしに、夜中に大庭に立出でて月に向ひ奉
 て、自我偈少少よみ奉り、諸宗の勝劣、法華經の文あらあら申て、抑今の月天は、法華經
 の御座に列りまします名月天子ぞかし、寶塔品にして、佛勅をうけ給、囑累品にして
 佛に頂をなでられまいらせ、如世尊敕當具奉行と誓狀をたてし天ぞかし、佛前の誓
 は、日蓮なくば虚くてこそをはすべけれ、今かゝる事出來せば、いそぎ悅をなして、法
 華經の行者にもかかり、佛教をもはたして、誓言のしるしをばとげさせ給べし、いか

に今しるしのなきは、不思議に候ものかな、何なる事も國になくしては、鎌倉へもか
 へらんとも思はず、しるしこそなくとも、うれしがをにて澄渡らせ給はいかに、大集
 經には、日月不現明ととかれ、仁王經には、日月失度とかかれ、最勝王經には、三十三天
 各生瞋恨とこそ見え侍に、いかに月天、いかに月天とせめしかば、其しるしにや、天よ
 り明星の如なる大星下て、前の梅の木のかかりてありしかば、ものゝふども皆
 ゑんよりとびをり、或は大庭にひれふし、或は家のうしろへにげぬ、やがて即天かき
 くもりて、大風吹來て、江の島のなるとて、空のひびく事、大なるつづみを打がごとし、
 夜明れば、十四日卯時に、十郎入道と申もの來て云、昨日の夜の戌の時計に、(守殿)かうどの
 に大なるさわぎあり、陰陽師を召て御うらなひ候へば、申せしは、大に國みだれ候べ
 し、此御房御勘氣のゆへなり、いそぎいそぎ召かえさずんば、世中いかが候べかるら
 んと申せば、ゆりさせ給へ候と申人もあり、又百日の内に軍あるべしと申しつれば、
 それを待べしとも申す、依智にして二十餘日、其間鎌倉に或は火をつくる事七八度
 或は人をころす事ひまなし、讒言の者共の云、日蓮が弟子共の火をつくるなりと、さ
 もあるらんとて、日蓮が弟子等を鎌倉に置べからずとて、二百六十餘人にするさる、
 皆遠島へ遣すべし、ろうにある弟子共をば、頸をはねらるべしと聞ふ、さる程に火を

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

四〇

つくる者は、持齋念佛者が計事なり、其由はしげければかかず、同十月十日に依智を立つて、同十月二十八日に佐渡國へ著ぬ、十一月一日に、六郎左衛門が家のうしろみの家より、塚原と中山野の中に、洛陽の蓮臺野のやうに、死人を捨る所に、一間四面なる堂の佛もなし、上はいたま(板間)あはず、四壁はあばらに雪ふりつもりて消る事なし、かゝる所にしきが打しき、襲うちきて夜をあかし、目をくらす、夜は雪雹雷電ひまなし、晝は日の光もささせ給はず、心細かるべきすまゐなり、彼李陵か胡國に入て、がかうくつにせめられし、法道三藏の徽宗皇帝にせめられて、面(火印)にかなやきをさされて、江南にはなたれしも、只今とおぼゆ、あらうれしや、檀王は、阿私仙人にせめられて、法華經の功德を得給き、不輕菩薩は、上慢の比丘等の杖にあたりて、一乗の行者といはれ給ふ、今日蓮は、末法に生て、妙法蓮華經の五字を弘て、かゝるせめにあへり、佛滅度後二千二百餘年が間、恐は天台智者大師も、一切世間多怨難信の經文をば行じ給はず、數數見接出の明文は、但日蓮一人也、一句一偈、我皆與授記は我也、阿耨多羅三藐三菩提は疑なし、相模守こそ善知識よ、平左衛門こそ提婆達多よ、念佛者は瞿伽利尊者、比丘、在世は今にあり、今は在世なり、法華經の肝心は、諸法實相ととかれて、本末究竟等とのべられて候は是也、摩訶止觀第五云、行解既勤、三障四魔紛然競起、文、又云、如

十月二十
八日佐渡
=着キ塚
原=留ル
破屋=幽
居ス

猪稽金山、衆流入海、薪熾於火、風益求羅耳等云々、釋の心は、法華經を教のごとく機に叶ひ、時に叶て解行すれば、七の大事出來す、其中に天子魔とて、第六天の魔王、或は國主、或は父母、或は妻子、或は檀那、或は惡人等について、或は隨て法華經の行をさえ、或は違してさうべき事也、何れの經をも行ぜよ、佛法を行ずるには、分分に隨て留難あるべし、其中に法華經を行ずるには、強盛にさうべし、法華經をしへの如く、時機に當て行ずるには、殊に難あるべし、故に弘決八云、若知衆生不出生死、不慕佛乘、魔於是人、猶生親想等云云、釋の心は、人善根を修すれども、念佛眞言禪律等の行をなして、法華經を行ぜざれば、魔王親のおもひをなして、人間につきて、其人をもてなし供養す、世間の人に、實の僧と思はせんが爲也、例せば國主のたとむ僧をば、諸人供養するが如し、されば國主等のかたきにするは、既に正法を行ずるにてある也、釋迦如來の御ためには、提婆達多こそ第一の善知識なれ、今の世間を見るに、人をよくなすものは、かたうどよりも、強敵が人をばよくなしけるなり、眼前に見えたり、此鎌倉の御一門の御繁昌は、義盛(和田)と隱岐法皇(後鳥羽上皇)ましまさずんば、争か日本の主となり給べき、されば此人人は、此御一門の御ためには、第一のかたうどなり、日蓮が佛にならん第一のかたうどは、景信、法師には良觀、道隆、道阿彌、陀佛ト、平左衛門尉、守殿ましまさずんば、争か

文永八年九月十二日

四一

法華經の行者とはなるべきと悦、かくてすぐ程に、庭には雪つもりて、人もかよはず、堂にはあらし風より外はをとづるものなし、眼には止觀法華をさらし、口には南無妙法蓮華經と唱へ、夜は月星に向ひ奉て、諸宗の違目と、法華經の深義を談ずる程に、年もかへりぬ、いつくも人の心のはかなさは、佐渡の國の持齋念佛者の唯阿彌陀佛生噲房印性房慈道房等の數百人より合て僉議すと承る、聞ふる阿彌陀佛の大怨敵、一切衆生の惡知識の日蓮房、此國になかされたり、なにとなくとも、此國へ流されたる人の始終いけらるる事なし、設ひいけらるるとも、かへる事なし、又打ころしたれども御とがめなし、塚原と云所に、只一人あり、いかにがうなりとも、力つよくとも、人なき處なれば、集ていころせかしと云ものもありけり、又なにとなくとも、頸を切らるべかりけるが、守殿の御臺所の御懷妊なれば、しばらくきられず、終には一定ときく、又云六郎左衛門尉殿に申て、きらずんばはからうべしと云多の義の中に、これについて守護所に數百人集りぬ、六郎左衛門尉の云、上より殺しまいすまじき副狀下て、あなづるべき流人にはあらず、あやまちあるならば、重連が大なる失なるべし、それよりは只法門にてせめよかしと云ければ、念佛者等、或は淨土の三部經、或は止觀、或は眞言等を小法師等が頸にかけさせ、或はわきにはさませて、正月十六日に

佐渡國念佛者ノ會議

念佛者來集シテ惡口ス

念佛者トノ問答

あつまる、佐渡國のみならず、越後越中、出羽、奥州、信濃等の國國より集れる法師等なれば、塚原の堂の大庭山野に數百人、六郎左衛門尉兄弟一家、さならぬもの百姓の入道等、かすをしらず集りたり、念佛者口口に惡口をなし、眞言師は面面に色を失ひ、天台宗を勝べきよしをのゝしる、在家の者どもは、聞ふる阿彌陀佛のかたきよとのゝしりさわぎ、ひびく事、震動雷電の如し、日蓮は暫くさはがせて後、各各しづまらせ給へ、法門の御爲にこそ、御渡りあるらめ、惡口等よしなしと申せしかば、六郎左衛門を始て、諸人然るべしとて、惡口せし念佛者をば、そくびをつきいだしぬ、さて止觀眞言念佛の法門、一にかれが申様をでつしあげて承伏せさせては、ちやうとはつめつめ、一言二言にはすぎず、鎌倉の眞言師禪宗念佛者、天台の者よりも、はかなきものどもなれば、只思ひやらせ給へ、利劍をもてうりをきり、大風の草をなびかすが如し、佛法のあろかなるのみならず、或は自語相違し、或は經文をわすれて、論と云ひ、釋をわすれて、論と云ふ、善導が柳より落、弘法大師の三鈷を投たる大日如來と現たる等をば、或は妄語、或は物にくるへる處を、一一にせめたるに、或は惡口し、或は口を閉ぢ、或は色を失ひ、或は念佛ひが事也けりと云ものもあり、或は當座に袈裟平念珠をすて、念佛申まじきよし誓狀を立る者もあり、皆人立歸る程に、六郎左衛門尉も立歸る、

念佛者ヲ説伏ス

一家の者も返る、日蓮不思議一云はんと思て、六郎左衛門尉を大庭よりよび返して云、いつか鎌倉へのぼり給べき、かれ答云、下人共に農せさせて、七月の比と云云、日蓮云、弓箭とる者は、を、やけの御大事にあひて、所領をも給り候をこそ、田島つくとは申せ、只今いくさのあらんずるに、急きうちのぼり、高名して所知を給らぬか、さすがに和殿原は、さがみの國には、名ある侍ぞかし、田舎にて田つくり、いくさにはづれたらんは、恥なるべしと申せしかば、いかにや思げにて、あはててもものいはず、念佛者持齋在家の者どもも、なにと云事ぞやと惟しむ、さて皆歸りしかば、去年の十一月より勘たる開目抄と申文、二卷造たり、頸切るるならば、日蓮が不思議とどめんと思て勘たり、此文の心は、日蓮によりて、日本國の有無はあるべし、譬へば宅に柱なければたまたず、人に魂なければ死人也、日蓮は日本の人の魂也、平左衛門既に日本の柱をたをしぬ、只今世亂て、それともなくゆめの如に妄語出來して、此御一門どしうちして、後には佗國よりせめらるべし、例せば立正安國論に委しきが如し、かやうに書付て、中務三郎左衛門尉が使にとらせぬ、つきたる弟子等も、(強義)あらざかなと思へども、力及ばざりけにてある程に、二月の十八日に、島に船つく、鎌倉に軍あり、京にもあり、そのやう申計なし、六郎左衛門尉、其夜にはやふねをもて、一門相具してわたる、日蓮

開目抄ヲ作ル

軍ノ豫言的中ス

にた(學)な心を合て、たすけさせ給へ、去正月十六日の御言いかによと、此程疑申つるにいくほどなく、三十日が内にあひ候ぬ、又蒙古國も一定渡り候なん、念佛無間地獄も一定にてぞ候はんずらん、永く念佛申候まじと申せしかば、いかに云とも、相模守殿等の用ひ給はざらんには、日本國の人用まじ、用ゐずば、國必ず亡ぶべし、日蓮は幼若の者なれども、法華經を弘れば、釋迦佛の御使ぞかし、わづかの天照大神正八幡など、と申は、此國には重ずけれども、梵釋日月四天に對すれば、小神ぞかし、されども此神人などをあやまちぬれば、只の人を殺せるには、七人半など申ぞかし、(平清盛)太政入道、隱岐法皇等のほろび給しは是也、此はそれにはにるべくもなし、教主釋尊の御使なれば、天照大神正八幡宮も頭をかたぶけ、手を合て地に伏し給べき事也、法華經の行者をば、梵釋左右に侍り、日月前後を照し給ふ、かゝる日蓮を用ぬるとも、あしくうやまはば國亡ぶべし、何況數百人にくませ、二度まで流しぬ、此國の亡ん事疑なかるべけれども、且く禁をなして、國をたすけ給へと、日蓮がひかうればこそ、今までは安穩にありつれども、はうに過れば罰あたりぬるなり、又此度用ひずば、大蒙古國より打手を向て、日本國ほろぼさるべし、ただ平左衛門尉が好むわざわひなり、和殿原とても、此島とても、安穩なるまじき也と申せしかば、あさましげにて立歸ぬ、さて在

唯阿彌陀
佛性論坊
道觀等錄
倉ニ訴フ

家の者ども申けるは、此御房は神通の人にてましますか、あらおそろし、今は念佛者をもやしなひ、持齋をも供養すまじ、念佛者良觀が弟子の持齋等が云、此御房は謀叛の内に入たりけるか、さて且くありて世間しづまる、又念佛者集りて僉議す、かうてあらんには、我等かつえしぬべし、いかにもして此法師を失はばや、既に國の者も大體つきぬ、いかんがせん、念佛者の長者唯阿彌陀佛、持齋の長者性論房、良觀が弟子道觀等、鎌倉に走り登りて、武藏守殿(北條宣時)に申す、此御房島に候ものならば、堂塔一宇も候べからず、僧一人も候まじ、阿彌陀佛をば、或は火に入、或は河にながす、夜もひるも高き山に登り、日月に向て大音聲を放て、上を呪咀し奉る、其音聲一國に聞ふと申、武藏前司殿是をさき、上へ申までもあるまじ、先國中のもの、日蓮房につくならば、或は國をおひ、或はろうに入よと、私の下知を下す、又下文下る、かくの如く三度其間の事申さざるに、心をもて計ぬべし、或は其前をとをれりと云て、ろうに入れ、或は其御房に物をまいらせけりと云て、國をおひ、或は妻子をとる、○下略、教免ノコト、カハル、後ニ收ム、

報恩鈔

○上 文永八年辛未九月十二日の夜は、相模國たつの口にて切るべかりしが、いかにしてやありけん、其夜はのびて、依智といふところへつきぬ、又十三日の夜は、ゆりた

りとどどめきしが、又いかにやありけん、さどの國までゆく、○下略、教免ノコト、カハル、後ニ收ム、

聖人御難事

日蓮二十七年が間、弘長元年辛酉五月十二日には伊豆國へ流罪、文永元年甲子十一月十一日、頭にさずをかほり、左の手を打をらる、同文永八年辛未九月十二日、佐渡の國へ配流、又頭の座に望、其外に弟子を殺れ、切れ、追出、くわれう等かずをしらず、佛の大難には及か勝たるか、其は知ず、龍樹天親、天台傳教は、余に肩を竝がたし、日蓮末法に出ずば、佛は大妄語、人多寶十方の諸佛は大虚妄の證明なり、○上略

波木井殿御書

文永五年戊辰後正月、蒙古國より日本國を襲べき由、牒狀これを渡す、同十月に訴狀を書て、重て(北條時宗)法光寺殿の見參に入奉りしに、御祈禱申すべき由有しかども、日蓮が云、建長寺、極樂寺等の念佛者、禪宗等が、堂塔を焼拂、彼等が頭を由井が濱にて、悉切り失はるべく候、不然者、只今此日本國の人人、佗國より責られ、同士打して、自界叛逆難、あるべし、かまくら中の持齋の僧を御供養候事は、但牛を飼せ給にてこそ候へと申たりしかば、日蓮房は鎌倉殿を牛飼と申候と、讒奏申に依て、文永八年辛未九月十二日には、頭の座に登り、相模の龍口へ遣はさる、今は最後と思しかば、御靈の宮の前にて馬を

流罪ノ原
因

阿佛房ノ
歸向扶持

ひかへ、熊王丸を使として、四條左衛門尉に知せしかば、かちはだしにて馬の口に取付て、路すがら啼悲んで、事實にならば、腹を切んとせし志をば、何の世にかは忘るべく候、法華經に命を進らせ、日蓮より前に腹を切んと思きりし事をば、釋迦佛先知食して候なり、既に頸切れんとせしが、其夜は延候て、相模の依智へわたされ、本間の六郎左衛門が預おきぬ、明十三日の夜ふけ方に、不思議現す、大星下て庭の梅の枝に懸りき、爾る故にや、死罪を留められ、流罪に行はれ、佐渡國へ遣はさる、十月十日、相模の依智を立て、同二十八日、佐渡國へ著ぬ、○中天の御計にてや候けん、阿佛房の日蓮を扶持せし事は、偏へに悲母の佐渡國に生れ替らせ給て、日蓮が命を助給歟、漢土に沛公と申せし者あり、王相辱此者重救宣を下して、沛公をうつて進らせたらん者には、捕忠の賞を給べき宣旨ありしかば、沛公山邊に隠居して、命助かりがたかりしに、沛公が妻山邊に尋行て、時時助候き、彼は夫妻なれば、年來の情捨がたければ尋けん、此は佗人なれとも、人目を隠忍て、日蓮を憐愍し、或は處をおはれ、或は過代を引なんどせしかば、内内志ありし人も、何とも申人一人もなし、さすがに凡夫なれば、佗國に住ぬれば、古郷の戀き事申計なし、日蓮無謬、日本國の一切衆生を佛に成さんと思ふ志こそなからめ、日本國の一切の男女等はさて置ぬ、禪僧律僧眞言宗淨土宗の人人、日

禪僧律僧
等日蓮ヲ

怖ル

蓮を見たりしは、夜討強盜謀叛殺害の人を見よりも猶怖げなり、○下略、救免ノコト、ニカハル、後ニ收ム、

三澤御房御返事

佐渡國行者數多此所まで下向ゆへに、今の法門説聞候えば、未來までの佛種になる事、是皆釋尊の法恩ありがたし、越後にて此歌詠じ候ゆへ、書送り候也、

おのづからよこしまに降雨はあらじ風こそ夜の窓をうつらめ

二十一日

日朗本云、文化七年午六月、於尾張本住寺、池上本門寺御靈寶開帳之節、此書之御眞筆奉拜寫留者也、同國妙長山十六世日因花押、

〔元祖化導記〕下

一佐渡國流罪事 ○中私云、或人佐渡國申傳へシハ、初塚原申處

坐玉へリ、後其處ヨリ坂東路十里計隔、一澤申里山際、一間四面堂有之ケルニ、御住

アルト云々、嘉吉二年壬戌八月日朝、彼嶋參タリシ比、其注トテ、一間斗小堂形有之、

其山尾上御袈裟カケノ松トテ、一本有之、御住間常彼松本御上有、夫御經ヲアソハ

シケルトナム語也、今御書野與山間遊タルハ、一澤御事歟覺、或記云、十月十日、相州

相京郡依智郷御出アリ、其日武藏久目河宿着玉へリ、其後十二日經、越後國寺泊津

着玉へリ、寺泊ヨリ御船メシテ、佐渡國ニ御着アリ、彼國ニテハ新穂郷内塚原ト云

文永八年九月十二日

四九

越後ニテ
詠セル和
歌

塚原ヨリ
一澤ニ移
ル

袈裟掛松

文永八年九月十二日

五〇

處小堂ニ住玉ヘリ云々私云嘉吉年中日朝參タリシ時物語從寺泊御船メサレ佐渡マツサキト云浦御着アリケルト申セシナリ日朝自然自寺泊船乘マツサキノ浦着其日塚原參着シタリキ略中

念佛者印性房論難對決ヲ求ム

九印性房事

或記云上人對六郎左衛門尉鎌倉合戰可有上仰有折節本間殿在座寂

六郎左衛門等法門ヲ説カンコトヲ請フ

中印性房申念佛者來念佛无間法門難申上人仰云流人身法門申有其憚殊此流罪之根源偏依法門歟聊爾可申之耶云々印性房以外勝乘申印性房前法門サスカ大事ニソ候ハンスラント利口ニ及上人縱如何様被申候凡於此身法門難申玉ヘハ六郎左衛門尉始列座諸人是不可苦印性房加様ニ望申候少々御法門候へ我等聽聞可致有ケレハ聖人云面々承候間乍憚可申也其諸人疑難不返答者闕學者義歟サレハ如形法門對決可有歟但此身流人也御邊此國住人也定法門不負之由可有披露歟其義對決无所詮簡要自他法門書付勝負可知歟仰アリケレハ六郎左衛門尉云此義寂トテ筆墨出先印性房淨土宗法門立様可申聖道淨土ト書上人御覽聽其知略推察有彼所云二責之盡述計之後觀經ニ六即法門有之云々聖人仰云此事未ダ承及候觀經此法門ハ難有覺へ候但シ此六即ハ鸞綽導法然等師資中何師所立候ヤラン印性房云縱祖師所立雖無之其義歷然ナラハ何不立之哉凡六即法門

印性房ノ論難ニ對シ法門ヲ説ク

立候ヤラン印性房云縱祖師所立雖無之其義歷然ナラハ何不立之哉凡六即法門

觀經ニ六即法門ノ有無ヲ論決ス

印性房赤面ス

天台大師初立之印性房觀經ニ六即ヲ立候ハンニ有何失耶上人云此身ハ隱者ナルカ故ニ觀經六即不知之歟ト存知候へハ於佐渡國初立ト云ヘル六即ノ法門ナルカ故ニ兼日不知道理候ケルヤト被嘲弄マイラセケレバ諸人輕笑シケル事無限印性房赤面當座ノ耻辱无申計既於守護處及耻辱上ハ此事雖無陰佐渡國中走廻印性房日蓮勝法門之由披露畢サレ凡無其隱之故諸人印性房ヲ毀事思遣セ玉ヘシ

日向日興佐渡ニ至リ印性房ニ面シ問答ストノ説

十密遣二人責印性房事

或記云佐渡公伯耆公二人佐渡御參アリ聖人仰云此國印

性房云ル念佛者有之此方自元有御房達見知之不出合旁々旅裝束體彼處行向法門一言可申伯耆公鈎鑠佐渡公法門可被申云々如仰シテ行向シメ玉ヘリ折節淨土宗談義始マラントスル故我等二人立寄談義聽聞望由ノ玉ヒケレバ印性云何ツカタヨリノ修行者ナルヤ

答云鎌倉邊ヨリト云々印性云鎌倉某房ト云物念佛無面惡義興當國流罪セラル事知之哉答云我等ハ奥州住人ナルカ此間暫時鎌倉上間左様事不存知候印性云サモアラン伴邪義法師此近里有彌陀超世悲願迷ヘル大罪人也提婆瞿伽利物數ナラズ二人云何左様惡義ナラハ無可責耶印性云イロウテ何カセン惡義興彼罪

文永八年九月十二日

五一

コソト云々、難云、サテハ御邊、佛法中怨科ノカレ玉フヘカラス、若然者、定テ可招阿鼻大苦、最惜最惜、印性云、此御房達某房弟子也トテ入内、二人云、此處ニ臨事、汝權實ニ教迷惑、邪見熾盛ナル由及聞故、一句法門示シテ、逆縁爲ニモト思故也、以師迷惑、數多人迷ス不便次第也、アハレ發心アツテ、聖人御房參捨邪皈正候ヘカシトテ、皈リ玉ヘリト云々、サル程ニ、此ノ遺恨ニヨリ、印性房カ弟子且那百余人引具ノ、守護所出テ、様々ノ訴訟ニ及、於守護所問答有之、謗法之科至極、承伏上、座席被追立候ト、其後一兩日隔聖人御講談之時、聽衆ノ中ヨリ、尼公一人進出云、去比法華經三卷マテハ、女ト云字無之仰ラレ候ツルカト云々、上人は聞召、此尼體御覽有テノ玉フ様、人々は御覽セヨ、某弟子中ニ加様勲志人可有不覺、是ハ先日間答ニイタク詰タリツル印性房扶ンカ爲ニ來ル尼公ト見タリ、其志難有、但尼御前語事、不可有、凡如此例證有之、昔天竺ニマトウバ外道ト云物アリ、德慧菩薩ニツメラレテ我家飯、七日云死畢、彼外道ノ妻、夫ノ恨ヲ果サン爲、夫葬送、其後王城至、對菩薩望論議、國王問云、汝何ナル物、女不答之、德惠菩薩ノ玉ハク、彼女マトウハ外道カ妻也、等上件事、目前如見、蓮玉ヒシカハ、聞之無發言歸、其後菩薩如何トシテ知之耶、奉問、德惠菩薩云、面愁色有、聲哀音アリ、仍人ヲ遣ハシテ見之ケルニ、少モタカワスト云々、サレハ今ノ

印性房ノ妻
鎌倉ヨリ
度々ノ書
狀

尼公夫宿意果サンタメニ來ルト覺、若然者惡心翻可皈、王經由被仰ケレハ、無面目、無言皈、聽衆中、印性房ノ妻ナリト云ヘリ、聖人不知之、奇特々々、

十一鎌倉度書狀事、日蓮房又佐渡國之被遣候後兩三年候者、可有御免候、若承天被具下候人、若殿原中仁モ死罪那登仁被行事モ候、登天、加様ニ申候、又御預乃他免可惡候間、加様ニ申候、

九月十四日

左衛門尉賴綱在判

次郎兵衛尉殿

文永八年九月十五日到來、

奉三郎太郎、私云、前御書中モ、副狀有、アナツルヘキ流人非云々、此狀歟、私云、文永九年歟、

北條宣時
ノ書狀

一武藏前司殿書札、佐渡國流人僧日蓮引率弟子等巧惡行之由、有其聞、所行之金、甚以奇恠也、自今已後於相隨彼僧之輩者、可令加柄誠、猶以令違犯者、可被注進交名之由可候也、仍執達如件、

文永十年十二月七日

沙彌觀惠

依智六郎左衛門尉殿

私云、前御書中、佐渡國謗法者、并鎌倉中謗法之輩、寄合書狀申下等云々、可思之、或記

文永八年九月十二日

五三

云、以此書狀爲證文、國中下知之様、不可稱計、或日蓮房之一類、自佐渡越陸地者、可渡之、自鎌倉渡佐渡者、堅可禁之、每津制之、每船禁之、或市町商賣等其一類、堅禁制之間、御住房敢來人無之、其體被思遣コソ候へ、

〔註畫讚〕三 赴依智第十七

あくる比ほひ、龍の口を出て、十三日の午の刻に、相州愛甲の郡、依智の郷、本間六郎左衛門尉重連かたちにて、つはものとも手をのへて申やう、日來は我らかたのみ奉る阿彌陀佛をすて給ふとしり給へる故に、たくみ奉りしか、昨日の夜の不思議の事共をまのあたりにおがみ奉り、たつとく存ずるゆへに(と)としこる申し候つる念佛をとむ、む、じゆすをきりすて、念佛申へからずと誓言を立るものおほし、略○中その後には大風ふき、江の島なりわたつて、空にひゞくと、たいこをうつかことし、其朝うのこくに、鎌倉より人來て、かたつていはく、きのふの夜、戌の刻に、御守殿に大なる御さはぎあり、うらなひしやの申さく、國大きにみたるべし、此御坊御かんきの故なり、いそき召返し給へ、さなくんば世間あしかるべし、ゆるさるべしといふ人あり、又百日のうちに、いくさあらんと語りき、同じき日、頼綱、重連にをくりける狀にいはく、日蓮はさとへやらるべし、兩三年もへて、ごしやめんあるべく候、もし、うけたまはつ

てくだるわかとのはらの中にも、しごいなとにおこなはるゝこととて、おんあつかりのためあしかるべく候間、かやうに申候、恐々謹言、

九月十四日

左衛門尉頼綱判と書きけり

本間六郎左衛門尉殿

籠中遣狀第十八

同年十月三日、依智より鎌倉の籠中にある五人の中へ狀有、此月十日に、佐度の島へまかるなり、略○下同九日に、別して日朗にをくり給ふ狀にいはく、日蓮は明日は佐渡の島へまかる也、今夜のさむきにつけても、籠の中の有さまおもひやられて、いはしくも、あはれ殿は法華經一部しきしんの二法ともにあそはしたる御身なれば、父母六親一切衆生をたすけ給ふべき御身なり、法華經を人のよみ候は、口ばかりによめども、心にはよまず、心にはよめども、身にはよまず、しきしんの二法ともにあそばされたるこそ、たつとく候へ、天諸童子以爲給仕刀杖不加毒、不能害ととかれ給へは、へちの事はあるべからず、籠を出させ給は、とく／＼きたり給へ、見奉り、みえたてまつらん、

依智ヨリ
書狀ナ半
中ノ弟子
ニ與フ

佐渡流刑第十九

文永八年九月十二日

佐渡島を知行する武藏の前司かあつかりたる故に、其ひくはんとうのさたとして、同き十日に依智を出て、かの島にもむき給ふ、其夜武藏國來目河にやとりしよりこのかた、十二日と申すに、越後の國寺泊の津につき給ふ、同き廿二日に寺泊より日常にをくり給ふ狀にいはいはく、是より大海を渡り、佐渡の國へ渡らんとす、順風さたまらされは、其期しらず、道の間のと、心も筆もをよばざると、たゞそらにをしはかり、しかるべく候、彼津より舟にのり給ふに、風にはかに起、浪あらふして、舟くつかへさんとす、聖人へにたつて、自我偈をしゆし給、青衣赤衣のふたりの童子來て、ともに立、こげや／＼とみたひよはふこゑにおふして、風やみ、波しづまり、とふ如くにして、真崎のうらにつき給ふ、本間の重連にをくる、人々あつまりて、まゆをひそめ、ゆひをさす、はいしよは當國新穂郷、さはふかく、草しけき野の中、死人をすつる所也、すかはらとなつて、すかのうへにくつれ堂あり、おち葉のきをうつみ、昔は柱にまどふ、佛もななく、僧もなき堂也、十一月一日移り給ふ、晝夜耳にみつるは松の風、目になる、は庭の雪、食とほしければ命たもちかたし、衣やふれたれば、かたちかくしかたし、うへはもりて、空うるほへは、みのかさをおほひ、しかのかはをしきて、堂には釋迦をあんちして、手には法華經をにきり、ひるは日光をあふいて、法華止觀をまなこにさらし、夜は

配所ノ有様

阿佛房夫婦ノミ夜中ニ膳ヲ供フ

星月にむかつて、妙法の題號をくちにとなふ、まれにしき^(食)をたてまつる事も、主人にかんたうせられ、父母にうとまれ、兄弟にすてらる故に、いさゝかも、むつひちかつきたるものなし、たゞ阿佛房夫婦のみ、ふかく見聞をつゝし、夜中に膳をそなふ、日蓮のたまはく、念佛者日蓮かあんしつに、ちふや立そひかよふ人をしきりにせむ、阿佛房^(概)ひつをおふて、夜中にたび／＼御渡りあり、ひとへに悲母の佐渡の國に生れかはりてありしそかし、かみより兩度の流罪、勸持品の數々見、擧出のそく／＼の二字、しば／＼とよむ、これ我身にあたり候と、ありかたく候、聖人曰く、法華經の故に、度々流されすんは、數々の二字いか、せん、此明文はたゞ日蓮一人なり、

諸宗問答

諸宗問答第二十

國中の念佛者百人あまりあひ^(相議)きして、せつ^(殺害)か、いすべしと、守護所へ訴、重連かいはく、あなとるべき人にあらざるの由、鎌倉よりそへ狀あり、あやまつことあらば、重連か大事たるべし、それより只法門をもつてせむべしとありしかば、文永九年壬申正月十六日に、當國并に隣國越後信濃等の僧俗ありのまゝ、あつまり、塚原につとひあつまりて、各々そしりはりすることとす、聖人は止觀眞言念佛禪律等の文義、一々にほんまつし給ふ、能劔にて瓜を切り、大風の草をなひかすことくなりしかは、來

佐渡越後信濃ノ僧俗來集ス

のそめる僧とも、即座に歸依する者多かりき。

重連追來第二十一

各々たいさんするとき、重連に問てのたまはく、鎌倉に近日いくさあるべし、いそぎのほして高名せよと、重連にの給ひしかば、案のとく、二月十一日に京都鎌倉に大なるいくさあり、大將多く死すること、さかり花の風にちりぬるかとし、是は聖人つねに高野にのほり、天にむかつて大をんしやうを出しての給はく、法華經の文むなしからず、諸天のちかひたかはずは、たちまちにわか大なんにかはり、しるしをみせ給ふべしといのり給へは、眼前にほんぎやくの難おこる也、天のせめなることうたかひなし、心あらんものは、是を信ずべし、相模守日蓮上人を流罪して、百日の間に兵亂にあひぬ、ばつをもつてとくを思へ、わが門人は福過十號うたがひなし、略下

印性坊第二十二

佐渡公伯耆、佐州下向のとき、聖人の給はく、念佛者なる印性房といふ、汝二人、たひのすかたにて、かしこにゆいて、法問一言のふべし、伯耆公高座して、佐渡公ろんたんせよ、すなはち行、淨土宗の談義をはじめむるの砌、二人立寄て、だんき聽聞望なるよしをいふ、印性坊はいはく、いつかたよりのしゆぎやうじやなるや、こたへていはく、鎌倉

印性坊ト
問答

邊よりといふ、印性はいはく、鎌倉に日蓮坊といふもの、念佛無間のあくきおこして、當國へ流罪せらる、これをしるや、こたへていはく、われらは奥州のものなり、このたひ鎌倉へのほるあいた、しらずといふ、印性はいはく、さもやあらん、彼法師は、このちかき里にあり、彌陀のひぐはんにまよへる、大ざいの人なり、提婆はものゝかずならず、二人のいはく、かくのことく、のあくきやくをは、なとかせめさる、印性はいはく、いろふてなにかせん、二人のいはく、御邊は佛法ち(中怨)うをんのかのかるへからず、もししからは、さためてあひ(阿鼻)の大苦まねくべし、ふひんくといふ、印性、この御房は、日蓮坊か弟子也といふて内へいる、二人のいはく、なんぢごんじつ二經にまよふ、故に一句の法門をしめす、なんぢまよふ故に、おほくの人をしてまよはすと、ふひんなり、このいこんによつて、印性の弟子且那百餘人守護所にて、さまくの訴訟におよひ、守護所にて問答ありて、はうほうのとか至極する故に、印性か弟子且那悉くさしきをおひたてられおはんぬ、

尼問答

尼問答第二十三

問答の後、二三日すきて、日蓮坊法談のとき、座衆のうち、尼一人あゆみ出て、問ていはく、去ぬる比、法華經の三の卷には、たへて女といふ字なしと仰せ候か、聖人まづ尼

文永八年九月十二日

六〇

のかほのいろをみての給はく、これは先日問答につまりつる印性房をたすけんた
めに來る尼と見えたり、おつとの無念をはたさんために來れり、あくしんをひるが
へして、法華經をたもつべしとの給へは、ことはもなくしてしりそきぬ、座衆のうち
に、印性の女房なりといふ、日蓮かねてしろしめさず、されともときにのそんで、か
くのことくの給ふを、ふしきとおほえたり、

前司狀第二十四

一谷ニ移ル

文永十年癸酉夏より、おなじき國のうち、石田のこう一谷の村にうつりて、なぬしこ
の人のあづかりにて、百姓の入道の家をやとゝして住給へる、此所に松の木一本あ
り、けさかけの松といふ、つねに、この木のもとにて、天にむかつてきせいあり、その比
念佛者の僧たち、鎌倉にさして、武藏の前司にうつたへていはく、日蓮坊久しく彼島
にすまは、堂塔ひとつもあるべからず、僧一人もすむべからず、阿彌陀佛を火にいれ
よ、水になかせと、よるひる高山にのぼりて大音聲をあけ、日本國をうしなはんとい
ゆ(呪)そする、そのこゑか國內にきこゆといへり、前司大にいかつて、このことはひろ(披露)ふ
にをよばすとて、守護代へ狀をつかはす、良觀この狀を弟子にもたせて、佐渡へくだ
す、その狀にいはいはく、佐渡の國の流人の僧日蓮、弟子をいんそつして、あくきやうをた

くむのよし、そのきこへあり、今より後彼僧にあひしたかはんともからにひいては、
いましめをくはへしむべし、猶ほもつてい(違犯)ほんのものをそ、ちうしんせらるべきの
よし候所也、仍而如件、文永十年十二月七日、依智六郎左衛門尉殿、沙彌觀慧判御狀を
さきとして、國中下知のやうあげてかそふべからず、あるひは日蓮坊の一はいは、佐
渡よりよの所へわたるものあらば、これをわたすべからず、鎌倉よりさどへわたる
ものいましむべしとて、津ことにせきをすへ、舟ことにこれをきんせいす、あるひは
市町のうりかひもとどめらるまゝ、おそらくは、ほとけの九横の大なんにもこゆる
ものなり、

〔蓮公薩埵傳〕

○上 文永八年秋九月十二夜、龍口死刑(議)義定、八幡宮擁護、辯才天加保、

行狀在于諸書、同十三日、遷同郡依智、其夜辰星降庭梅矣、平氏武將怪驚訪卜筮矣、事在
別本矣、同十月十日、退相州、而著武州久目河、逕十有二日、遷越後州寺泊矣、同二十八日、
著佐州松崎、十一月一日、到于塚原、入跡無踏、山野交接、有一屍隨林、方丈之室、四壁以風、
覆薦亂墜、苔筵石牀、枕塊嗽雪、十旬九飯、一夏三浴、著簑戴笠、十二社藪自得、四廻春秋、乃
闌、況哉唯阿、惟噓、印性、慈道罵詈、吐毒、殘傷提鉢、加之、二越陸奥之名僧等、或荷負笈、或堅
持印、揚眉、舞扇、雙構、巨難、師決理消難、從來義龍、今成伏鹿、猶如利刀割瓜、猛風靡草、印性

文永八年九月十二日

六一

文永八年九月十二日

六二

曰、觀經有六即義、師曰、六即是天台已證、非元印性、夕口訥避、坐、師密遣二子、重彈性義、性有一婦、起、師前言、法華無女之字、否、師拍笑曰、爾是性妻乎、爲雪夫耻、搆此問矣、哀哉、猶若西天摩踏婆、被德慧菩薩之訶、摩踏死後、踏妻到德慧所、赤面哀音也、師之檀越阿佛最蓮中、與居士、慰遠嶋之襟、晝夜奉仕焉、文永九二月、製開目抄、同十年四月、著觀心抄、凡大田取要、撰時兄弟之諸書、皆是住嶋之作、師告下生曰、佐渡已前之書、同佛爾前經、信哉、此之諸書、宗眼除膜、智光破闇、○下略、下揭ケ、下

〔蓮公大師年譜〕

配流中ノ年譜

辛未 龜山院 文永八

師年五十 九、十二龍口御難、同一昨日抄作、十、十日出、依智、同二、十八佐州著、十一、一日到塚原、同月謀反人出來、

申壬 九

二、十七、後嵯峨帝崩、二月於佐州開目抄作、同月諸將死、五、二十五日日妙抄作、蒙古襲來、九、八日梵音聲抄作、

酉癸 十

四、二十五日、觀心本尊抄作、

戌甲 十一

正、十四、法華行者難抄作、二十四赦免狀出焉、同三、八日著嶋、同十、三出、三、十五寺泊著、同二、十六入鎌倉、四、八平金吾對面、五、十二身延隱居、同、二十四取要抄、十一、十一南條抄、聖人二作、○上略、下略

配流中ノ書狀著作

〔高祖遺文目錄〕

○越後、佐渡、配流中ノ製、作ニカ、カ、ル、モ、ノ、ヲ、揭ケ、

御書名	古今異稱	年齡	著作年月	著作地	對告衆	眞蹟所在地	御遺文頁數
寺泊御書	贖命重寶鈔	五〇	文永八辛未	越後寺泊	富木	中山法華經寺	六九七
佐渡御勘氣鈔	興清澄知友書	五〇	文永八辛未	佐渡	圓淨房	中山法華經寺	七〇一
富木入道殿御返事		五〇	文永八辛未	塚原		中山法華經寺	七〇二
秀句十勝鈔		五〇	文永八辛未			中山法華經寺	七〇四
早勝問答		五〇	文永八辛未			中山法華經寺	七二九
法華淨土問答鈔		五一	文永九壬申				七三八
生死一大事血脈鈔		五一	文永九壬申		最蓮房日淨		七四二
草木成佛口決		五一	文永九壬申		最蓮房日淨		七四二
開目鈔上		五一	文永九壬申				七四五
開目鈔下		五一	文永九壬申				七四七
阿佛房御書		五一	文永九壬申				七八四
佐渡御書		五一	文永九壬申		弟子檀那中		八二五
富木殿御返事		五一	文永九壬申	佐渡		中山法華經寺	八二七
		五一	文永九壬申	一佐谷			八三五

高祖遺文目錄

六三

最蓮房御返事	供物書	五一	文永九壬申	六四	八三六
得受職人功德法門鈔		五一	文永九壬申		八四二
同生同名御書		五一	文永九壬申		八四九
四條金吾殿御返事	煩惱即菩提	五一	文永九壬申		八五一
眞言諸宗違目		五一	文永九壬申	中山 法華經寺	八五五
日妙聖人御書	樂法梵志書	五一	文永九壬申		八五九
辨殿御消息		五一	文永九壬申	甲府 信立寺	八六五
眞言見聞		五一	文永九壬申		八六七
四條金吾殿御返事	梵音聲書	五一	文永九壬申		八七七
八宗違目鈔		五一	文永九壬申		八八四
下方佗方舊住菩薩事	三種菩薩鈔	五一	文永九壬申	京都 妙顯寺	八九二
祈禱鈔		五一	文永九壬申	中山 法華經寺	八九四
經王御前御書		五一	文永九壬申		九一二
祈禱經送狀		五一	文永一〇癸酉		九一四
法華宗內證佛法血脈		五二	文永一〇癸酉		九一七

妙法曼陀羅供養事		五二	文永一〇癸酉		九二五
<small>如來滅後五百歲 始觀心本尊鈔</small>		五二	文永一〇癸酉	中山 法華經寺	九二八
觀心本尊鈔副狀		五二	文永一〇癸酉	中山 法華經寺	九五七
諸法實相鈔		五二	文永一〇癸酉		九五八
義淨房御書		五二	文永一〇癸酉		九六五
如說修行鈔		五二	文永一〇癸酉		九六六
顯佛未來記		五二	文永一〇癸酉		九七三
富木殿御返事		五二	文永一〇癸酉	中山 法華經寺	九七九
波木井三郎殿御返事		五二	文永一〇癸酉		九八〇
經王殿御返事		五二	文永一〇癸酉		九八五
辨殿尼御前御書		五二	文永一〇癸酉		九八七
當體義鈔		五二	文永一〇癸酉		九八八
當體義鈔送狀		五二	文永一〇癸酉		一〇〇〇
小乘大乘分別鈔		五二	文永一〇癸酉		一〇〇〇
呵責謗法滅罪鈔		五二	文永一〇癸酉		一〇二一
法華行者值難事		五三	文永一一甲戌	中山 法華經寺	一〇二四

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

六六

授職灌頂口傳鈔

五三 文永一一甲戌

一〇二七

彌源大殿御返事

五三 文永一一甲戌

一〇三二

遠藤左衛門尉御書

五三 文永一一甲戌 佐渡 一谷

一〇三五

○以下赦免セラル、コトニカ、ル、

〔日蓮聖人御遺文〕

光日房御書

赦免狀到
着ス

○上略、流罪ノ、文永十一年二月十四日の御赦免狀、同三月八日に佐渡の國につきぬ、

同十三日に國を立て、まうら(網羅)というつにをりて、十四日はかのつにとどまり、同十五

日に越後の寺どまりのつにつくべきが、大風にはなたれ、さいわひにふつかぢをす

ぎて、か(柏崎)しはさきにつきて、次、日は(國府)こうにつき、十二日をへて、三月二十六日に鎌倉へ

入りぬ、同四月八日に、平左衛門尉に見參す、本よりごせん事なれば、日本國のほろび

んを助がために、三度いさめん(生)に御用なくば、山林にまじわるべきよし存せしゆへ

に、同五月十二日に鎌倉をいでぬ、○下

種々御振舞御書

○上略、流罪ノコト、かくの如くして、上へ此由を申されければ、案に相違して、去文永

鎌倉ニ歸
ル

越後ノ國
府ヨリ兵
士ニ警護
セラル
鎌倉ニ到
着ス

遠藤左衛門尉御書

日蓮此度被赦免、鎌倉へ登るにて候、如我昔所願、今者已満足、當此年歟、遠藤殿無御育

者、可命永哉、亦可預赦免哉、日蓮一代之行功者、偏左衛門殿等遊し候處也、御經に、天諸

童子以爲給使刀杖、不加毒、不能害と候得者、難有御經哉、然者左衛門殿は、梵天釋天之

御使にてましますか、靈山えの契約に此判を參せ候、一流は未來え持せ給、於靈山日

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

六七

十一年二月十四日御赦免の狀、同三月八日に島につきぬ、念佛者等僉議して云、此れ

程の阿彌陀佛の御敵、善導和尚法然上人を(處)のるほどの者が、たまたま御勘氣を蒙り

て、此島に放されたるを御赦免あるとて、いけて歸さんは心うき事也と云て、やうや

うの支度ありしかども、何なる事にや有けん、思はざるに順風吹來りて、島をばたち

しかば、あ(同合)はいあしければ、百日五十日にもわたらず、順風には三日なる所を、須叟の

間に渡りぬ、越後のこう、信濃の善光寺の念佛者、持齋眞言等は雲集して僉議す、島の

法師原は、今までいけてかへすは、人か(乞)つたい也、我等はいかにも、生身の阿彌陀佛の

御前をば、とをすまじと僉議せしかども、又越後のこうより、兵者どもあまた日蓮に

そひて、善光寺をとをりしかば、力及ばず、三月十三日に島を立て、同三月二十六日に

鎌倉へ打入ぬ、同四月八日平左衛門尉に見參しぬ、○下

遠藤左衛門尉御書

日蓮此度被赦免、鎌倉へ登るにて候、如我昔所願、今者已満足、當此年歟、遠藤殿無御育

者、可命永哉、亦可預赦免哉、日蓮一代之行功者、偏左衛門殿等遊し候處也、御經に、天諸

童子以爲給使刀杖、不加毒、不能害と候得者、難有御經哉、然者左衛門殿は、梵天釋天之

御使にてましますか、靈山えの契約に此判を參せ候、一流は未來え持せ給、於靈山日

文永八年九月十二日

六八

蓮日蓮と呼給え、其時御迎に可罷出候、猶又鎌倉より可申進候也、

文永十一年甲戌三月十二日

日蓮

遠藤左衛門尉殿

報恩鈔

○上略、流罪ノコト、今日切、あす切といひしほどに、四箇年というに、結句は、去文永十一年太歳甲戌二月の十四日にゆりて、同三月二十六日に鎌倉へ入、同四月の八日平左衛門尉に見参して、やうやうの事申たりし中に、今年は蒙古は一定よすべしと申ぬ、同五月の十二日にかまくらをいでて、此山(身延山)に入れり、これはひとへに父母の恩、師匠の恩、三寶の恩、國恩をほうぜんがために、身をやぶり、命をすつれども、破れざればさてこそ候へ、又賢人の習、三度國をいさむるに用すば、山林にまじわれということは定るれいなり、此功德は定て上三寶下梵天帝釋日月までもしろしめしぬらん、父母も故道善房の聖靈も扶り給らん、○下

波木井殿御書

○上略、流罪ノコト、されども法華經の正理なれば、別の謬なくて、佐渡國にて四箇年と申せし、同十一年甲戌、二月十四日被赦免、同三月二十六日にかまくらへ上りぬ、○下

身延山ニ入ル

赦免狀

〔元祖化導記〕下 十七御赦免狀事

日蓮法師御勘氣事、所免許候者也、

文永十一年二月十四日

行兼在判

清長在判

行平在判

光綱在判

武藏前司殿書狀事
(北條宣時) 藤左衛門入道殿

日蓮法師御勘氣事、有御免許之由、所被仰下也、早可被赦免之由候也、仍執達如件、

文永十一年二月十六日

兵部丞行兼奉

山城兵衛入道殿

〔註畫讚〕三 赦免狀第二十五

文永十一年甲戌二月八日に、相模守の夢にあかき物きたる、おさなきものきたり、日蓮御坊しやめんすべしと、三聲よふとみる、そのあしたより(頼綱)つな来て、かくのことくとかたる、聖人いよく天にいのり給ふ、あるときかしらの白きからすとひ來り、わ

北條宣時ノ書狀

文永八年九月十二日

六九

か朝のぞうぎ法師をおなし河にて、山からすのかしらも白くなりけり、わがかへるへきときやきぬらんと、忍いせしことをおほせしに、そのことはいまたおはらざるに、此年の二月十四日に、しやめん状あり、ふくげんすいのごうそく等は、めんきやよせんことをうけかはずといへとも、たゞ時宗一人のげん命をもつて、ゆるしなためたる所なり、文永十一年二月十四日、藤原左衛門入道殿、行兼在判、清長在判、行平在判、光綱在判、これは日朗つちの籠（カウ）に入り、くひかせをつけらるといへとも、これをいたまず、籠守にいとまをこひ給ふやうは、聖人のゆくえをとひ、やかて歸り、又籠にゐ候はんと、のたまへは、籠守涙をなかせてゆるす、久しく籠舎の身なれば、やせつかれ給へとも、種々のものをになひをふて、かの島におもむき給ふこと、四年の内に八度なり、八度めに、この赦免状をもち、がゞたる山を越、まん／＼たる海上のあらきをわたりて、三月九日の夜半に、聖人のましますきんしよにいたつて、たか聲に三たひ鎌倉より赦免状を申うけて、筑後公來るとよはゞり給ふ、聖人もしひかきたて、御經あそばし給ひしが、ひそかにそのよしをきこしめして、經をさしをき、涙にむせひ、そのこゝろさしをかんにじし（侍僧）をうしてたいまつをいたさしむ、そのとき念佛者はからふていはく、阿彌陀佛の大おんてき、善導法然をそしるものなり、しかるをしや

日朗赦免
状ヲ捧ゲ
テ至ル

越後ノ柏
崎ニ渡リ
國府ニ着
ス

めんあるとて、いけてかへすへきはいこんなり、たゞ（殺害）せつかひすべしと、しかれともそのちから（力）をよひかたき故にやむ、おなじき十三日に、つかはらをいて、網羅の津につき、十四日にはその津にとまり、十五日には舟にのりて、寺泊にいたらんとすといへとも、大風によつて、幸に二日の道をすき、柏崎につき、その日に府中につき給ふ、かしてよりまた越後信濃の念佛者くものことくあつまり、しやうしんのあみだ佛のまへをとをおへからすといへとも、越後の府中より、つはものともあまたつれそひて、ことゆへなく、同き月の廿六日に鎌倉に入り給へり、そのとき聖人の御年は五十三なり、

〔蓮公薩埵傳〕（文永）○上略、上、同十一年二月十四日赦免状出矣、同三月八日著嶋、其状曰、日

蓮法師御勘氣事、所免許也、同十三日出船、同十五日寺泊津著、同二十六日入柳營矣、四月八日謁平金吾事状、遍在年譜、如左、（略）下

〔參考〕

〔白川領風土記〕（九）越後國三島郡 祖師堂（境內東四十四間、南北八間三尺五寸、）法福寺持、住吉社ヨ

リ、十間計下ノ方、東側、街ノ曲リ角ニ在リ、昔僧日蓮ノ佐渡へ配流ノ時、コノ所ニ石川右衛門吉廣ト云者ノ家ニ留リ、出船ヲ待ツ、吉廣歸依ノアマリ、自ラ此ニ新ニ井ヲ掘

越後寺泊
ノ祖師堂

硯ノ井

リ、此水ヲ汲テ硯水ニソナヘ、火ヲ改メテ供物ヲ煮調ヘケル、日蓮即チ法義述作シ、吉廣ニ與ヘ、説法七日ニ及フ、後チ此地ヲ佛場トシ、祖師堂ヲ造立ス、井ヲ硯ノ井、又御井共云、○下

越後寺泊ノ法福寺

〔越後名寄〕

三島郡 佛閣

法福寺 寺泊驛 除地五畝三步 號聖興山 往古ハ天台

ノ一字ナリシニ、人皇八十九代龜山院ノ御宇、文永八年辛未十月、日蓮佐渡ヘ配流折節、當浦ノ住人石川宇右衛門ト云者、後ヲ慕ヒ、配處ヘ參リ、山號共ニ申賜テ飯リ來リ、寺院ト成、日蓮ノ筆跡數多有之、

〔越後名寄〕

五 舊跡

硯井 三島郡寺泊浦 井水驛ノ内大町ニ有、人王八十九代龜山

院ノ文永八辛未年、日蓮上人佐州ヘ流刑ノ折、十月二十二日此浦ニ下着、大越清三郎ガ宅ヲ旅館トス、風待程前後七日ニテ、廿八日出船ナリ、其滯留ノ間ニ書ヲ認メ、上總國中山ノ弟子日常ノ方ヘ送ラル、其時用シ硯水則旅舎ノ井水ナリ、此屋敷ヲ石川宇右衛門買取リケルカ、近年町屋ヲ轉シ、井水ノ傍ニ一字ヲ建立ス、俗ニ稱シテ御井戸ト云ヘリ、○下

〔寺泊山法福寺由緒〕

傳教大師嘗テ山頂ニ一字ヲ建テ、今法華堂ト唱フルモノ其遺址ナリトゾ、文永八年十月日蓮聖人、佐渡渡遷ノ時、石川宇右衛門尉吉弘ノ家ニ淹

大越ヲ旅館トス

法福寺歴代

留スルコト七日、住僧聖人ニ見ヘテ、其法義ヲ聽キテ弟子トナリ、日傳ト云フ、聖人命シテ寺號ヲ改メシメヌ、文龜元年四月、祝融ノ災ニ罹リケレバ、後チ住僧日覺、山頂水乏シキヲ以テ、今ノ地ヲ擇ンテ轉築セシカト、明治五年十一月、復タ祝融ノ災ニ罹リ、既ニシテ再建セリ、○中

寺泊山法福寺歴代

開山高祖日蓮大菩薩

二祖 日朗菩薩

三祖 日像菩薩

四祖 大經阿闍梨日輪上人

建武二乙亥年四月四日
統紀延文四己亥四月四日化、八十八歳

五祖 大圓阿闍梨日傳上人

曆應二己卯年三月六日、九十五歳

六祖 播磨阿闍梨日源上人

正和四乙卯年九月十三日

七祖 伊賀公師阿闍梨日高上人

正和元壬子年四月二十六日

八祖 日祐上人

貞治元壬寅年正月十四日

九祖 日善上人

貞和四戊子年九月二十八日

十祖 日正上人

延文二丁酉年六月一日、在住十年

文永八年九月十二日

七四

佐渡松ヶ崎ノ本行寺

- 十一祖 日行上人 永和三丁巳年二月廿日、在住二十一年
- 十二世 日悅上人 延文二丁酉年入山、高祖滅後九十六年日、應永卅二乙巳年十月十六日、在住十一年
- 十三世 日恩上人 永享五癸丑年正月二日、在住七年、或云九年
- 十四世 日議上人 文明元己丑年九月十三日、在世卅七年
- 十五世 日存上人 明應六丁巳年二月二十七日、在住廿九年
- 十六世 中興日覺上人 永正三丙寅年四月四日、在住十年、○下

〔佐渡志〕

佛寺

本行寺 根本寺 末寺地壹段五畝步 田五畝貳拾壹步 租稅三分

ノ一ヲ免サル、

羽茂郡松ヶ崎村ニ在リ、文永八年日蓮流サレタル時、越後ノ寺泊ヨリ船ヲ出シテ、十月廿八日カウノ瀬ト云處ニ著ク、此所ノ明神童子ノ形ヲ現ハシテ、日蓮ヲ伴ヒ、空木ノ中ニ誘ヒテ、酒ヲ勸メシトナリ、此時ノ杯ナル物、此寺ニ傳ヘテ寶トセリ、此空木ハ櫛ナリトテ、今モ孳生暢茂シテ、長四五丈、圍二丈ニ餘リ、

〔佐渡風土記〕

四

一大野村

塚原山根本寺身延、中山、池上三ヶ所輪番

右ハ日蓮文永八年未十一月朔日、翌申年四月七日迄住居地也、

同寺什物

塚原ノ根本寺

一マンタラ一幅

日蓮筆

一消息

同

一マンタラ二幅

一幅ハ日像筆 一幅ハ日興筆

一天神御筆法花經八之卷

一同御繪像

一幅

一塚原山根本寺、日蓮、文永八、當國松ヶ崎へ着船、同十月廿八日、塚原謫居也、○中祖師堂、千佛香神堂、仁王門、寛延二己巳年二天門建、寺家四ヶ寺、

根本寺

〔佐渡志〕

佛寺

根本寺 日蓮宗甲州身延、武州池上、下總中山三ヶ寺輪番所 地六

町五段九畝六步 田貳町三段九畝貳拾四步 租稅悉免サル、野壹段五畝步 租

稅同上、

加茂郡大野村ニアリテ、蓮師謫居ノ舊蹟ナリ、文永八年辛未十月廿八日、越後ノ國寺泊ヨリ、此國松ヶ崎へ着岸、小倉ノ山ヲ經テ、十一月朔日、此村塚原トテ、國人ノ尸ヲ送ル野ニ、草ノ庵アルヲ謫居トシテ、國府ノ本間カ心ニ任セ、此所ニ棄置マキラス、遠藤爲盛夫婦ノ者、深夜ニ食ヲ贈リシハ、此時ノ事ナリ、後星霜ヲ經テ、天文二十一年壬子、大泉坊日成ト云フ僧、蓮師ノ舊跡ヲ訪ヒテ、此所ニ至リ、初テ一字ヲ草創シテ、根本寺

遠藤爲盛 夫妻深夜 食ヲ日蓮ニ贈ル

文永八年九月十二日

七五

文永八年九月十二日

甲犬塚

ト號セリト言リ、此寺ノ傍ニ、慶長ノ頃、アル僧一寺ヲ建、
此寺ノ境内ニ弔犬塚アリ、往昔日蓮爰ニ在ラレシ時、其才ヲ妬ム者有テ、食ノ中ニ毒
ヲ入テ送リシカハ、蓮師思フ處ヤオハシケン、頓テ傍ナル犬ニ界ヘラル、ニ其犬忽
チ倒ケレハ、竊ニ事ノ由ヲ遠藤爲盛ニ告ラル、爲盛コレヲ聞テ、彼犬師ノ坊ノ御爲ニ
死セシ事ヲ深ク憐ミ、一ツノ塚ヲ作リテ弔ヒケルトナリ、

〔本化別頭佛祖統紀〕十二 佐州一谷妙照寺第一祖日靜上人傳

一谷ノ妙照寺第一
代日靜

師諱日靜、字學乘、呼一位阿闍梨、佐州雜田郡石田郷一谷村之産、邑吏近藤小次郎清久
之族、眞言宗之徒也、本間氏六郎重連世領此地、構香華地、文永九年壬申之夏、本間氏見
高祖塚原因阨、悛爲開權道場、呼法華堂、令近藤氏謹奉遷之、是時師亦更衣隨侍供給、至
誠竭力、高祖亦愛其爲人、別頭祕奧傾底完附、高祖居之三年而歸、師護其躅、終爲伽藍、建
治元年乙亥之夏、中興入道信重差使身延、問寺山號於高祖、高祖圖大曼荼羅、與師賀之、
賜妙法華山妙照寺勝、師歡喜踊躍、拈香祝釐崇高祖、而爲開山祖、自居第二位、自行化
他、清範無瑕、山亦繁盛、高祖却後、佐渡宗風就榮、多是師之功也、復築松榮山實相寺、誌高
祖持呪之趾、師亦朝詣、是拜日天子云、正安三年辛丑六月二十二日、以壽而終、
〔本化別頭佛祖統紀〕十八 佐州一谷妙照寺第二代日明上人傳附日賢傳

中興入道
信重

宗風佐渡
榮

第二代日
明

本間三郎
直重

師諱日明、字學優、本間三郎左衛門直重之子、山城入道一族也、文永八年辛未、高祖遭龍
口厄、直重取刀、化人時來、靈驗著明、直重視之、生大恐怖、至信瞻仰、速棄念佛、深歸高祖、又
從子入道、往于佐州、時日野黃門資朝卿謫居佐州、鎌倉命入道殺之、直重斬之、資朝有子、
年僅十三、呼阿新麻呂、將報之讎、密闖入道、而不能、謂斬父首者直重也、元德二年己巳五
月二十一日、潛入寢室、不誤刺之、師時少年、走至一谷、告方丈日靜曰、吾父每言、昔年龍口
羞肉身大士、憶之膚寒、一遂出家、欲報其德、是我至願、吾雖少年、而父語塞耳、將代父而出
家、無意闖阿新師夫容之、靜聞而感慨、乃拈剃刀曰、這刀也、授汝父、呼爲淨觀房日賢、次復
拈曰、吁汝身體髮膚、是父賜也、今日入實亦父賜也、呼爲學優房日明、志念堅固、爾夫勉諸、
爾來師見靜如父、性又有器智行兼備矣、終克日靜躅爲一谷妙照寺第二代主、

〔佐渡風土記〕四 一一ノ谷村 妙法花山妙照寺身延山支配

妙照寺

此所は遠藤小次郎入道領地也、文永九年四月七日、同十一年三月八日迄、日蓮を預
り置、然るに此郷に日蓮を深く歸依せる者有り、其名を學成坊日靜と號す、文永九年
七月七日、此所に庵室を建て、上人をうつしたり、其後日蓮身延山在住の節、山號寺號
申來れり、近藤も頓而改宗して、法花の信士となりける、

妙照寺什物

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

七八

- 一 マンタラ 三幅 日蓮筆
- 一 同 一幅 日靜筆
- 一 同 四幅 日興筆
- 一 日蓮鏡御影 一體
- 一 消息 一幅 日興筆
- 一 八ヶ條目 一卷 日靜筆
- 一 日蓮所持椀一具、扇子一本、盃一ツ、
- 一 傳教大師御筆
- 一 佛舍利並祖師肉附拔齒一枚
- 一本間左近勝利日蓮預狀一通
- 一 守護不入等黒印數通
- 一 赦免狀之寫 日靜筆
- 一 御筆布袋繪 一幅
- 一 嚴有院様
- 一 宮方御令旨 五通
- 一金銅佛像 一體

是は正保年中當山十八世日通夢想涌現す、

一一部一紙法花經一幅

一日蓮宗妙法花山妙照寺開基、文永九年四月七日、近藤小二郎入道本間左近尉を預け、狀佐渡四ヶ年の内、三ヶ年の度、佐渡國石田郷一の谷と云所に有、又左近尉を預り、狀に云、此流人の僧可俗、非僧、鎌倉より添狀有り、堅く番主可付者也、已上、文永九年四月七日、近伊州入道、但小二郎入道也、本左近在判、同十四日施程鬼供養の説法有りしと也、略下

〔佐渡志〕佛寺 妙照寺 甲州身延久遠寺支配 地五町五段八畝貳拾四歩 田貳

段三畝貳拾壹歩 租稅三分ノ一ヲ免サル、野六畝貳拾四歩 租稅悉免サル、

雜太郡市野澤村ニ在リ、文永八年日蓮謫居ノ時、塚原ニ在シニ、其地國府ヨリ程近ク、人々宗風ニ傾キタルヲ留ムトテ、國府ノ本間カ計ヒニ由リ、同シキ九年四月七日、一ノ谷ニ移ス、近藤伊豫守清久ヲシテ監守セシム、此地本一ノ深、ト云ヒ、後一ノ谷ト改メ、又今ノ名ニ改ムト云、清久ハ本間六郎左衛門重連カ家臣ニシテ、此地ニ居レリ、其子小次郎信重ト共ニ、蓮師ヲ欽仰ス、清久カ一族覺靜坊日靜ト云フ僧、深ク其徳ヲ信ジテ奉侍セリ、日蓮赦レテ鎌倉ニ歸リシ後、其所ニ一字ヲ建ツ、後日蓮身延山ニ在リテ、寺號ヲ法華山妙照寺ト名

文永八年九月十二日

七九

附シト云ヘリ、

此寺、文永九年四月、雜太ノ地頭ヨリ、近藤伊豫守久清カ許ヘ送リテ、日蓮ヲ爰ニ移セシ時ノ古文書、又同ジキ十一年三月、蓮師ノ親弟日朗カ携ヘ來リシ赦免狀、其頃寫セシ物、其他古クヨリ傳ヘシ物多クアリ、

一谷ノ實相寺

〔佐渡風土記〕^四

^{大野根本寺末}一ノ谷村

松榮山實相寺

日蓮一谷住居の砌、當山にて毎朝

日天子を拜して、古郷飯帆を祈り給ふ所也、爰に松の木有り、袈裟をかけたりしかば、今にけさ掛松と稱、今は枯たり、故に其木を小堂の内へ作り込たり、又毎朝結ひ給ひし手洗の井あり、清水いつも不絶して出、諸人眼病瘡病等服すれば必愈、信心のなす所ならん、又日蓮住居の砌、有る朝白頭の鳥飛來りければ、口號み給ふ、此歌前に出たり、實相寺什物

一 袈裟かけ松

一 菅丞相御筆法花經一部十卷

一 御消息 一幅 日蓮筆

一 マンタラ 一幅 日像筆

一 大久保石見守殿黒印一通

一 矢馳殿當寺寄附之黒印

一 松榮山實相寺、日蓮佐渡四年之内、三ヶ年一の谷々毎朝此山へ上り、朝日に向て、一乘流布の祈禱せしとなり、則手水袈裟懸の松等あり、日像のまんたら有、香神堂に嵯峨の與市筆の歌仙あり、

〔佐渡志〕

佛寺

實相寺 根本寺末寺

地七町四段八畝拾四步

田壹畝貳拾壹步

租稅三分ノ一ヲ免サル、

雜太郡市野澤村ニ在リ、日蓮市野澤ニ在レシ時、毎朝此山ニ登テ、朝曦ヲ拜セラレ、其時傍ナル松ニ袈裟ヲ掛ラル、袈裟掛ノ松トモ云フ、今ハ其松枯ケル故、其上ニ一字ヲ建テ之ヲ掩フ、本間重連此ニ隱居シテ、蓮性房日永ト云ヒ、山ヲ小松山ト呼ヘリトソ、

〔本化別頭佛祖統紀〕^{十二}

佐州阿佛房妙宣寺開山日得上人傳

師諱日得、呼阿佛房、俗姓者藤原、俗名遠藤、左衛門尉爲盛、其先者遠藤武者盛遠、文覺之曾孫也、爲盛仕于順德帝、被敍金吾從四位上、通和漢之學、得檜葉古風、達歌道奧旨、帝好古學、寵遇殊篤、承久三年辛巳、帝狩于佐州、爲盛隨之、時歲三十三、仁治三年壬寅帝崩矣、爲盛素宗淨土、禿顛插珠念佛無懈、自呼阿佛房、妻亦衣冠之女、貞質伶利、頗有文字、尤能和歌、帝美之、夫婦偕充警御之班、人見爲榮、帝欲還都而不能之、妻朝朝出海、躬自沐波、向

阿佛ノ妙宣寺第一
代日得

千日女

曦祈禳、風雨不怠、千日功滿、帝聞而賞之、召以千日女崩御之後、洛之親族招而不歸、夫婦
 落飾廬于陵下、三十年矣、文永八年辛未之冬、吾高祖遷佐州、潛塚原、阿佛房聞國民毀辱、
 試來見高祖、德容妙相、不異所聞、阿佛房識鑿蚤悟、不凡、謹詢法義、高祖一語一針、破多年
 之積聚、阿佛房素有才解、覺諸痾頓除、徧身蘇活、妻亦來拜、夙苗所萌、夫婦速棄舊宗、盟爲
 徒屬、阿佛房居去塚原二里餘、國中怨高祖、欲絕糧、更役塞路、阿佛房亦無奈之、深更人定、
 夫婦治膳供衣、烈風雷雨、無有懈廢、高祖深感之、呼爲再生考妣、翌年壬申、高祖移于石田
 郷、阿佛房夫婦欽奉不怠、十一年甲戌、高祖還鎌倉、隱甲地(甲斐)、甲佐相距千有餘里、阿佛房不
 堪戀慕、老步攀杖、遙至身延、審問維務、建治元年乙亥之夏、阿佛房復至、弘安元年戊寅之
 秋、阿佛房復至、時九十歲也、高祖見之大驚、阿佛房解復出衣、出袈裟、欽告言、我苑在隣、願
 勞師之手、調得度之式、加比丘之數、著是衣、著是袈裟而逝、是以殊來、高祖大感、速充其望、
 賜名呼曰得上人、其嬰鑠也、其至誠也、遠近傳聞、無不嗟異、不日而歸、翌年己卯三月二十
 一日無疾而終、嫡子九郎盛綱大有孝行、而克其蠲云、

○本化別頭佛祖統紀、佐州阿佛房緣起等ニ、阿佛房日得ノ俗姓名ヲ遠藤爲盛ト
 ナスハ、頗ル疑ハシ、古本遠藤系圖ニ、阿佛房日得ヲ掲グレトモ、後ノ補筆ニカ、
 レリ、

阿佛房日
蓮ニ歸依
ス

〔妙宣寺文書〕

○佐

佐州阿佛山房緣起

佐渡の國雜太の郡蓮花王山阿佛房妙宣寺は、吾祖日蓮大菩薩の御弟子阿佛房日得
 聖人の棲給ふ處にして、文永年中に開闢の道場なり、日得聖人、俗名は藤の左衛門尉
 爲盛とて、大織冠十三代の苗裔、遠藤武者盛遠か四世の孫なり、しかるに爲盛は順徳
 院につかうまつりて、武者處(所)に任せらる、承久の亂におよび、むつ(北條)の(カ)守義時(北條)のはか
 らひとして、順徳院を佐渡の國にうつし奉りければ、爲盛も仙駕に供奉して、此所に
 いたりぬ、いくほとなく、順徳院崩御なり給ひしかば、爲盛しきりに數年近侍の名殘
 を惜奉り、且世の轉變のすみやかなる事を悟りて、終にもととりを拂ひ、名を阿佛房
 とあらため、ひたすら念佛のつとめをなし、故院の御菩提を祈り奉りぬ、茲に千日尼
 御前といへるは、爲盛かかたらひし妻なり、いまだ傍をゐるさゝりし時、一千日の間
 沐浴ものいみして、順徳院の重祚を祈りける故に、出家して後、皆人千日尼御前とい
 ひける、その故にのち文永八年冬の頃、吾祖大士又法難により給ひて、此島に流され
 させ給ふ、預りの人本間六郎重連宗祖をうけとり奉り、同じ國のかたはら塚原に移
 し奉れり、此塚原は、澤ふかく草茂き野中にて、人の屍を捨る所なり、そのほとりにく
 つれたる辻堂あり、落葉は軒をうつみて、月日のかけをおほひ、柱は苔むして、人の住

千日尼

へくもあらぬ分野なり十一月朔日に祖師此草堂に移り給ふ、さらたにあればてし軒端いと冬のけしきすましく、めぐりの垣は風にやふられ内外のへたもなく、はらはぬ庭は雪にうつもれ、往來の跡もたえたり、肩をかくすに衣うすければ、わづかに蓑をおほひて、夕のあらしをしのき、柴折くぶるかまどもなければ、漸く雪を嘗て、朝のけふりに代給へり、しかりといへども、我不愛身命のみさほいさ、かもたゆみ給はず、但惜無上道の志ます、さかりにして、晝は日のひかりを仰き、眼を法華止觀の窓にさらし、よるは月の

(晝アリ略ス)

影を待て、心を口唱念誦の席にこらし給へり、或時阿佛房夫婦、ことの便によりて、此塚原のほとりを過給へるに、ありふし草堂のうちにとたとき誦經の聲聞えければ、しはらくたちやすらひて、聽聞ありけるに、さるへき宿世のたねや萌しけん、なにとなく隨喜のなみたおさえかたく、信仰のまことや、ふかし、是故にたちまちに改悔の念を起し、終に邪師の教をすて、夫婦ともに宗祖の御弟子となり給へり、しかるに國中の男女、貴となく賤となく、ことごとく權門の流を汲て、いまた妙法の源を窺さりしかは、良薬口にかきことばりにして、祖師の折伏破權の説法を聞ては、父

母の怨敵よりもねたみ、たましく志をはこふ人あれば、國主つよくいましめて、その所帶を沒取し、まれにも物をまいらするともからを見ては、郷民ふかくにくみて、彼住居を追うてり、このゆへに阿佛房夫婦も、常に祖師のかたはらに侍りて、法理を聽聞し、菜つみ水汲、つかへまほしくおもひ給ひけれと、さすが世にしたかふならひ、ひるのほとはしけき人めをはかり、たやすく參つかうる事もなりかたく、漸夜のふくるを待て、さけ物と、のへ、ちいさき櫃の中に入、夫婦かはるくになひて、塚原に詣給へり、かくしつゝ行かよふこと、文永八年の冬より、同じき十一年の春まで、すへて四年かほと、はけしき風雨の夜をいとほす、寒き霜雪のあかつきをたへしのひ、をこたりなく、くみ奉られたる、さるに阿佛房のすみかは、同じき雜太の郡のうち、新保村といふ所にして、祖師のすみ給ふ

(晝アリ略ス)

塚原とは、そのあわひ十里ばかりをへたてり、しかもそのほと道せはく、石たかくして、晝のほとさへもやすくは過かたし、まして月くらきゆふへ、雨つよき曉に、物をおひになひて行かよへる心さし、等閑の人のおよふへきわさにあらず、されは千日尼御前へつかはされし消息にも、念佛者日蓮か菴室に晝夜たちそひて、かよふ人をし

きりにせはむ、阿佛房櫃をおふて、夜中にたひく御わたり有、ひとへに悲母の佐土^(渡)の國に生れかはりてあるそかしと、あそはされしも、此おもむきをしるし給へり、されは吾祖も、阿佛房夫婦の志をふかく感じおほしめし、終に北國の唱導師に附任し給へり、しかるに文永十一年の春の比、相模の守時宗^(北條)の見給ひし夢に、急き日蓮聖人をめしかへすへきよしのつけ有しかは、おとろきて祖師の流刑をなため、同じき三月廿六日に、鎌倉に迎たてまつらる、祖師鎌倉に歸り入給ひて、猶もこと葉をはけまし、すみやかに邪法を捨て、正道に歸し給ふへきよしの諫をくはへ給へとも、臣くらく、主まよひて、諫を用ひされはずみやかに跡を山林にのかれ、みつから道義をまほるは、古賢の掟なればとて、終に同じき年の五月、鎌倉の幕府を辭し給ひ、甲斐の國身延の澤にかくれすみ給へり、阿佛房是をき、給ひ、さらに千里のみちを遠しとせず、年ことに身延山に詣て、宗祖の安否をうか、ひ奉り、且は法義の邪正を聽聞し給へり、千日尼も阿佛房ともに、まふてま、くおもひ給ひけれとも、海をへたて、山をこへて、いとほるけき旅路にて、ことにさわりおほき女人の身なりければ、

(畫アリ略ス)

心のことくゆきかふこともなりかたく、た、消息を奉りて、信仰の志をのへ給へり、

しかるに弘安二年の春の頃、阿佛房日得上人あからさまに病にふし給ひ、老樹風にいたみやすく、命根たもちかたくして、終に三月廿一日におはりめてたく滅をとり給へり、その子藤九郎もりつな、父の遺骨を首にかけ、身延に詣てられしかは、宗祖も阿佛房の遷化を聞しめし、かきりなく愁傷し給ひ、御消息を千日尼にたまひて、生死無常のことほりをしめし給ふ、藤九郎盛綱も、かねて世をいとふ志ありて、祖師佐渡の島にすみ給ひし時節に、塚原の草菴にいたりて、くはしく法門を聽聞有しかは、ふかく佛法の大義をわきまへ、や、宗門の奥旨に達せられけり、しかはあれと阿佛夫婦の人ともに、老衰の日にのそみて、外に枕をあふき、床をあた、むる人もなければ、むなしく心にこめて年月を送れけるか、漸く故阿佛房三年の忌にいたり、しきりに剃髮の望おこりければ、母の尼御前にむかひて、そのあらましをつけられけるに、尼公もかきりなく打よろこひ、出家の望をゆるさる、やかて身延山にのほりて、宗祖の御弟子となり、剃髮受戒し給へり、すなはち中老僧の隨一佐渡阿闍梨日滿上人と申は、此師の事なり、それより後はいよく修行をつみて、弘通のつとめをはけまし、身を一乗の流になけうち、命を三類のやじりにかけて、普く遠近の人を化度し給へり、祖師の上足日興聖人、佐渡阿じやりの弘通の趣を感じ給ひて、すなはち北陸道七ヶ

文永八年九月十二日

八八

國の惣導師たるへきのよし、祖師の御筆跡にまかせたてまつるのむね、

(畫アリ略ス)

添狀し給へり、かくのこたく折伏の弘通をなして、かきりなき大難に逢給ひしかとも、刀杖不加毒、不能害の金言むなしからず、露はかりも御身につ、かなくして、康永二年八月十五日に、御年八十二歳にして滅をしめし給ふ、是すなはち蓮花玉山阿佛房の第二祖なり、蓮花山妙宣寺は、阿佛房日得聖人すみ給ふ所をあらためずして、寺となし給へは、もとは雜太の郡新保村のうちにありしを、嘉曆年中に、本間山城の入道、ことの便によりて、同じき雜太の郡竹田村にひきうつしぬ、竹田村は本間入道その比の居城たり、そのち天正十六年戊子の年に、越後の國長尾の景勝、佐州に發向ありて、本間の一族をせめほろぼされし時、本間の總領信濃守高滋が居城、第三のくるはに至るまでことごとく阿佛房に寄附せらる、しかる間境内ことに

(畫アリ略ス)

ゆるやかにして、佛閣いらかをならへ、遠く西天垂化の砌をうつし、僧房軒をつらねて、長く北國唱導の風をつとふ、しかりといへとも、そのさかい北陸のほかにありて、其道千里のほとをへたてぬれば、開闢の由來、および歷祖の行徳、くはしく是をしる

本間六郎
左衛門ノ
居城

妙宣寺寶
物

人まれなり、しかるに予たま〜此寺の嗣法となり、初祖の行跡、寺門の來由た〜んことをかなし、略宗祖の眞翰を考へ、舊記にのする所をあつめて、普く信門の男女にほとこし、いさゝか渴仰の念を催さしむる而已、

寶永八龍集辛卯正月二十一日

阿佛房廿三日宥謹誌

卍 卍

〔妙宣寺文書〕

〇佐 當山寶物略記

一 拾八枚繼等の祖師の大曼荼羅 八幅

右の内に北陸道法花の棟梁たるへきの御本尊あり、是を系圖の本尊と云傳へり、

一 寶塔の御本尊

壹幅

此御本尊は、録外の御書第二の卷に詳なり、

一 録内御書大卷物

三卷

右は皆々得師千日え直に御授與あり、

一 御袈裟

一條

是は弘安年中に、身延山より、千日御前え給はるなり、すなはち御書のはし書に云、絹染の袈裟ひとつ進せ候とあり、

一 宗祖の御骨

一器

文永八年九月十二日

八九

文永八年九月十二日

一六老僧の大曼荼羅

十二幅

一金銅の釋迦佛一寸八分

壹軀

是は祖師御在嶋の砌、日得聖人え給はるなり、

一壹部一卷の御經

全部

奥書云、爲悲母七々之忌、奉書寫之者也、

前黃門藤原資朝在判

是は佐易左遷の時、書寫し給ひ、吾山に納給へり、

一御當家御代々御奉行、境内墨付、制札等、數通有之、

一開基以來、佐州守護代本間氏の墨付有之、

一越後長尾景勝制札、并家臣直江山城守墨付有之、

當山歴代

開基阿佛房日得聖人并千日尼御前

二祖佐渡阿闍梨日滿聖人○日滿ノ事蹟、興國四年八月十五日、示寂ノ條ニ收ム、

三祖日圓聖人

四祖日音聖人

五祖日存聖人

六祖日清聖人

妙宣寺歴代

七祖日住聖人

八祖日學聖人

九祖日定聖人

十祖日貞聖人

十一日述聖人

十二日透聖人

十三日遵聖人

十四日遣聖人

十五日典聖人

十六日通聖人

十七日迨聖人

十八日英聖人

十九日長聖人

廿祖日保聖人

廿一日周聖人

廿二日忍聖人

〔佐渡風土記〕四

一竹田村元祿七年戊、此村を分て、阿佛坊村一ケ村ニ立、高二十石三斗六升五合、

身延池上、中山三ヶ所輪番蓮花王山妙宣寺

此寺は阿佛坊日得の開基也、文永八ノ年、祖師塚原に配居の砌、日得夫婦食物を捧て奉る故、次第に祖風を信仰して、又彼奥儀解ける故に、後に改宗して出家と成、阿佛坊日得と稱しき、中老の中也、又妻は千日尼と名つく、又彼男子を日備と號す、弘安四年三月廿一日に卒す、此日得上人は遠藤武者盛遠より十二代の孫、遠藤爲盛と云人何の頃か當國へ配流致しける其末也、

什寶

妙宣寺什寶

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

一 曼茶羅大小九幅

日蓮筆

一 御書三卷

同

一 御消息一幅

同

一 隨身佛一體

同所持

一 マンタラ三幅

日滿筆

一 同十二幅

日興筆

一 袈裟一條

日蓮身延山々阿佛坊へ被遣候

一 阿佛坊北陸道七ヶ國法花棟梁一幅

一 一部一卷法花經一部

日野資朝卿筆

一 開山日得上人系圖

一 藤原氏系圖

本問氏

一 朱印二通 一通北陸道七ヶ國棟梁、
(徳川氏) 一通御免地之事

一 御當代々制札

數通

一 大久保石見守禁制

一通

正親町公通公

一通

一 緋紋白 寶鏡寺宮より拜領、

一 蓮花玉山妙宣寺開基日得則日蓮文永八年塚原に居するに、夜中阿佛房の婦夫櫃を負て、日蓮に食を進め、日蓮の命を繼し也、御書にも、阿佛坊婦夫の助により命を繼と、取意、又云、我父母の佐渡に生替り給ふかと、取意、

〔佐渡志〕

佛寺

妙宣寺 日蓮宗、甲州身延、武州池上、下總中山三ヶ寺輪番所 地四

町四段八畝歩 田四段八畝八歩 租稅三分ノ一ヲ免サル、圃四段壹畝拾壹歩

租稅悉免サル、米貳石五升九合三勺

雜太郡阿佛坊村ニ在リ、文永八年、日蓮此國へ謫セラレシ時、十一月朔日ヨリ大野村塚原ニアリテ、既ニ饑餓ニモ及フヘキ所、深夜ニ、食ヲ餽リテ危難ヲ助ケシ遠藤左衛門爲盛カ舊跡ナリ、爲盛始メ順徳上皇ニ仕ヘ奉リテ、上皇此國へ遷幸アリシ時、御供シテ爰ニ移リ住ヌ、仁治三年九月、上皇崩御マシ、テ、後難髮シテ阿佛坊ト云リ、其妻ハ右衛門ノ佐ノ局ノ侍女ニシテ、爲盛ト共ニ在家ノ僧タリ、按スルニ、爲盛カ事此國藤武者盛遠カ四世ノ孫ニシテ、故アリテ流罪セラレ、新保村ニ居ルト言ヒ、或民部卿忠永ノ六世爲長ノ四子ニシテ、盛遠カ弟ナリトモ云フ、訝カシキ事ナリ、又其妻ヲ千日尼ト稱セシハ、上皇都ニ歸リタマハシテ、事ヲノミ、思ヒ煩ハセタマヒシカハ、爲盛カ妻日毎ニ海ニ入りテ、波ニ浴シ、朝日ヲ拜シテ祈請シ、千日ノ功ヲ滿シカハ、上皇聞シ召テ、千日女ト呼セラレケルト云フ、其名ノ異ナルニ附會セシ説ト、斯テ日蓮赦サレテ鎌倉ニ歸リ、甲州身延ニアリシ後モ、爲盛ユレハ、信シ用ルニ足ラヌ、

文永八年九月十二日

文永八年九月十二日

九四

阿佛坊村

盛其徳ヲ慕ヒテ屢訪ヒケルカ弘安二年ニ卒ス其子九郎盛綱相續ヒテ法華經行者トナリ日蓮此國ニ在リシ時常ニ左右ニ侍シテ其勞ニ代ル年經テ其宅ヲ捨テ寺トナシ妙宣寺ト云フ嘉曆年中雜太郡竹田ノ城主本間泰昌妙宣寺ヲ居城ノ傍ニ移シ天正中ニ至リテ其子孫高滋尙又田園ヲ寄附シテ寺ヲ今ノ地ニ移ス其地遂ニ一村落トナリテ竹田村ノ内ニ在リシヲ元祿七年竹田村ヲ分チテ始テ阿佛坊村ト云フ一村ヲ置ト云リ遠藤系圖古文書

此寺日蓮ノ書セシ大曼多羅北陸道七ヶ國法華棟梁ノ曼多羅其外日蓮ノ消息數通及ビ古文書許多アリ此ニ一二ヲ出ス御免寺之事被聞食訖不可有子細旨所被仰出也仍執達如件

天文三年甲午三月日

本間之四郎高滋

佐州雜太郡武田阿佛坊

佐州雜太郡竹田村阿佛坊北陸道七ヶ國之統領仍執達如件

天文三甲午三月日

本間之四郎高滋

阿佛坊

本光寺

〔佐渡風土記〕^四

一日朗山本光寺開基日朗日蓮配所の間に度々鎌倉より御見廻

の時山路に休足の腰懸石あり今堂内に在並赦免狀之繪圖の板有後山村也

京都大光山相國寺末一後山村 日朗山本興寺

文永十一戌年三月九日日朗鎌倉を赦免狀持參致しけるか此所にて日蓮路の傍の石に腰打ちかけ給ひて彼狀を拜見し給ひし所也則今は寺と成ぬ石をは開運石と申傳へぬ

本光寺什物

一赦免狀拜見之祖師ノ像 日朗作

一日朗像一體 九老 日行作

一難産妙符一粒 日蓮筆

一マンタラ二幅 日朗筆

一立像釋迦佛一體 是ハ僧正日禪上人慶長元丙申年六月廿一日開眼ノ像也 傳教大師御作

一毘沙門天王一體 傳教大師御作

一法花六之卷 嘉曆三戊辰年四月八日 日印筆

一祈禱經壹卷 天文年中 日助筆

文永八年九月十二日

九五

文永八年九月十二日

九六

小木ノ安隆寺

〔佐渡志〕佛寺 安隆寺 京師妙顯寺末寺 地壹町六畝拾八步 圃壹段四畝三步 租稅悉免サル、

羽茂郡小木町ニ在リ、日蓮赦免ノコトヲ告ムトテ、文永十一年三月八日、門徒日朗渡海セシ時、着岸ノ古跡ナリ、

中原ノ妙經寺

妙經寺 甲州身延山久遠寺末寺 地三段九畝三步 圃九畝貳拾九步 租稅悉免サル、

雜太郡中原村ニ在リ、明應二年癸丑、此寺ノ住僧日應カ筆記ヲ考ルニ、始メ日蓮市野澤ニ謫居ノ時、監守セシ近藤伊豫守清久ノ息、中興小次郎信重カ舊跡ナリ、信重中興村ニ住ス、世ニ中興入道ト云フ、是ナリ、信重夫婦、深ク日蓮ヲ信シ、文永九年九月、中興村ノ内ニ庵ヲ作りテ、法華堂ト云ヒテ、其處ニ請シマキラス、其子孫舊跡ヲ續テ、此堂ヲ崇敬シ、累代ノ位牌ヲ置リ、應永ノ頃ニ至テ、信重カ四代ノ孫、中興左衛門勝重ト云フ者ノ時ニ、鎌倉ヨリ日清ト言僧來リシカハ、勝重コレト計リテ、一寺ヲ作ムト欲ス、日清ヤカテ法華堂ヲ改テ、法華山妙經寺ト號ス、寛正三年、此寺ノ檀那中興源五郎信之ト云フ者、一族ト共ニ居ヲ和泉ノ郷五丁ノ木ト云フ處ニ移セシ時、此寺モ同シク其處ニ移リヌ、以上日應筆記、年經テ弘治九年、再ヒ寺ヲ今ノ地ニ移スト言リ、

越後柏崎ノ三十番神堂

〔北越略風土記〕

五佛開刈羽郡

三十番神堂 柏崎下宿村

日蓮上人の開基也、文永十一甲戌年五月十四日、上人佐渡國より當所へ着岸し給ふ、世俗御舟着と云、又柏崎の書といふあり、

普益堂

〔刈羽郡舊蹟志〕

下 普益堂 日蓮宗

里人之ヲ番神堂ト稱セリ、下宿村ノ岬角數十尺

モト大乘寺ト稱ス

ノ岸頭ニ、海ヲ壓シテ立テリ、前ニ佐渡ガ島ノ煙波漂渺ノ際ニ峙ツアリ、眼ヲ轉シテ右スレハ、椎谷觀音ノ岬、彌彦ノ弧峯ヲ插ミテ横ハルヲ睹ル、○中略 往昔此堂海岸山大乗寺ト稱シ、眞言宗タリ、文永十一年三月、僧日蓮ノ赦サレテ、佐渡ノ謫所ヨリ渡海ノ折、風雨ノ爲メ此處ニ漂着シ、大乘寺ニ入ル、當時柏崎妙行寺ノ住持慈福此堂ヲ兼掌セシガ、日蓮ト法理ヲ談シ、遂ニ其說ニ服シ、改宗シテ弟子トナリ、名ヲ日心ト改メ、二代日敬ニ至リ、中、應長 兩寺ヲ併セ、海岸山妙行寺ト號シ、大乘寺ヲ改メ普益堂トセリ、爾來星霜ヲ閱スル六百年、此堂妙行寺ト共ニ地方ノ名利タリ、松平樂翁ノ額ヲ楯間ニ掲ケタリ、普益殿ト書セリ、

妙光寺

〔北越略風土記〕

五蒲原郡佛開 妙光寺 日蓮宗

日蓮上人第一の弟子日朗の開基なり、當

寺の門前磯山の崖の岩に、日蓮の筆跡七字題目あり、世俗磯の題目と稱す、又此より山越少し隔て、海中潮の底に同筆の題目あり、沖の題目といふ、是は日蓮上人佐州よ

文永八年九月十二日

九七

り越後へ渡海の節風波あらしゆへ、題目を書て打入給ふに、海上穩になりしとぞ、晴天波靜なる日は、稀に顯るゝ事あり、

文永九年壬申 紀元千九百三十二年

十月 丙戌朔 盡

二十五日、庚戌幕府、平頼資若鶴丸、越後白河莊安田條地頭職ヲ安堵セシム、

〔安田文書〕伊佐早謙氏所藏

將軍家政所下

(頼資)平若鶴丸

可令早領、知越後國白河庄上條内安田條北蒲原郡見讓狀、地頭職事、

右任亡父左衛門尉時實法師法名覺實、文永七年十月廿一日讓狀、守先例、可致沙汰之狀、所

仰如件、以下、

文永九年八月廿五日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別當左京權大夫平朝臣(北條政村)〔花押〕

相模守平朝臣(北條時宗)〔花押〕

〔参考〕

〔安田文書〕

伊佐早謙氏所藏

系圖

實景

大見肥後守、

時實

左衛門尉、
法名覺實、

行定

民部大輔、

頼資

平次左衛門尉、
童名若鶴丸、

文永九年御下文賜也、

資家二耶左衛門尉、
今者死去、

延慶二年下題安堵賜之、

文永十年癸酉

紀元千九百三十三年

二月 甲申朔 盡

三日、丙戌沙彌最信、命ヲ奉ジテ、佐渡長安寺・谷塚山寺等ニ於テ、土民等ノ狩獵スルヲ禁ズ、

〔長安寺文書〕

佐渡

〔花押〕

氣比内卷寺

佐渡國六箇郷内久知河長安寺、氣比内卷寺、谷塚山寺、於寺内、土民等致狩獵、甚太以罪

文永十年二月三日

九九

建治元年八月八日

一〇〇

業之至也於自今以後者可令停止彼三ヶ寺々中殺生之旨可被加制止之由所候也仍執達如件

文永十年二月三日

沙彌寂信

平野出羽四郎殿

後宇多天皇

建治元年乙亥

紀元千九百三十五年

八月己亥朔

八日丙午佐渡長安寺僧長圓院主職ヲ法弟淨聖ニ讓ル、

〔長安寺文書〕〇佐渡

讓渡 長安寺院主職事、

僧淨聖

右件職者依爲親弟子讓渡之實也不可有他違亂仍爲後代證文所注之狀如件、

建治元年癸亥八月八日

僧長圓(花押)

九月大盡 戊辰朔

二十二日壬辰某佐渡長安寺僧徒ヲシテ佛法ヲ興シ專ラ學ヲ修メシム尋デ土地ヲ寄進シテ佛供及ビ修理ノ料ニ宛テシメ寺法ヲ定ム、

〔長安寺文書〕〇佐渡

御判

〔佐〕渡國久知河長安寺僧衆等一心可興佛法專習學事、

右當寺僧等善自思量ス光陰易去壯士難住注住幸逢好緣宜萌覺芽就中鎮護國家者佛法之應用伽藍住持者僧徒之規則也縱無臥雲誦月之功何廢拾螢聚雪之志乎然而近日風聞食有倦參學之仁更隔稽古之器有越世路之輩偏妬鑽仰之客何其愚哉孔子云論語人能弘道非道弘人汝等思之無上大法難值一遇猶如盲龜之得浮木滿界財寶不如一句之法恒沙身命不比四句之偈若聞一字正法詞燃猛火之底未必厭之若無佛法名字深禪欲樂之天不足爲樂華嚴云菩薩摩訶薩求佛法恭敬尊重生難得想如求善法王菩薩金剛思惟菩薩爲求法故入火坑中云々當知三惡撻重苦尙爲法不爲難况於人間小事乎爰以天衣作野干之座王身爲羅刹之床皆是住難聞難遇之思重法輕身故也况又吾朝者佛法繁昌之境大乘純熟之機也菩提心義引瑜伽論云東方有一小國土但有大大

建治元年九月二十二日

一〇一

建治元年九月二十二日

1011

乘機法相古德判爲日本(最澄)又山家大師守護國界章云日本一州圓機純熟朝野遠近皆皈
 一乘論家定判人師解釋玄將國符合哉可憑可悅(空海)高野大師性靈集云遮那者誰號本是
 我心王三蜜遍刹土虛空嚴道場然則身愚鈍不可卑下接遠國不可羸弱若憚老體不學
 者顏子云曾子七十廼好學名聞天下苟卿五十始來游學猶爲頑儒若憑富貴退學問者
 顏回云天地所不能藏也鬼神所不能隱也不得以有學貧賤比於無學之富貴也須越海
 超漢尋師訪道何同國同寺疎師暗法哉抱朴子云探寶求珠必詣瑤池之肆益身潤己須
 入智者之門此言誠哉縱雖斗藪之賓客爲知識之位者請止而可學若雖凡下之若(耶力)廊爲
 知法之人者渴仰而可習若不爾者汝等罪過五逆業感無間龍樹智論云過四重五逆有
 深重罪得難得人身不學佛法是也又同論讚正法傳持德云縱使頂戴經塵却身爲牀座
 遍三千若不傳法度衆生畢竟無能報恩者唯有傳持正法藏宣揚教理施群生脩習一念
 契真如即是真報如來者誠知傳持正法者報佛恩人也報佛恩故善神護之惡鬼遠之爲
 君爲民爲寺爲法可學可行抑人法々爾雖可待時節之到來機根絕々非無興廢之因緣
 其故者當國者本朝之邊土北國海中土俗之習網澤漁浦而爲活計狩鹿括菟以備乃
 貢曾不顧解網之仁宛無落泣辜之淚爰(快圓)於當寺可令始建惣門廣興佛法之由言上
 之云々是則如鷄鳥孕鳳凰似牝馬產麒麟尤御本意也所隨喜思食也寺僧等此旨可存

快圓惣門
ヲ建ツ

一往似公事再往爲汝等也非如彼妙光城人民由國主恩聞妙法乎所詮大化無私尙不
 養無用之臣聖人有慈固有呵無智之僧然則有違失之輩者不可止住當寺有存知之類
 者漸可有御計於戲黃面老子未出世缺齒胡僧不西來以往雖佛法遍乾坤祖意明佐州
 爲令知有石鞏射鹿悟本心覩子得悟拾覓之道浪宣數言以下一寺仍執達如件

建治元年九月廿二日

寺田寄進事

右興隆佛法之趣感思食故寄進壹丁之田地擬成一寺之修理但以今年之所當奉加
 惣門之用途明年以後限永代可爲佛供並修理田矣

一殺生禁斷事

右生類雖多重命是一也依之今生之中受來世之短命悉由殺生之業內典深制外典
 數誡縱雖擬乃貢之備江海非狹山野是廣何入彌陀應現之寺內動致殺生不仁之狠
 藉哉此條自今以後永可停止此上聊於違失之類可被處重科見聞隱之輩等同可處
 罪科矣

一寺內檢斷事

右末世邊國之寺僧持犯雖交本朝宗學之風俗是名山寺然則如常途山寺之沙汰不

惣門ノ用
途及佛供
修理田
殺生禁斷
ノ事

寺內檢斷
ノ事

建治元年九月二十二日

1013

建治三年五月十八日

一〇四

私ノ成敗ヲ禁ズ

可_(精カ)誇權門之檢斷、一山會合、一所盡理、非極淵底依衆_(議)、儀可是非、但隨科之輕重、悉可被付寺之造營、猶於難計事者、輒私不可成敗、經上訴、可仰上裁矣、

一 庭弱寺僧等、爲若院主、若古老宿德、被致非分煩、於有令沈沒事者、甚以非仁儀、縱雖爲有若亡賤廊、不憚者宿、早可經上訴、然者任是非、可有御計由事、

右院主者爲甲乙寺僧、偏存顧面之儀、可令懷衆興寺、々僧者、爲院主存棟梁之思、猥不可違亂、爰若院主並宿老於庭弱之輩、設道理隨、非據者、甚以不便也、寧非佛法之滅相、伽藍之荒廢乎、抑僧者和合爲義、須如水與魚不可橋、不可沈、此上有違背之儀者、速可仰上裁也、所詮僧衆和合樂同修、勇進樂阿毘達摩性相也、深可守之矣、以前條々、寺僧等宜承知、勿違失、仍所定如件、

建治元年九月 日

建治三年丁丑 紀元千九百三十七年

五月 大 己 丑 朔 盡

十八日、_{丙午}彈正少弼北條業時ヲ越後守ト爲ス、

〔關東評定傳〕 建治三年丁丑 評定衆

彈正少弼_(北條)平業時 五月任越後守、八月廿九日爲二番引付頭、

〔將軍執權次第〕 弘安六年_{癸未}

業時_{駿河守} 建治三年五月十八日越後守、兼少弼、弘安三年十二月四日駿河守、兼少弼、

後宇多天皇

弘安元年戊寅 紀元千九百三十八年

十一月 大 己 酉 朔 盡

二十三日、_{辛未}某越後池上大明神ニ鏡ヲ納ム、

〔銅鏡〕_(表)○越後中頸城郡稻田村諏訪神社所藏 直徑三寸七分

池上大明神_(裏)○裏ニ菊花飛雀紋様アリ、

弘安元年十一月廿三日

○明治四十三年四月二十六日、中頸城郡三鄉村大字西松野木字池上ノ水田ヨリ發掘セリト云フ、

弘安二年己卯 紀元千九百三十九年

弘安元年十一月二十三日 二年正月二十四日

弘安二年正月二十四日 三年十月十七日

正月己酉朔

二十四日壬申權兵部少輔萬里小路宣房ヲシテ、越後介ヲ兼ネシム、

〔公卿補任〕

嘉元三年 參議從四位上藤宣房（萬里小路）、四十本名通俊、十一月十六日任、元藏人頭左

中辨、大藏卿如元、略、中入道從三位資通卿男、母、文永八正五從五位下、十四歲、安嘉門

通、同十一三廿二兵部少輔、十七同廿四日可爲權少輔之由宣下、建治三正廿九從五上、

弘安二正廿四兼越後介、十月廿三日飛驒守、略、下

弘安三年庚辰

紀元千九百四十年

十月己巳朔

十七日乙酉越後華報寺聖禪、傳、無京都ニ至リテ、東福寺辨圓傳、無ノ病ヲ訪ヒ、其示寂ニ會ス、

〔聖一國師年譜〕 （弘安） 三年 庚辰

師七十九歲、○中略、辨圓病中、無傳、自越後來、無傳名聖禪、入宋嗣徑山狂菴與、既回、鄉後、首

觀清見寺、鍊公、則謂、嗣法弟子、蓋聞師疾革、而馳至、師披安陀會、而坐、顔色如常、笑語自若、無傳挿香作禮、

師曰、最後相見須致九拜、拜畢而坐、師曰、相別二十年、無傳曰、只十九年耳、師微笑曰、我則

舉全數而已、無傳觀北絹二十端、師曰、我將長往、奚用觀、爲送庫司、用資常住、無傳將辭、師

北絹二十端ヲ贈ル

留之、乃述佛祖所說有理致機關向上三種、言訖已過三更、送歸客位、師乃服入參湯一盞、命俊顯曰、我將辭世、馳告藤丞相實經、久之問侍僧曰、鄉雞唱、師至卯時、上禪椅而坐、諸徒乞遺偈、便書曰、利生方便、七十九年、欲知端的、佛祖不傳、弘安三年十月十七日、東福老珍重、投筆而化、留龕三日、身體如生、遂塵全身於常樂菴、緇素哀慟、聲動山谷、入壙之後、林竹變白、桐樹自枯、

十一月己亥朔

是月幕府、越後守北條業時ヲ駿河守ト爲シ、左近大夫將監金澤顯時ヲ越後守ニ

任ズ、尋テ、事ニヨリテ顯時ヲ流ニ處シ、後召還ス、

〔關東評定傳〕 弘安三年庚辰 評定衆

越後守平業時 （北條） 三番引付頭 十一月任駿河守、

左近大夫將監平顯時 （金澤） 十一月任越後守、

〔武家年代記〕 下 同八年十一月十七日、城陸奥入道一族被誅了、依余火御所炎上了、越後

守顯時流刑、永仁元、四廿七、被召返、赦免、

弘安五年壬午 紀元千九百四十二年

八月戊子朔

弘安三年十一月是月 五年八月七日

弘安五年八月七日 六年四月五日

七日、甲午龜山上皇ノ院宣ニ依リテ、賴重姓關ヲ越後ニ流ス、

〔續南行雜錄〕

祐春記抄

弘安五年八月十二日、

興福寺訴

院宣案文

興福寺訴訟問事、大隅、薪兩庄之界、連々確論、度々珍事、職爲由斯、仍云、大隅庄云、薪園、

（關脫カ）

以關東一圓之地、可被立替、可爲永代靜謐之基、歟、賴重職直罪科事、任申請處、流刑云々、此上、不日奉歸座神木、可遂行寺社佛神事之由、可有御下知之旨、

院宣所候也、以此趣、可被申關白殿之狀如件、

（鷹司兼平）

十二月七日

（藤原經頼）

權右中辨殿

權大納言經任奉

追申 配流國頼重 越後、職直土佐、如此候也、

弘安六年癸未

紀元千九百四十三年

四月乙酉

西朔

五日、乙丑幕府、越後白河莊猿田等ノ地ヲ、眞珠姓關ニ安堵シテ、殺生ヲ禁斷セシム、

〔安田文書〕

前

讓渡

溫川條次郎丸

越後國白河莊猿田村并溫川條内次郎

（丸カ）

地頭職事、

山野ノ四至ヲ定ム

右所々讓渡女子字眞珠事實也、但貳町者可爲給田、其餘者任先例、可令弁濟本家御年貢也、山野事、（庚カ）東限（庚カ）加治岡山路之西、西限（庚カ）上野、四至所定如此、至殺生者、可禁斷之、田畠界事者、委細見宗家所帶之讓狀、仍狀如件、

弘安六年四月五日

（北條時宗）
平朝臣（花押）

弘安七年甲申

紀元千九百四十四年

八月丙午

朔

是月幕府、陰謀發覺ニ依リテ、北條時光ヲ佐渡ニ流ス、

〔北條九代記〕

弘安七

八月比、修理權亮時光

越後守

陰謀事露顯之間、經種々拷訊之後、配流

佐渡國滿實法師同意云々、

〔參考〕

〔佐渡風土記〕

上

嘉曆三戊辰四月九日
佐介修理介時光流罪之事

延享三丙寅迄四百五十五年

時光父は北條時盛といふ、時盛は北條時政孫也、九十代後宇多院、弘安四辛巳七月二日、佐渡へ配流、謂は不知、但此時光か由緒は、北條時政より代々、此家に於て執權たり、

時光父は越後守時盛、若名は掃部、後從四位下、遠江といふ、時政三男北條時房相模守か

子なり、鎌倉にては佐介に住す、去に依て、時光は佐介を名乗る、又佐介武藏相模遠江、

由不明
配流ノ理
佐介氏ヲ稱ス

弘安七年八月是月

一〇九

弘安八年六月一日

大佛等の祖は、時光か家たり、

〔諸家系圖纂〕

十二北條 桓武平氏第二

時政

北條四郎、母伴爲房女、
從五位下、遠江守、

時房

初號五郎、
時連歌人、

時盛

掃部助、越後守、正五位下、
法名勝國、佐介祖、建治三年五月二日卒、八十一歳、

時光

修理亮、
佐渡配流、

政茂

時親

左馬助、

時員

越後次郎、
法名行全、

政氏

越後三郎、

弘安八年乙酉

紀元千九百四十五年

六月壬寅朔

一日、壬寅佐渡ノ本間重久、兄宣定卜領地ヲ争フ、是日、幕府之ヲ裁決ス、

〔佐渡志〕

官員

本間左衛門次郎重久與舍兄左衛門太郎宣定相論條々、

強清水深浦等

一強清水(羽茂郡)、深浦并田浦事、

右重久則宿禰(宿根木)宜内、強清水深浦并(江積)柄積内田浦等、宣定押領之由訴之、宣定亦件強清水等者、木浦内小名也、全非宿禰宜、柄積内之旨、爰如重久所進弘長三年三月廿一日

下文者、木浦内宿禰宜柄積伊豆穗堂(井坪)釜可致沙汰云々、件強清水等無所見之上、爲宿禰宜并柄積内之條、無證據歟、宣定者弘長以後爲木浦内當知行、經年序之間、重久訴訟不及沙汰、次夏并鹽釜事非堂釜内歟、然者宣定可令進退也矣、

山野

一山野事、

右重久則宿禰宜以下四ヶ所分山野在之而不相綺、宣定一向所令押領也、且木浦三分一御公事、令勤仕之上者、可宛給彼山野之由訴之、宣定亦彼四ヶ所者、全山野無之、爲總領分之旨、陳之者、重久木浦三分一御公事令勤仕之條、宣定承伏之、且者任先例、且隨分限、相互可相倚也矣、

木浦守護代職

一木浦守護代職事、

右於彼職者、文永五年宛給宣定之處、重久弘安二年、稱當知行由、掠給別納下文之條、無其謂、所詮至彼職者、宣定可致沙汰也矣、
右條々下知如件、

弘安八年六月一日

北條宣時

弘安九年八月十四日

弘安八年六月一日

弘安九年 紀元千九百四十六年

八月 大乙未 盡

前武藏守平朝臣 (北條宣時)

十四日、戊申、國宣ヲ佐渡ニ下シ、宣旨・院宣・關東下知狀等ヲ帶セザル地ハ、前々司ノ新儀和與・請所ヲ停メ、一國平均ニ國檢ヲ遂ゲテ、東寺ノ造營ニ宛テシム、

〔東寺文書〕射之部 十三之十八

左辨官 下佐渡國

應不帶宣旨・院宣及關東下知狀地、停止前前司新儀和與・請所等、諸郡郷一國平均遂行國檢、終東寺造營功事、

佐渡國守 平倫平

右得彼國守平朝臣倫平去六月二十一日解狀、倘當國者、永代被寄附東寺之役國、遂行國檢、可致興行沙汰之由、度度雖被下院宣、諸郡郷等、或號前司和與、或稱非分請所、任雅意、抑留入勘、蔑如國威、不辨正稅、徒送年月、吏務如無、所詮於不帶宣旨・院宣及關東御下知狀之地者、停止前前司新儀和與・請所等、諸郡郷一國平均遂行國檢、偏全正稅官物、欲終伽藍造營、望請天裁、因准先例、被下宣旨者、聖跡早復舊制、弘金薩瑜伽之密宗、帝闕彌屬昌運、滿天長地久之御願者、權中納言源朝臣雅房宣奉、勅依請者、國宣承知、依宣行之、

弘安九年八月十四日

大史小槻宿禰(花押)

〔附箋〕雅藤

少辨藤原朝臣(花押)

伏見天皇

弘安十年丁亥 紀元千九百四十七年

十二月 大丁巳 盡

十一日、丁卯、幕府、河村余一二、亡父道阿ノ例ヲ守リテ、越後荒河保引網ノ事ヲ沙汰セシム、

〔色部文書〕前羽

越後國荒河保引網壹網事、守亡父河村小太郎 (入道カ) 法師 法名道阿、例、可致沙汰之狀、依仰執達如件、

弘安十年十二月十一日

前武藏守(花押) (北條宣時)
相模守(花押) (北條貞時)

弘安十年十二月十一日

弘安十年十二月十一日

河村余一殿

一一四

道阿遺領
處分
四男秀通
へノ配分

河村小太郎入道々阿遺領配分事

四男余五秀通分

越後國荒河保内田三町一段大廿六步、六百蒔

山口七段小四十八步 門田六段小三十步

源新太夫一町半 新光寺跡五段六十八步

入出六十步 大瀬二段

中津河 鷹巢山

同保内在家 三十五宇

中津河十八宇 源新太夫一宇

新光寺跡一宇 人出非人所五宇

次目ニ在列

○幕府、河村秀久ヲシテ、荒河保ノ地ヲ領セシムルコト、元亨元年六月二十日ノ條ニ見ユ、

正應元年戊子

紀元千九百四十八年

三月丙戌朔

十二日、酉小除日、六波羅探題北條兼時ヲ越後守ト爲ス、

〔北條九代記〕下(北條)兼時 正應元年三月十二日、任越後守、

〔帝王編年記〕 六波羅北方越後守兼時 正應元年三月十二日、任越後守、元修理亮、

〔關東開關年代記〕 承久三年以後六波羅次第

修理亮平兼時南五北八 正應元年三月十日任越後守

〔武家年代記〕中兼時越後 弘安四十五修理亮、同日從五位下、同十一三十三(一)越

後守、正應二六從五位上、廿七歲、永仁三九十八卒、自弘安七十二、至正應六正北方、六年、

南方、四年、

辛去

○是後、兼時、越後ニ下向スルコト、永仁二年七月二十一日ノ條ニ見ユ、

十一月壬午朔

九日、庚寅燈油佛聖料田トシテ、越後佐味莊等ノ地ヲ西大寺四王院ニ施入ス、

〔西大寺田園目錄〕和大

筑後國竹野庄

年貢百十石 彼納定

正應元年三月十二日 十一月九日

一一五

正應四年十一月二十七日

(中頸城郡)

越後國佐味庄

年貢卅五貫文 當時請新也、本ハ三百石也、

山城國飯岡庄

年貢菰三十枚

尾張國青山庄

年貢代錢五貫文

丹波國吉美庄

年貢香五斗 本ハ五石也、

已上五ヶ國五所 雖有餘庄、有レ名無レ實故、略之

正應元年十一月九日、鳥羽院御願十一面堂御本尊、爲當御代勅願、被奉安置於當寺四王院、仍彼以庄園等燈油佛聖新田、同御施入、其上夏中寂勝王經講讚中僧食新、永代被施入之、中宮大進藤原光泰朝臣奉也、○下略

正應四年辛卯

紀元千九百五十一年

十一月 大乙未朔盡

二十七日、辛申池賴章、弟賴定ト越後福雄莊八王寺神田ノ地ヲ爭フ、是日、幕府之ヲ裁決ス、尋テ幕府、新開地トシテ之ヲ收公シ、藥師堂守護禪朝ニ付ス、

〔高橋文書〕

後〇越

池 中務大夫賴定法師法名心覺、與同宮内大夫賴章、越後國福雄庄内藥師堂免田得分物事、

下地得分
ナ賴定ニ
沙汰付セ
シム
守護尾張
入道道鑑

右心覺蒙裁許之處、賴章不遣其道之由訴申之間、云下地、云得分物、可令沙汰付于心覺之旨、被仰守護人畢、爰如守護人尾張入道々鑿執進代官義行去年閏十二月十八日注進狀者、年々得分物事、賴章者可辨年々所當之由申之、心覺亦可請取作毛之旨令申之間、不事行云々者、如御下知者可令糺返得分之由被載之畢、而可請取作毛之由令申之條、甚以無謂歟、然者可辨所當也者、依鎌倉殿仰下知如件、

弘安十一年二月十八日

前武藏守平朝臣(北條宣時)花押
相模守平朝臣(北條貞時)花押

賴章ノ訴
賴定ノ辯
疏

(池宮内)
□□大夫賴章、代俊章與弟中務大夫賴定法名心覺、代時直相論越後國福雄庄名賀崎條内八王子神田(事)□□

右訴陳之趣、子細雖多、所詮當條内藥師堂寄地事、賴章(進脱カ下同シ)□□依致相論、弘安八季預裁許畢、爰稱被寄地内、押領八王子神田(之問)□□神事闕如之條、無其謂、可被糺返年々作毛之由、賴章申之處、(者)寄地内八王子神田無之、賴章所申里坪者公田也、藥師堂寄(地)□□者新開田也、被召出建長正檢帳之時、神田之有無不可有其(限カ)□□由心覺陳之者、任兩方承伏、仰惣領下總大夫盛氏、被召出建長(正檢カ)□□帳之處、如盛氏所進、今月十六日請文者、依名賀崎八

正應四年十一月二十七日

一一七

一一六

王子神田事、可備進建長帳之由雖被仰、彼帳不隨身、但地頭一同御公事配分田數目六、進覽之云云、如同所進文永六年五月十四日目六者、名賀崎條內神田壹段之由所見也、仍於引付座召出兩方、披見彼目六之處、俊章則爲八王子神田之由申之、時直亦爲壇神免之旨稱之、爰如賴章所進沙汰人忍拾三月十六日無年和字狀者、壇神田壹段之由載之、心覺所申神田既令符合畢、隨爲參段、由賴章申之處、如賴章所帶狀者、壹段少、突變之申狀頗無理之所致歟、加之名賀崎條內有八王子神田之條、無指證據、然則賴章訴訟、旁以非沙汰之限者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應四年十一月廿七日

九十一伏見

陸奥守平朝臣(花押)
相模守平朝臣(花押)

新開地トシテ收公ス

越後國福雄庄名賀崎條內藥師堂免田新開寄地之事、右一宮之神官池宮(賴章)內大夫與同弟中務大夫等、當條內爭論之地、從弘安八季于今至不得止事、既雖三裁仰双方、每度變々申條、可謂頗迷私心歟、訴陳無究、而背物議者也、於是得咎當恐伏而无言也、依爲全新開地、以後公收之、而條內藥師堂守護全禪朝僧附任、然二夫無恨期之畢、此條神官神人莫敢違失者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應五年九月十八日

陸奥守平朝臣(花押)
相模守平朝臣(花押)

〔參考〕

〔越後國伊夜比古神廟記〕○越後花井龜山帝文永九年、有僧禪朝者、應武州太守平

友時之恩遇、領伊夜比古封戶、一旦雖至此、而猶憚神威不專領之、一夜夢大神長身衣冠

甚偉、告朝曰、我是伊夜比古大明神也、待爾久矣、宜早爲我修三密旨弘一乘法、翌日朝聚

諸神人語之、乃入而修法、又夢神告曰、山中有池、是我所棲也、爾宜就池側建堂宇、覺而

益奇之、往見北谷、果有池水、愈信神言之不浪、遂構一院、置十二僧口、配十二神將、爾來不

絶云、○上下略、全文ハ天長十年七月三日、彌彦神名神祭ニ預ルノ條ニ收ム、

〔北越略風土記〕四蒲原郡伊夜比古神社一名神大、當國

神宮寺本尊阿彌陀佛社僧 眞言院

護摩堂

〔櫻井古水鏡〕略正應四年鎌倉にて裁許あれ共、双方の申處不分明に依て、其地

を公收せられ、追て禪朝房と云僧に附屬し、藥師堂の守護職に補任有て下向す、元來

禪朝は、執權北條家の氏族故、威を逞して名賀崎の藥師堂を彌彦に移し、山吹澤の絶、

正應四年十一月二十七日

北谷ニ一院ヲ構フ

彌彦神社

神宮寺

禪朝藥師堂ヲ名賀崎ヨリ移ス

始テ神邑
ニ佛寺ヲ
建ツ

頂、今云藥師が嶺に造建し、小阪平の地に二王門を立、北谷に十二ヶ所の房舎を構へ、其身は紫雲山龍池寺と號し、天台宗の學頭號を申請、奥羽二ヶ國の觸頭と成る事、みな北條家の勢に因、剩へ禪朝房押て宮中別當職を望み、神主神官を蔑にす、依之鎌倉へ訟ければ、別當職は停められたれとも、裁談不明也、永徳年中、龍池寺良快か時に至て、國上山の僧侶と爭論の事出來し、上杉家の裁許を以て、良快は下山せらる、是より威權を剝され、年を追て衰へ、峯の藥師二王門も山下に移し、今に二王堂と云字残り、是ぞ神邑に寺佛を立し始也、略中亦神宮寺の彌陀佛は、龍池寺の房中に東正寺と云あり、其持佛なり、慶長の初の轉變に、龍池寺は残りて、十二房は地拂て斷絶す、佛具等は時の寺僧引取て逃亡す、此佛像のみ残り、後東正寺破壊の節、神宮寺の二階に差置しを、元祿年中、快詠申立しもの也、略中町口の西に十王堂あり、本高寺にて進退す、本來は以前禪朝僧の建立にして、佛像最も古作の一物たりと云、然るに昔十王堂斷絶して、木像は和納八幡宮の本社の縁の下に有しか、年來をへて打果しと云、略十

寶光院

〔新潟縣寺院明細帳〕縣廳木

西蒲原郡彌彥村

新義真言宗

寶光院

禪朝開基
快詠再建

一本尊 金剛界大日如來

脇立 不動明王 毘沙門天 愛染明王 寶頭盧尊者 藥師如來 如意輪觀音 地藏菩薩

一由緒 建久六乙卯年、賴朝公御建立、正徳二壬辰年七月、該住快詠再建、古開基禪朝

房年月不詳、略下

十一月小乙丑朔

二十一日、西幕府、尼某ニ、越後波多岐莊八馬・深見等ノ地ヲ安堵セシム、

〔長樂寺文書〕上野

可早以屋□□領知上野國新田庄鳥山内田在家越後國波多岐庄八馬・今泉兩村内、田

倉俣(中魚沼郡) 島在家、同庄深見倉俣、田島在家等各名字員數并事

源時成(源) 右任亡夫時成、建治二年十月一日讓狀、弘安五年三月十日三通讓狀等、可令領掌之狀、

依仰下知如件、

正應四年十二月廿一日

陸奥守平朝臣(北條宣時) 花押
相模守平朝臣(北條貞時) 花押

正應五年壬辰 紀元千九百五十二年

十月小己丑朔

正應四年十二月二十一日 五年十月二十日

正應五年十月二十日 二十二日

一一三

二十日、戊申幕府、平長直ニ越後小泉莊牛屋條内作道以東地頭職等ヲ安堵セシム、

〔色部文書〕〇越後 櫻井市作氏所藏

可令早平長直領知越後國〔岩船郡〕小泉庄牛屋條内作道以東地頭職并郡司袋主司入道名田在家事、

色部氏長

右任亡父色部右衛門五郎氏長法師〔法名〕建治二年八月三日讓狀可令領掌之狀依御

下知如件、

正應五年十月廿日

陸奥守平朝臣〔花押〕
相模守平朝臣〔花押〕

二十二日、庚午沙彌道願、其所領地ノ地頭職ヲ其女ニ讓ル、

〔色部文書〕〇越後 櫻井市作氏所藏

ゆつりわたす、たさいけのちとうしきの事、

□□このくにかちのしやういしみの、てうひかし□□□□さ□うちてゆ□り

はたすさいけは、はんしやう二郎入道かさいけいちらうわせたあり、田千七百七十七

右件所りやうは、道願かさうてんの所□□□□をそへ、女子みたいちに忍いたい

加地ノ庄
五十公野

をゆつりわたす處ち、〔實正〕やうなり、せん〔先日〕にちゆつり状をかきあたふるといへとも、
正應五年十月廿二日いつひつとう日のしひつ〔自筆〕のゆつりなり、この状にまかせて、り
□ちすへし、た、しきやうとかまくらの御くし、ねんく、御ふく、かまくら〔大番役〕はんや
くつとむへき事、へちにこれあり、かの状にまかせて、けたいなくつとむへし、よてた〔他〕
のさま□けなく、子々孫々にいたるまで、領知すべき□如件、〔狀〕

正應五年十月二十二日

沙彌道願在判

藤原遠泰

藤原遠泰在判

永仁元年癸巳

紀元千九百五十二年

四月丁亥朔

二十二日、戊申北條貞時、内官領左衛門尉平頼綱及ビ其子資宗ノ驕僭ヲ怒リテ、之ヲ鎌倉ニ誅ス、長子宗綱連坐シテ佐渡ニ流サル、

〔醍醐寺日記〕 永仁元年四月二十二日、天晴、寅初殿中以外騒動、可被打平禪門之故

也、寅刻打手武藏七郎等押寄、懸火、及合戦、合戦以前平左衛門宗綱令參云々、父子違逆、意上者、不可蒙御不審之由、種種申之間、以安東新左衛門尉重綱問答、其後宇都宮入道〔景綱カ〕預了、果然并飯沼左野左衛門入道於一所、自害之由風聞了、經師谷其次小野放火了、其

永仁元年四月二十二日

一一三